文部科学省

令和８年度図書館地区別研修【北日本地区】

図書館行政の動向

令和８年11月10日（火）

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
図書館・学校図書館振興室　専門官
稲田　幸昌

目　次

１．図書館の現状

２．図書館行政の方向性

３．図書館関係制度、計画等

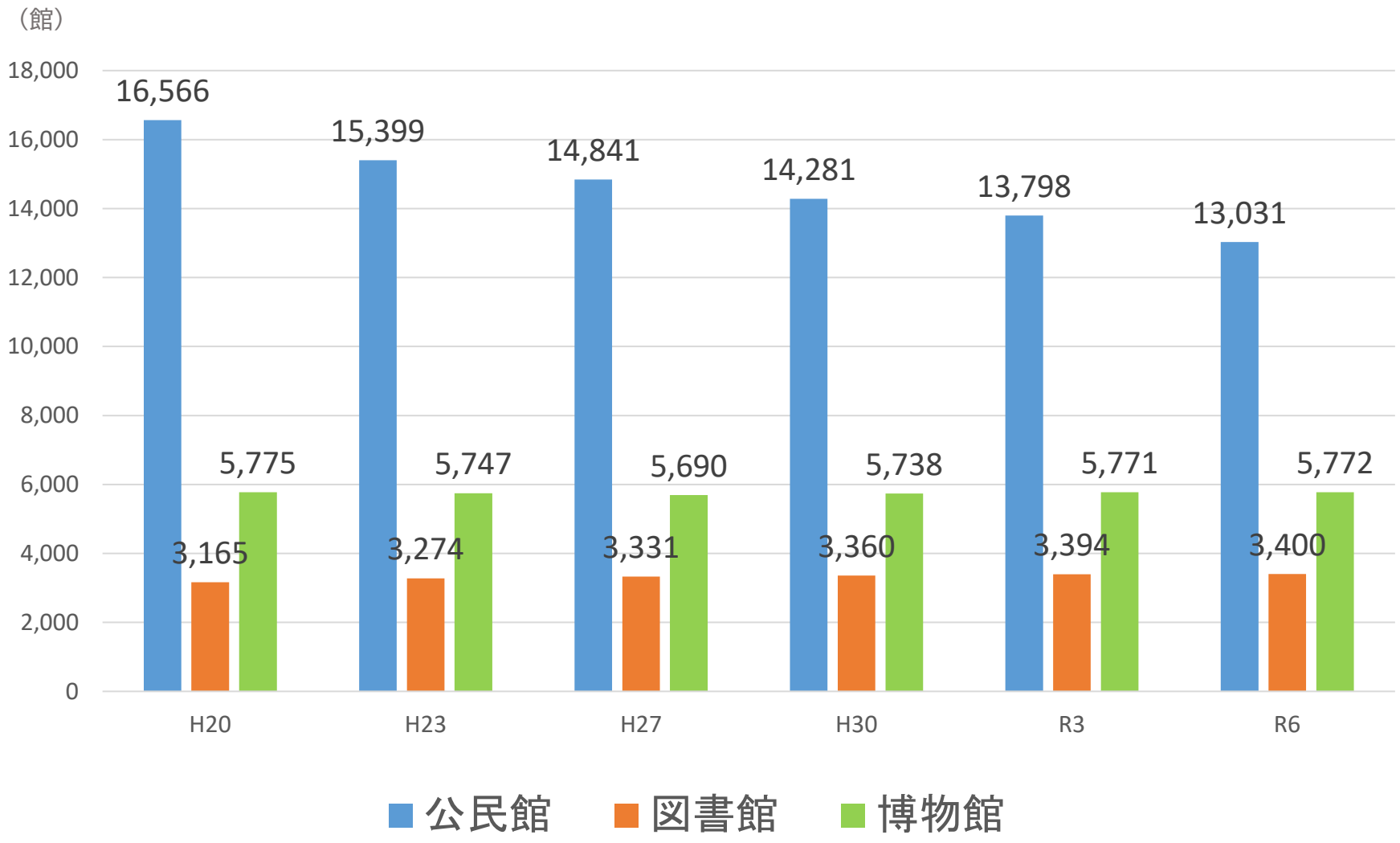
（１）図書館関係の著作権法に係る権利制限規定の見直し
（２）子どもの読書活動推進基本計画
（３）読書バリアフリー法・読書バリアフリー基本計画

４．国における取組等

参考資料１　学校図書館関係
参考資料２　図書館における多様な学習機会の提供　他

１．図書館の現状

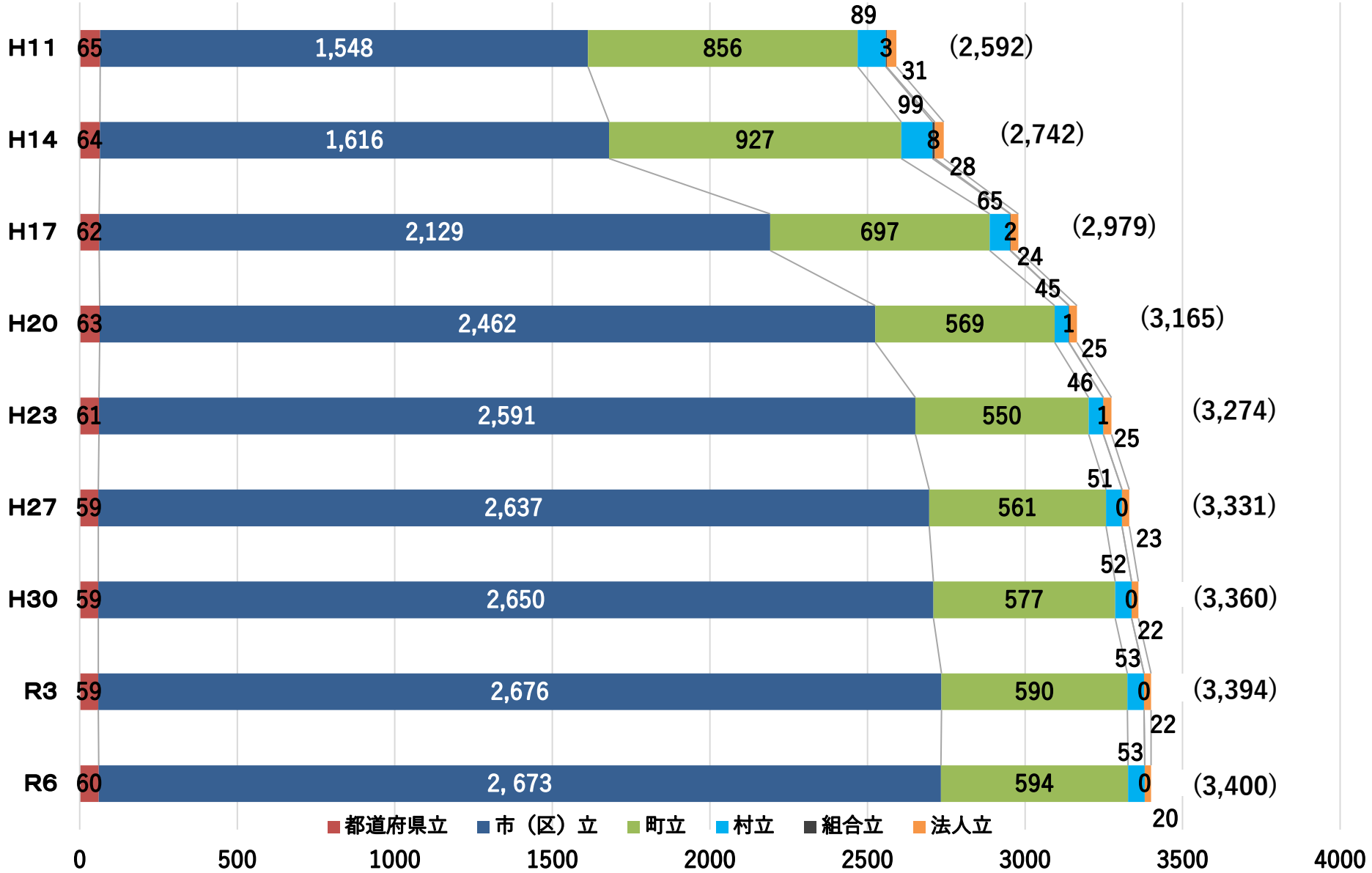
社会教育施設数の状況



※公民館・博物館は類似施設を含む

資料：社会教育統計

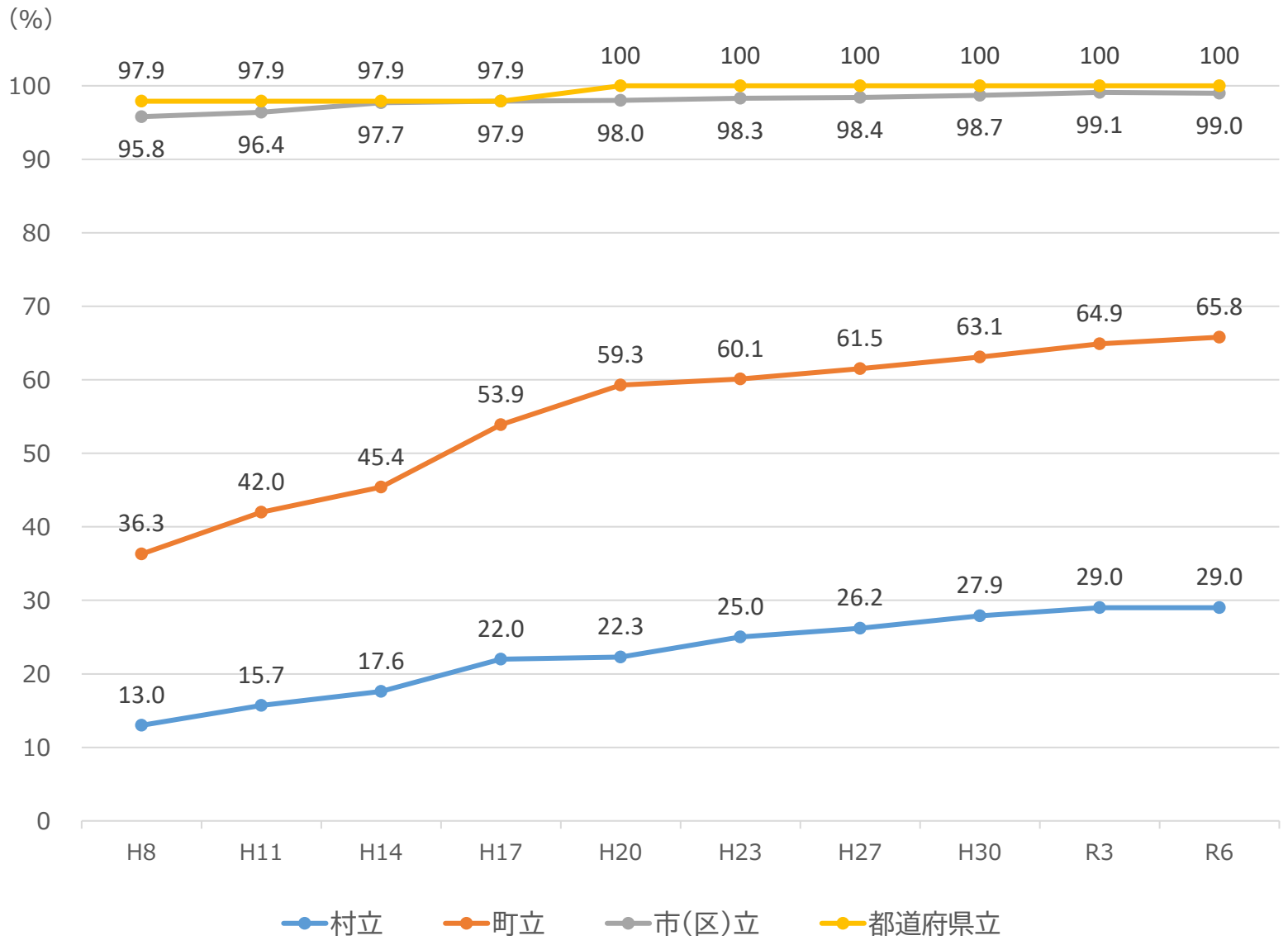
図書館数の推移



出典：社会教育統計

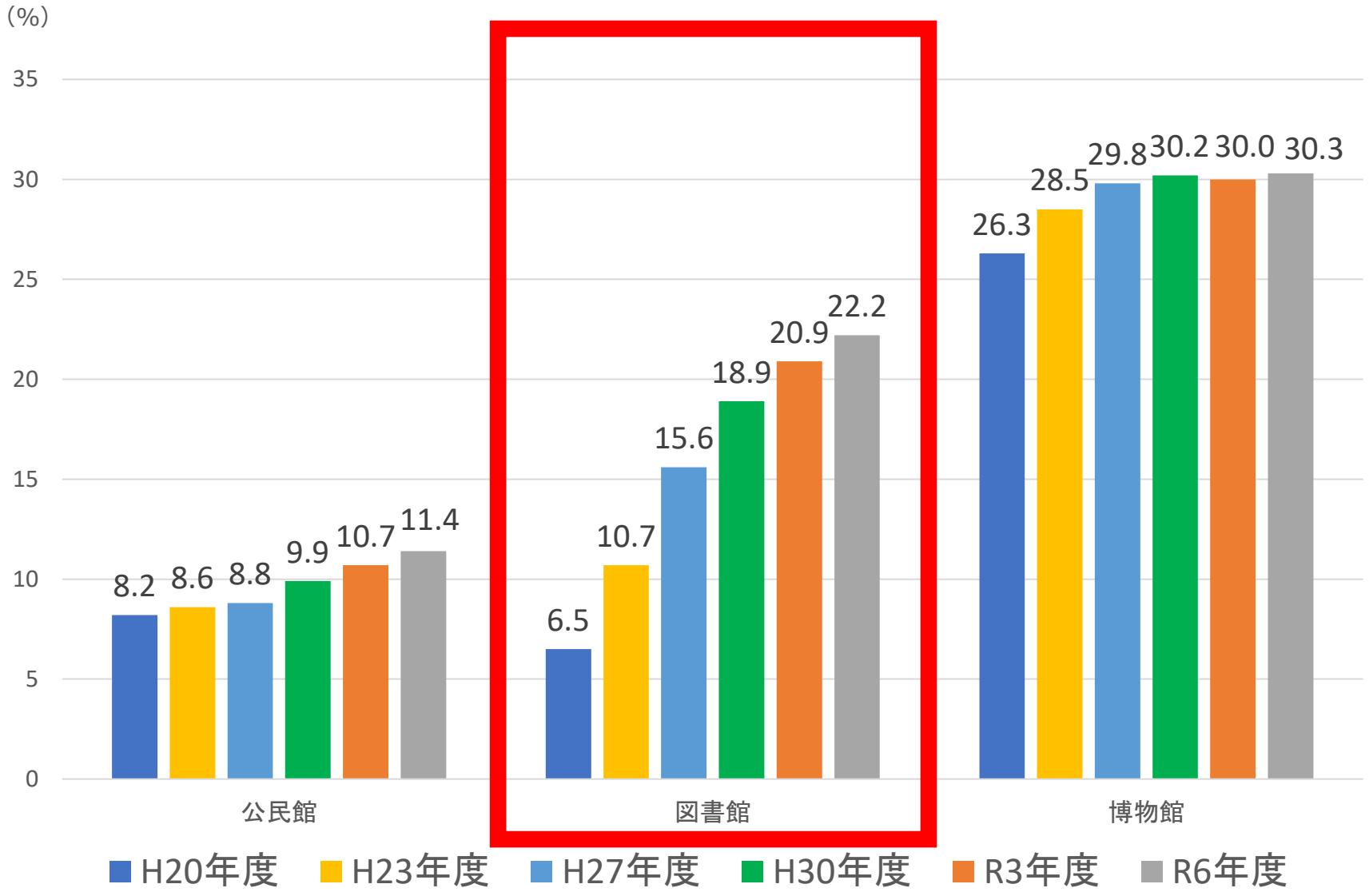
※平成20年度調査から、都道府県・市町村首長部局所管の「図書館同種施設」を含む

公立図書館設置率の推移(%)



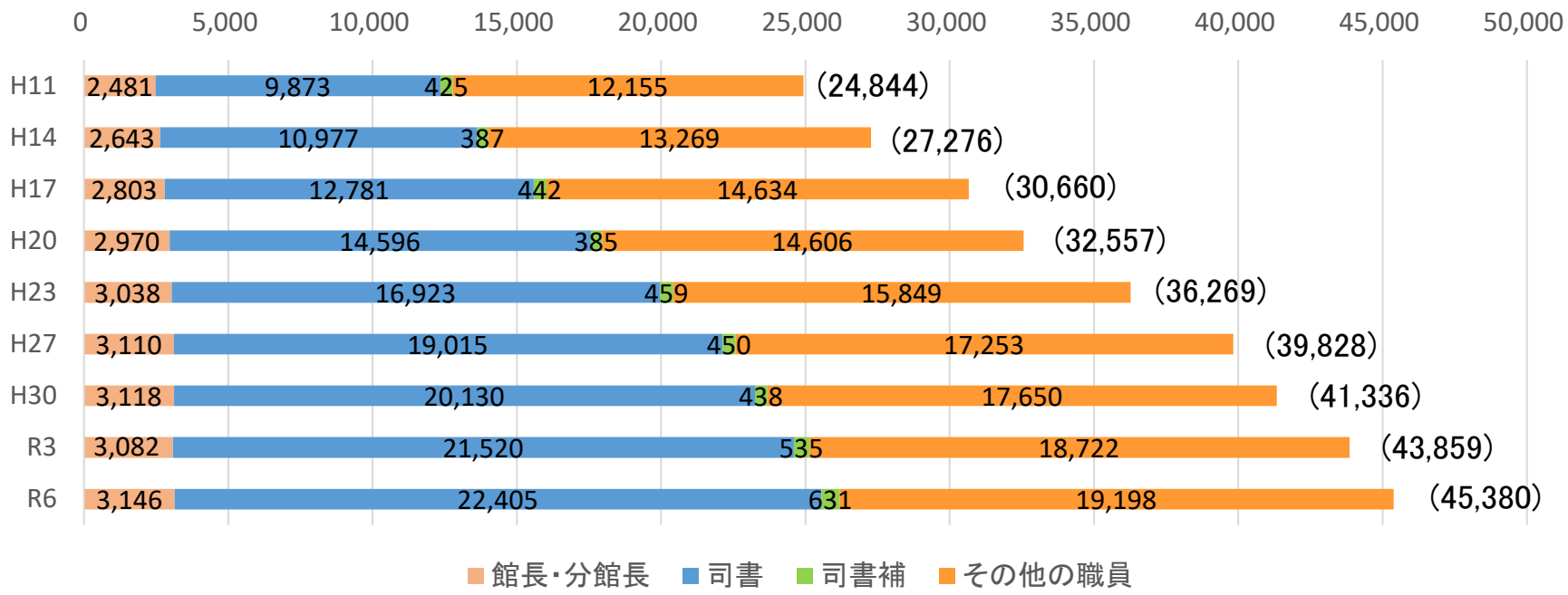
出典：社会教育統計

公立の社会教育施設における指定管理者制度の導入状況



※公民館・博物館は類似施設を含む　※図書館は公立図書館のみ　資料：社会教育統計

職員数の推移



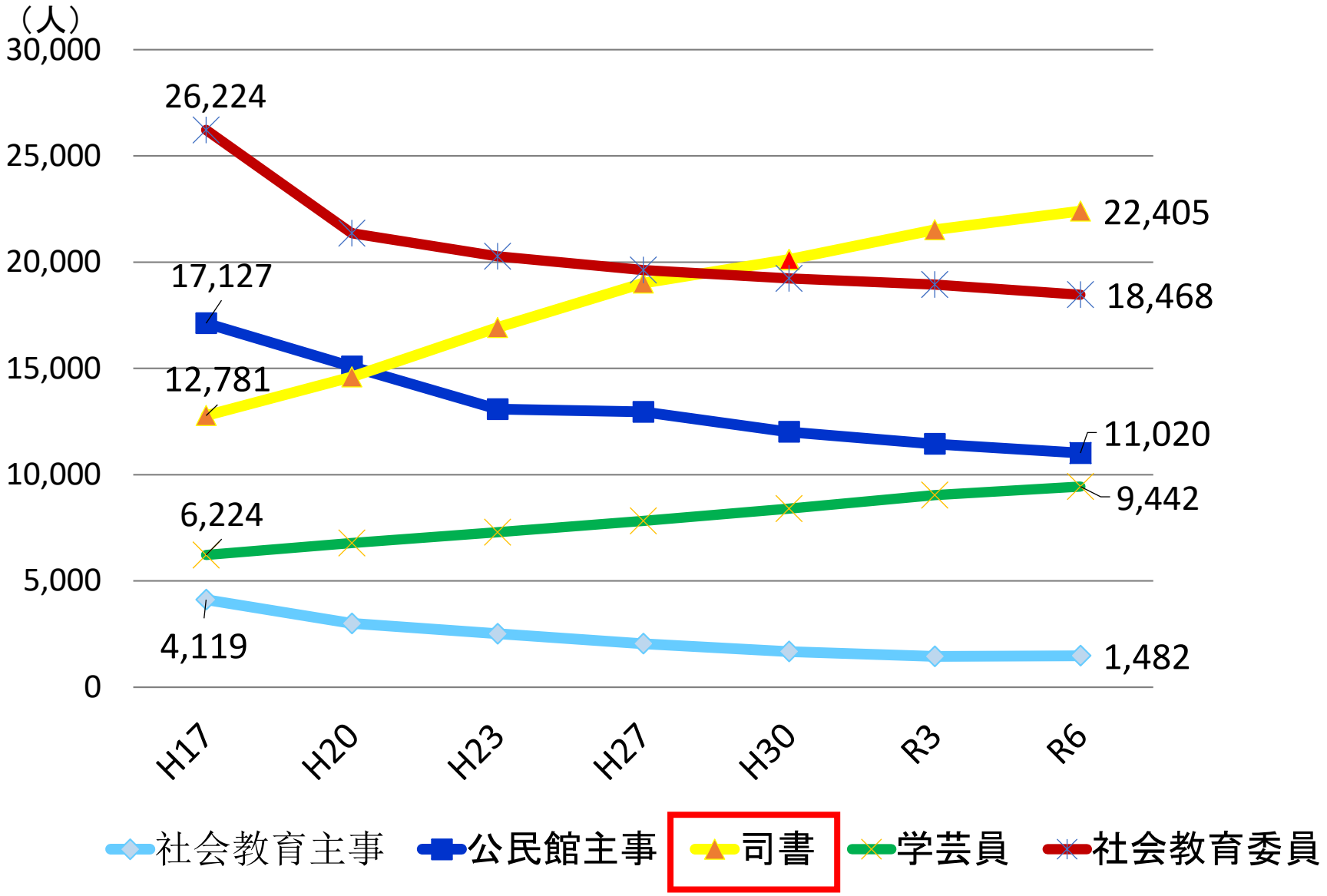
〇図書館職員数の推移

単位：人

	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3	R6
館長･分館長	2,481	2,643	2,803	2,970	3,038	3,110	3,118	3,082	3,146
司　書	9,783	10,977	12,781	14,596	16,923	19,015	20,130	21,520	22,405
司書補	425	387	442	385	459	450	438	535	631
その他の職員	12,155	13,269	14,634	14,606	15,849	17,253	17,650	18,722	19,198
合　計	24,844	27,276	30,660	32,557	36,269	39,828	41,336	43,859	45,380

出典：社会教育統計

社会教育関係職員数の状況

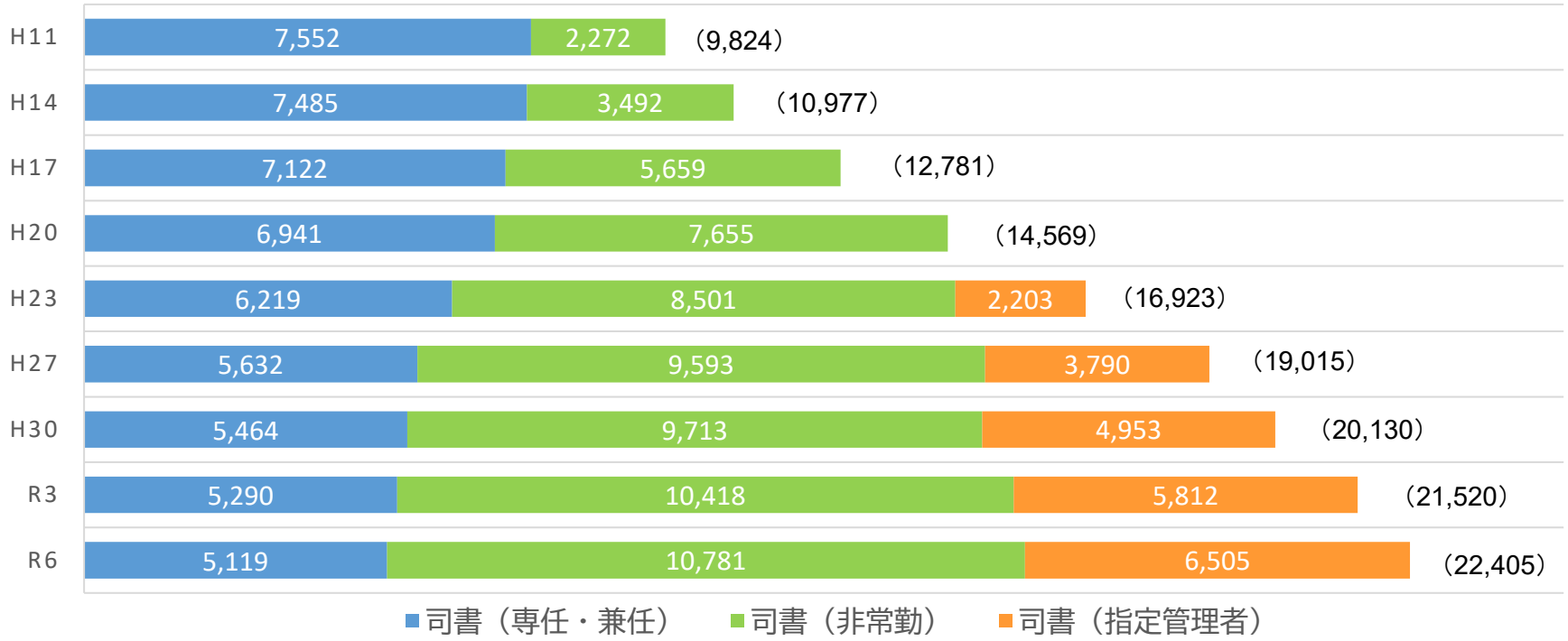


（注）学芸員数は、博物館登録施設、博物館相当施設及び博物館類似施設の学芸員の合計。

（出典）社会教育統計

司書数の推移

（単位：人）



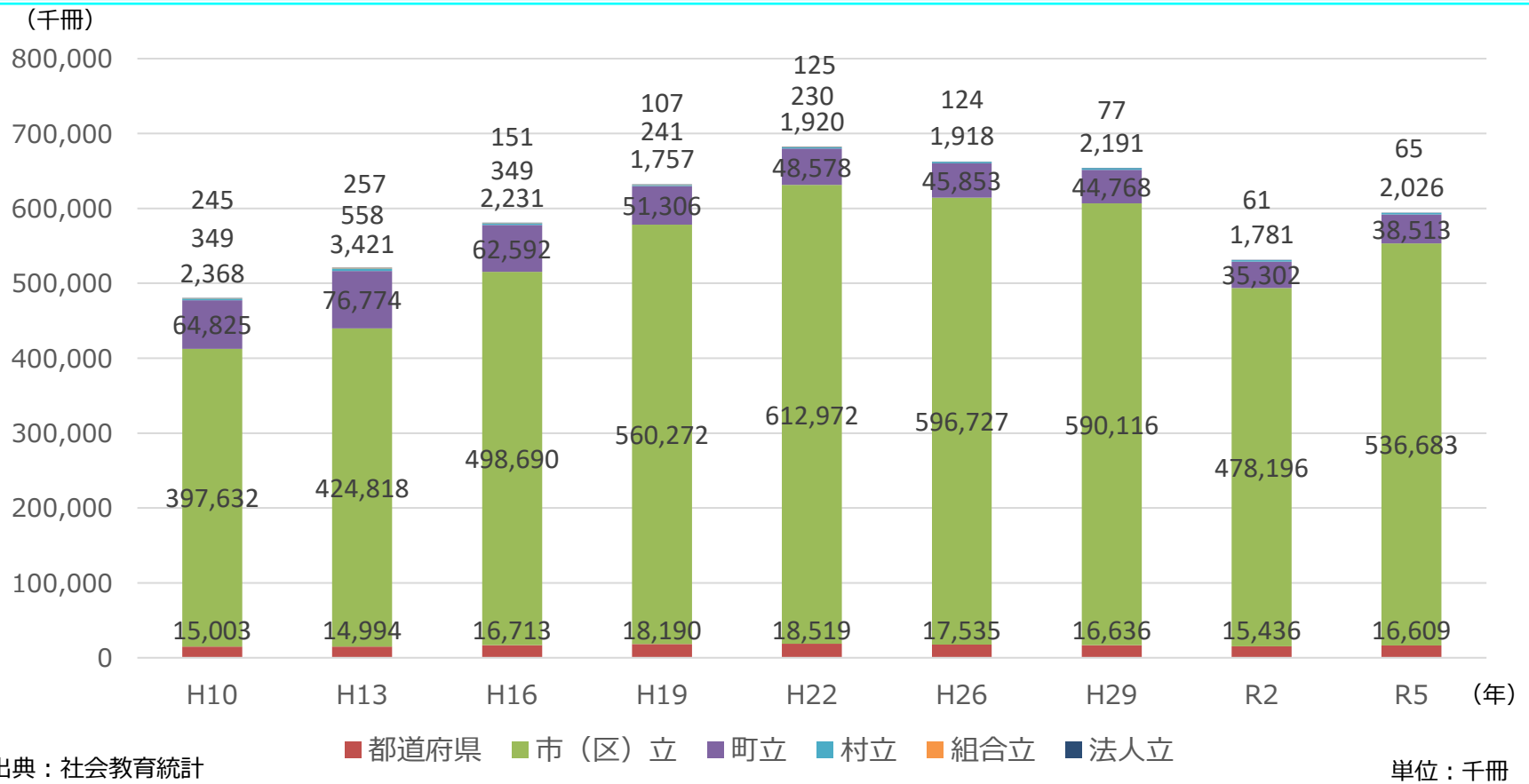
○割合の推移

	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3	R6
専任･兼任	76.9%	68.2%	55.7%	47.6%	36.7%	29.6%	27.1%	24.6%	22.8%
非常勤	23.1%	31.8%	44.3%	52.4%	50.2%	50.4%	48.3%	48.4%	48.1%
指定管理者	-	-	-	-	13.0%	19.9%	24.6%	27.0%	29.0%

※H20年度調査以前は、指定管理者が配置する司書数を調査していない

出典：社会教育統計

貸出冊数の推移

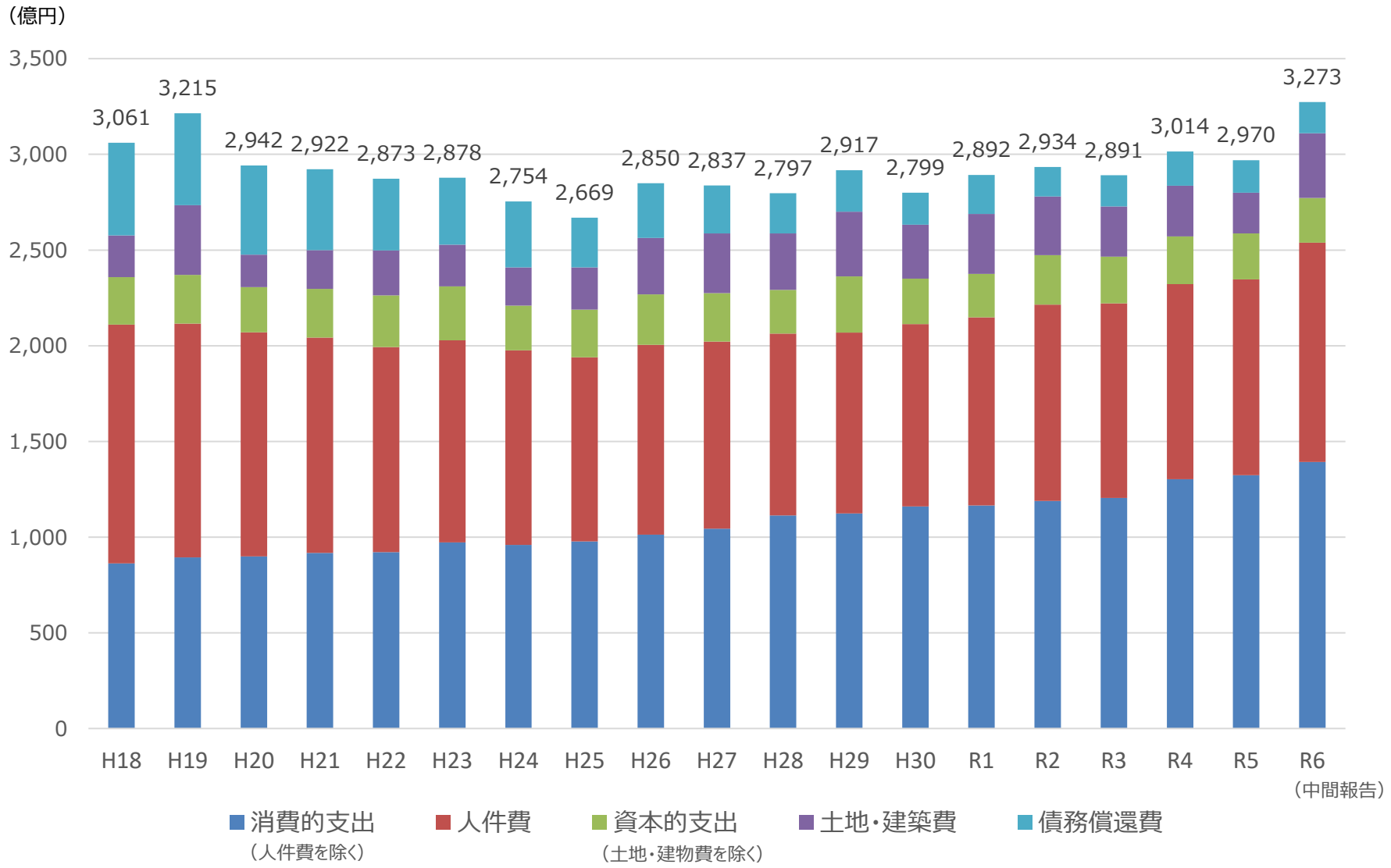


出典：社会教育統計

単位：千冊

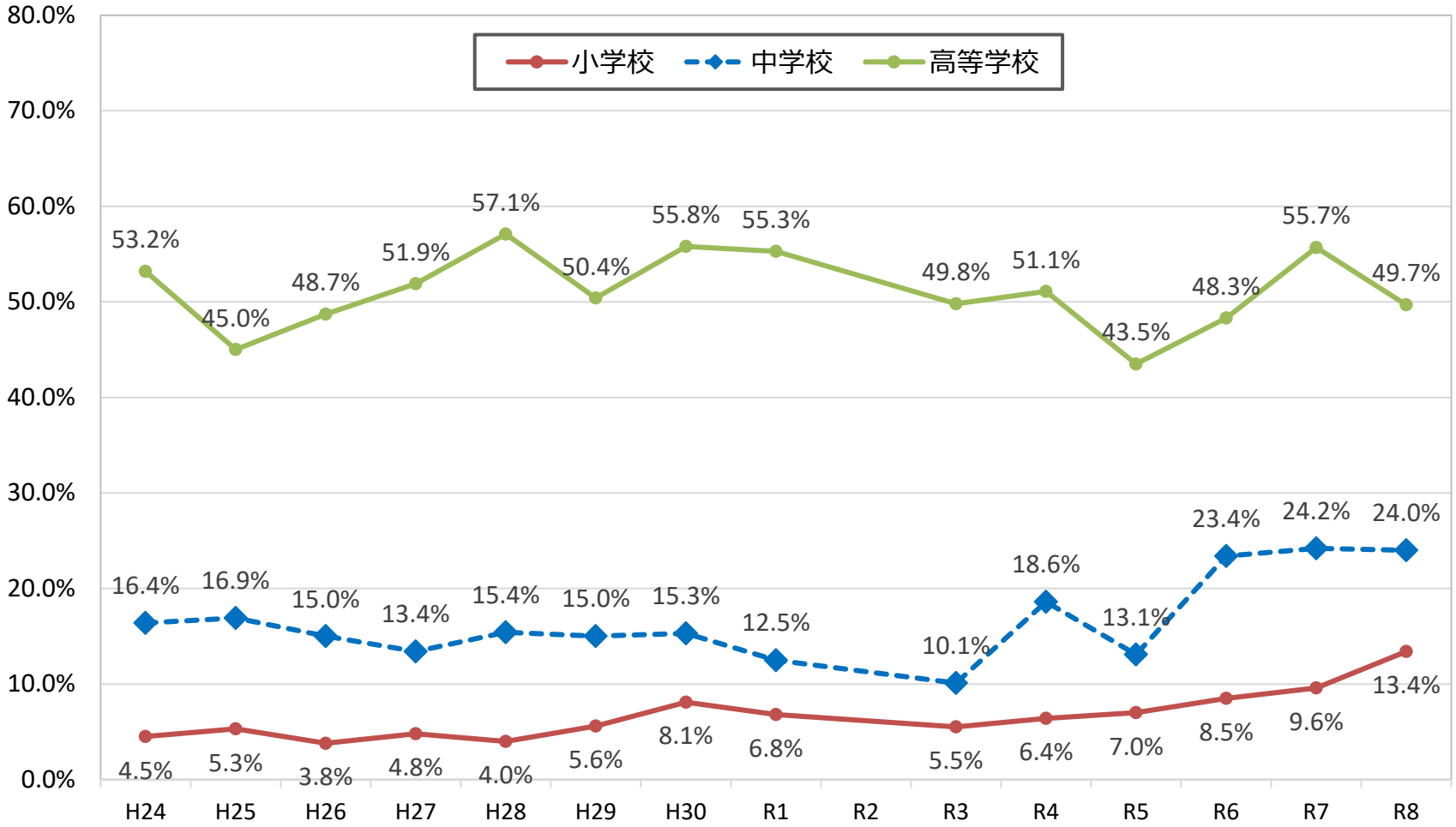
	平成10年度間	平成13年度間	平成16年度間	平成19年度間	平成22年度間	平成26年度間	平成29年度間	令和2年度間	令和5年度間
計	480,422	520,822	580,726	631,873	682,344	662,157	653,789	530,775	593,895
都道府県	15,003	14,994	16,713	18,190	18,519	17,535	16,636	15,436	16,609
市（区）立	397,632	424,818	498,690	560,272	612,972	596,727	590,116	478,196	536,683
町立	64,825	76,774	62,592	51,306	48,578	45,853	44,768	35,302	38,513
村立	2,368	3,421	2,231	1,757	1,920	1,918	2,191	1,781	2,026
組合立	349	558	349	241	230	—	—	—	—
法人立	245	257	151	107	125	124	77	61	65

図書館費の推移



出典：地方教育費調査報告書（文部科学省）

（参考）不読率（1ヶ月に1冊も本を読まなかった人の割合）の推移



出典：学校読書調査（公益社団法人全国学校図書館協議会）

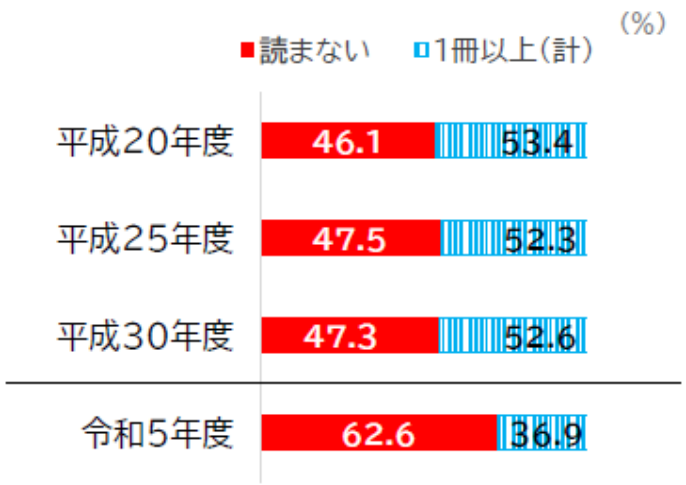
※令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、調査未実施

（参考）本を「読まない」人の割合

？ １か月に読む本の冊数

- １か月に本を「読まない」人が６割強
- 「読まない」と回答した人のうち、SNS、インターネット記事を読む割合は７割台半ば

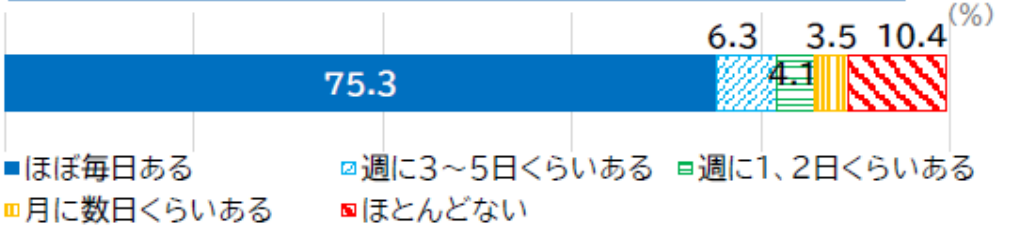
Q １か月に大体何冊くらい本を読んでいるか



※ 本には、電子書籍を含む。雑誌・漫画は除く。

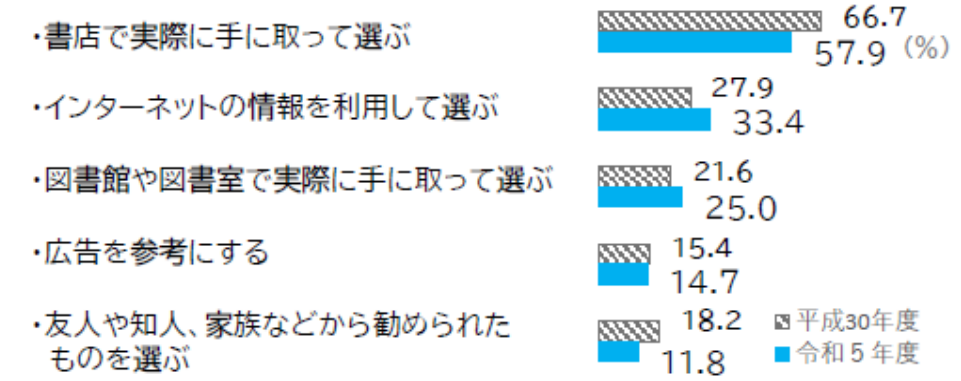
「読まない」と回答した人（62.6%）に

SQ1 本以外の文字・活字による情報（SNS、インターネット記事など）を読むことがどのくらいか　n=2,228



「１か月に１冊以上読んでいる」と回答した人（36.9%）に

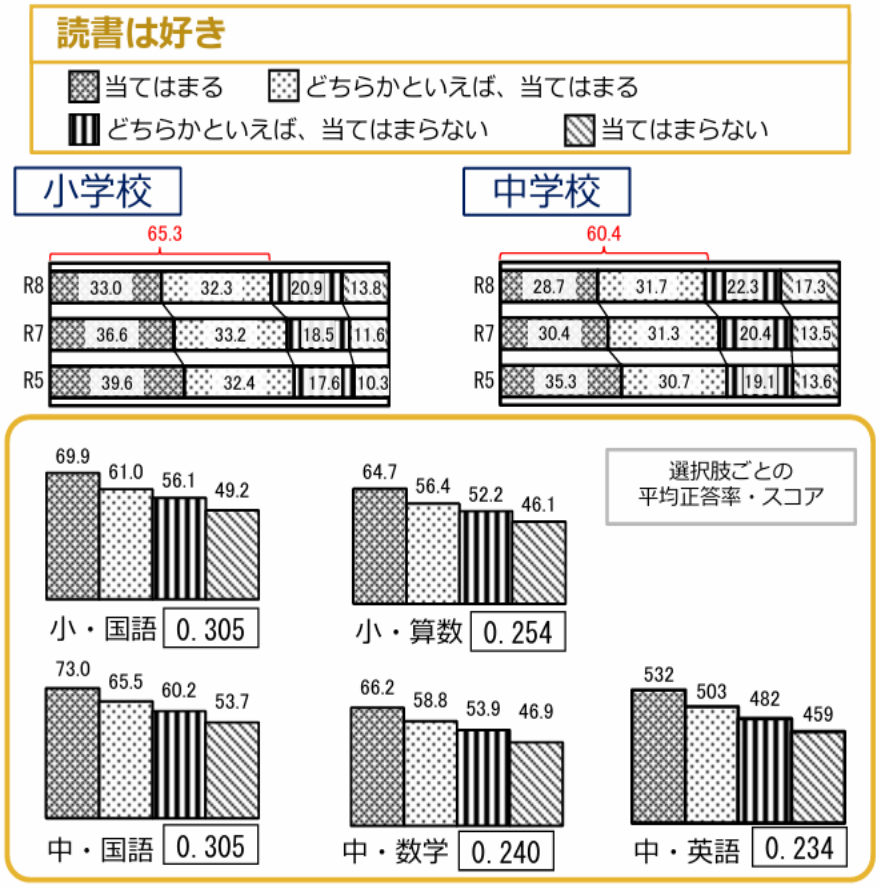
SQ2 読む本をどのように選んでいるか（複数回答）　n=1,313（令和５年度）



※実施時期：令和6年1月16日～3月13日、対象：全国16歳以上の個人
（出典）文化庁「令和5年度「国語に関する世論調査」」

（参考）令和８年度全国学力・学習状況調査

**「読書は好き」と回答した児童生徒ほど
各教科の正答率・スコアが高い傾向。**



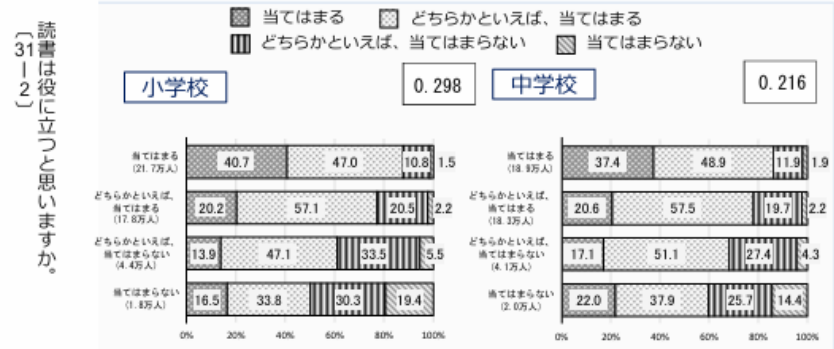
出典： 令和８年度　全国学力・学習状況調査の結果（概要）のポイント

**読書は役に立つと考えることが、課題解決に向けた積極性や
地域・社会への寄与意識に影響を与えている可能性がある。**

クロス集計（児童生徒）

［読書は役に立つ］×［課題の解決に向けた積極性］

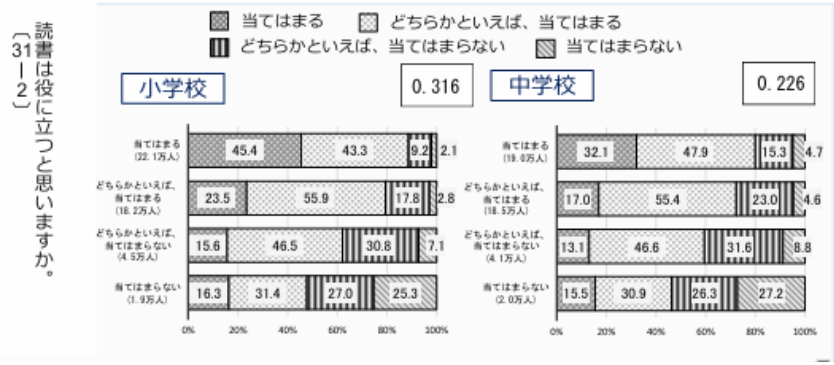
５年生〔１、２年生〕のときに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。〔39〕



クロス集計（児童生徒）

［読書は役に立つ］×［地域や社会への寄与意識］

地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。〔33〕



出典： 令和８年度　全国学力・学習状況調査の結果（概要）

２．図書館行政の方向性

第４期教育振興基本計画における社会教育の位置付け

コンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく

日本社会に根差したウェルビーイングの向上
・生涯学習・社会教育を通じて、**地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現**していく視点も大切

目標

目標８　**生涯学び、活躍できる環境整備**　　目標９　**学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上**
目標１０　**地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進**

Ⅱ．今後の教育政策に関する基本的な方針
（5つの基本的な方針）
③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
（社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成）

○ **社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営み**という性格を強く有している。近年、**防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において**、その地域課題の解決に向けて、関係省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。これらの政策は地域コミュニティが維持されていてこそ機能するものであり、**社会教育の役割が重要**となる。

○ **地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められる**。こうして形成された地域の人々の関係は**持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会全体の基盤**となる。「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることにより、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上がもたらされる。地域で人と人とのつながりを作り、協調的な幸福感を紡ごうと取り組んでいる人たちが自信と誇りを持つことができるようにしていく必要がある。

第４期教育振興基本計画【概要】（令和５年度～９年度）

令和5年6月16日　閣議決定

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

► 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す**羅針盤**となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

【社会の現状や変化】

・新型コロナウイルス感染症の拡大　・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化　・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）　・少子化・人口減少や高齢化
・グローバル化・地球規模課題　・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）　・共生社会・社会的包摂　・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）　・18歳成年・こども基本法　等

第3期計画期間中の成果

・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化　等

第3期計画期間中の課題

・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞　・不登校・いじめ重大事態等の増加
・学校の長時間勤務や教師不足　・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷　・博士課程進学率の低さ　等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

・**将来の予測が困難な時代**において、未来に向けて**自らが社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく

・**社会課題の解決**を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上等**による、**活力ある社会の実現**に向けて「**人への投資**」が必要

・**Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

・**多様な個人**それぞれが**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会**が**幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方

・幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、**自己肯定感**、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視

・**日本発の調和と協調**（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

・**主体的に社会の形成に参画**、持続的社会の発展に寄与

・**「主体的・対話的で深い学び」**の視点からの授業改善、大学教育の**質保証**

・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進

・グローバル化の中で**留学等国際交流**や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進

・**リカレント教育**を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による**多様な教育ニーズへの対応**

・支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視、**地域社会の国際化**への対応、**多様性、公平・公正、包摂性**（DE&I）ある**共生社会の実現**に向けた教育を推進

・**ICT等の活用**による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に**複線化する生涯**にわたって**学び続ける**学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

・**持続的な地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等**の社会教育施設の機能強化や**社会教育人材**の養成と活躍機会の拡充

・**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化

・**生涯学習**を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、**当事者**として**地域社会の担い手**となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る３段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第３段階を見据えた、**第１段階から第２段階への移行**の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、**教育データの分析・利活用**の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、**ICT環境**の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

社会の現状と変化



※「Volatility：変動性」、「Uncertainty：不確実性」、「Complexity：複雑性」、「Ambiguity：曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語

ポイント解説動画はこちらからチェック！

2つのコンセプト

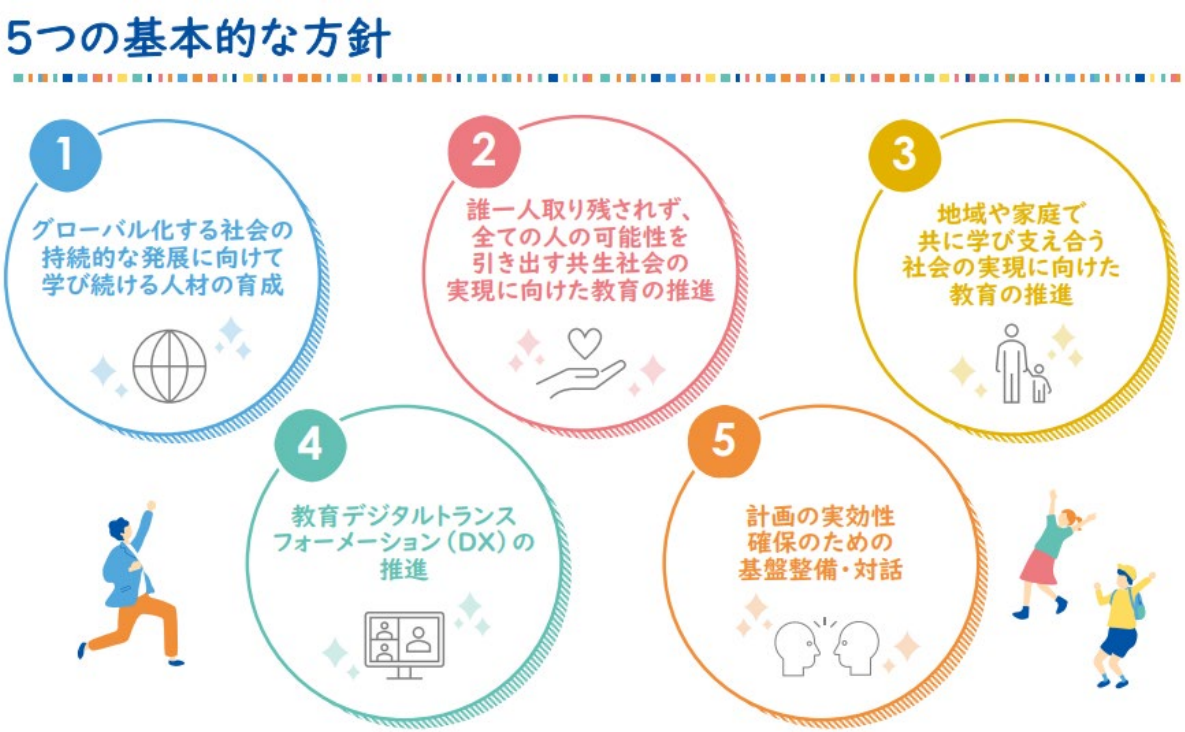
持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

（出典）文部科学省「教育振興基本計画」（リーフレット）



（出典）文部科学省「教育振興基本計画」（リーフレット）

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

（公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充）

○ デジタル田園都市国家構想基本方針においてデジタル技術を活用し、地域の特性を生かした地域の社会課題の解決・地域の魅力向上が提言される中、公民館や図書館等の社会教育施設は、社会教育の拠点として、自らが果たす役割を明確化することが求められている。それに当たっては、地域住民の意向を運営に取り入れることなどにより、機能強化を図ることが重要である。

その際、貧困の状態にある子供、外国人、障害者やその家族、社会的に孤立しがちな若者や高齢者など、困難な立場に置かれている人々の社会的包摂の観点からの対応が求められる。

○ また、社会教育施設には、オンラインによる講座等の受講機会の拡充やデジタル教育の充実とともに、住民同士が対面によりつながりを持てる機会の充実も求められる。あわせて、学校施設との複合化や、文教施設を官民連携で整備することも、地域コミュニティの拠点を形成する上で重要である。

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

（各学校段階における教育 DX の推進）

○ 生涯学習においては、遠隔・オンライン教育の活用による受講の利便性の向上や学習履歴の可視化におけるデジタル技術の活用を推進すべきである。また、公民館や図書館等の社会教育施設におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実も求められる。

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（概要）

～全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～

はじめに

第11期分科会までの議論を基に、第4期教育振興基本計画（令和5年閣議決定）を踏まえ、
「生涯学び続ける社会の実現及びすべての人のウェルビーイングを目指したリカレント教育」
「すべての人のウェルビーイングにつながる地域コミュニティを支える社会教育人材のあり方」 についてとりまとめ。

生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性

＜生涯学習をめぐる状況と目指すべき姿＞

人生100年時代に、経済的豊かさのみならず精神的な豊かさから幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング」を目指し、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会

＜デジタル社会への対応＞

デジタル化の恩恵を享受し、誰一人取り残されない社会の実現、デジタルデバイドの解消

＜社会的包摂への対応＞

社会的に制約のある方々の学習ニーズの把握、学びを提供する役割も担い、地域や社会へも貢献

＜生涯学習社会を実現するための社会教育人材の在り方＞

社会教育の連携分野や担い手が多様化する中、社会教育行政が人々の学習活動の支援を通じて地域コミュニティの基盤を支えるうえで、社会教育人材には大きな役割が期待

＜生涯学習を進める上で、各学校教育段階で目指すべきもの＞

【初等中等教育】 学ぶ楽しさを味わいつつ、自らの学びに主体的に取り組む力、最適な学習方法を選択する自己調整力を育む

【高等教育】 自ら課題を設定し、その解決を発見できる自律性を伸ばし、学びを活かして社会を牽引できる人材を育成

【リカレント教育】 職業経験から導かれた問題意識や仮説を自らの意思で学び、成果を社会に還元するための仕事と学びの好循環

今期重点的に議論した事項

1.社会人のリカレント教育

企業　未来に向けた新たな価値を創造する人的成長投資を行い、キャリアと事業のマッチングを実施。高等教育機関等外部機関との協力の下、生涯を通じた学習及び成長の機会を提供する。また、社員の学び直しの成果に対し、より一層高い評価と処遇で対応

社会人　新しい分野に挑戦する越境経験や、年齢に応じたキャリアプランの設計、主体的にキャリアを形成・選択することが必要。学びそれ自体は目的ではなく手段であり、自らの成長を実感する精神的な豊かさから、幸福や生きがいにつなげることが必要

高等教育機関　企業ニーズをとらえた魅力的な教育プログラムの開発、社会人が学びやすい教育環境、企業において適切に評価される「学びと成長のエコシステム」を構築が急務

地域社会の知の基盤として、地方公共団体や地元企業などとの連携を強め、地方創生の拠点、学習者同士のコミュニティを創出が必要

今期重点的に議論した事項

放送大学　社会人が学び直すための壁となる「時間」や「場所」の課題に対応、様々な困難な状況にある若年者層への高等教育のセーフティネットや、誰もが遠隔で質の高い高等教育にアクセスできる高等教育機会の実現が必要

専門学校　専門職業人材を対象とした受講者のスキルをアップデートするリカレント教育プログラムの開発、専門学校における高等教育機関としての位置づけの明確化等の制度整備を受け、学修継続の機会確保、社会的評価の向上への対応が必要

学習歴のデジタル化　スキルの可視化や人材流動性向上等のため、NQFの検討や学校段階での修了証明のデジタル化などの取組が有効

２.障害者の生涯学習

多様な主体が連携し、人生のあらゆる段階における多様な学びづくり、特に、学校に通う段階を終えて社会への本格的な参画へ移行する段階で困難に直面することが多いため、学校段階から生涯学習への意欲の向上、社会教育その他、様々な学習機会に関する情報提供が必要

大学での履修証明プログラムを活用した学び、公民館・図書館・博物館、放送大学等、多様な主体が連携したライフワイドの視点での生涯学習機会の提供が必要

３.外国人の日本語の学習

我が国に在留する外国人が急激に増加しており、地域社会の国際化が進む中で、共生社会を構築し、地域社会のコミュニティをより緊密で強固なものとするため、日本語学習・文化理解とともに多文化共生の考え方を育むこと等は重要

日本語教育機関認定制度の着実な実施により、外国人に対する日本語教育の環境整備に取り組む

４.社会教育人材

社会教育の裾野の拡大を踏まえ、学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を図るため、社会教育人材の養成、活躍促進に係る以下の方策等に取り組む。

- ・社会教育主事講習の受講ニーズの増加を踏まえた講習の定員拡大
- ・多様で特色ある受講形態の促進（オンライン化やオンデマンド化等）
- ・地方公共団体における社会教育主事の配置促進（好事例等の周知、講習の開講促進・定員増加等）
- ・社会教育人材のネットワーク化　　等に取組む

今後の展望

- 社会教育を必要とする社会情勢は、社会教育法が制定された昭和24年から大きく様変わり。
- 社会教育の新たな在り方を展望し、社会教育が果たすべき役割、若者を含めた担い手である人材の養成やその活躍の在り方、国としての推進方策等についてさらなる検討が進むことを期待。

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

＊社会情勢の変化

○社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。
学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。

○高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、社会教育に求められる役割やニーズが変化。

◎第４期教育振興基本計画（令和５年６月16日閣議決定）

○「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。

○社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。

○社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化や、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和６年６月）

○重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材

○障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠

○社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方を提示

◎社会教育人材部会

【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)】（令和６年６月）

○調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、**社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要**

令和６年６月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方 等）

②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策 等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方 等）

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）

Ⅰ．現状と課題

社会構造の変化による地域コミュニティにおけるつながりの希薄化

生産年齢人口の減少や地域社会の担い手が不足。ICT・AIの進展やデジタル化により、他者との対話や、相互理解の機会が減少。

地域社会における課題の多様化と「共助」の必要性

子育て支援、孤独・孤立、防災・防犯、外国人等との共生など、多様化・複雑化する課題に対し、行政のみでは対応に限界。地域住民同士の助け合いが重要。

根本的な解決に向けた課題

多様化・複雑化する地域課題の大きな要因は、当事者意識の欠如等の住民一人ひとりの認識にあることも考えられ、こうした個人の認識や行動を見直すきっかけとなる社会教育としての地域活動や環境整備が必要。

Ⅱ．地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方

今後の目指すべき社会教育の姿

①地域課題の解決に資する社会教育

地域づくり、福祉、防災、環境、子供の健全育成などの地域課題は相互に影響し合っており、一面的な対応では解決が困難である。
社会教育を通じて住民の主体的・継続的な取組や当事者意識を育み、地域課題の解決や未然防止につなげていくことが求められる。

②子供・若者や現役世代、障害者や外国人等を含めた全世代・全住民を対象とする社会教育

子供・若者から現役世代、高齢者、障害者、外国人まで、多様な住民を対象とした学びを充実させることが必要である。
学校だけでは対応が難しい教育課題や学び直しへの対応に加え、全ての人が地域の一員として尊重され、参画できる共生社会の実現が求められる。

求められる役割と期待される効果

1．ウェルビーイングの実現

社会教育は、対話を通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を進めるものであり、良好な関係性や自己有用感を育む。

2．地域コミュニティの構築

社会教育活動を通じて形成された関係性を基盤に、防災や子供の健全育成等の地域課題に「共助」で対応できる。

3．共生社会の実現

性別や年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、多様な人々が社会教育活動等へ参画し相互理解を深め、高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人たちが尊重される。

基本的な方向性

1．社会教育人材の質的・量的な拡充

地域課題の解決に向け社会教育の専門性を有する社会教育人材を拡充

2．地域における社会教育の実施体制の充実と裾野の拡大

多様な主体との連携・協働を進め、社会教育の裾野を拡大

3．社会教育の実践を支える仕組みの構築・整備等

継続的な学びや連携を支える社会教育人材ネットワークの構築等

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）

Ⅲ．社会教育の推進に向けた施策

１．社会教育人材を中核とした社会教育の推進

（１）社会教育士の在り方の見直し

教育委員会に限らず幅広い分野の者が社会教育士となることや、社会教育士の認知や信頼性向上の方策の検討、講習・養成課程の見直し等が考えられる。

（２）社会教育主事・社会教育委員の機能強化

社会教育主事を「地域全体の学びのオーガナイザー」として位置付け、地域づくりや福祉、防災等の関係部局との連携を推進するとともに、配置促進や好事例の周知を図る。また、社会教育委員の役割強化や研修の充実、運用改善を推進。

（３）社会教育主事・社会教育士の養成の改善

講習・養成課程の内容を見直すとともに、オンラインや夜間・休日開催等による受講機会の拡充、受講資格の見直しを進め、多様な分野で活躍できる社会教育主事・社会教育士の養成を推進。

（４）社会教育人材ネットワークをはじめとする活躍支援

継続的な研修機会の充実や社会教育人材ネットワークの構築を進め、実践の共有、相互支援、情報交換、活躍の場の拡大等を通じて、社会教育人材の活躍を支援する。

（５）社会教育の裾野を広げるための方策

導入的講習の充実や学習機会の拡大に加え、短期間・オンラインによる履修機会の確保や優良事例の周知等を通じて、多様な人材の参画を促進。

２．地域における社会教育活動の推進体制の充実

（１）社会教育施設・団体等

公民館、青少年教育施設、図書館、博物館、社会体育施設、社会教育関係団体等が、それぞれの強みを生かしながら連携・協働し、地域課題の解決や多様な学び・交流を支える拠点機能の充実を図る。

（２）社会教育と連携してきた施設・団体等

学校（小・中・高校等のコミュニティ・スクール、地域学校協働活動推進員等）、高等教育機関、地域運営組織（RMO）、NPO、民間企業等との連携・協働を進め、多様な主体が社会教育の視点を共有しながら、地域課題の解決に取り組む体制を充実。

（３）今後社会教育との連携が期待される施設・団体等

首長部局との連携により、若者の地元定着や防災などでの共助体制の強化を図るとともに、社会福祉法人等と社会教育施設等が連携・協働し、交流や学びの機会の充実を通じた地域コミュニティ形成が期待される。

３．国、地方公共団体における推進・支援体制の充実

（１）国

社会教育人材ネットワークの整備支援や導入的講習の開発・提供、研修機会の確保、活躍事例の収集・展開等を進めるとともに、関係省庁や大学等連携し、社会教育人材の育成・活躍支援や社会教育の裾野の拡大を推進。

（２）地方公共団体

社会教育主事の配置促進や社会教育担当職員の資質向上を図るとともに、社会教育人材ネットワークの構築、継続的な研修機会の提供、首長部局や民間企業・NPO等との連携強化を推進。

書店・図書館等の連携による読書活動の推進について
～書店・図書館等関係者における対話のまとめ～（概要）

令和６年４月　書店・図書館等関係者における対話の場

1 書店・図書館等の現状と課題

○ 出版市場全体をめぐる状況は厳しく書籍・雑誌販売額は減少傾向。書店の数は減少が続き、10年で約3割減少。全国市町村の26.2%の自治体には書店が存在しない。

○ 図書館数増加の一方、施設の老朽化や建て替えなどの課題を抱え、地方財政の悪化等を背景に図書購入費も減少、貸出冊数も伸び悩む。

➡書店・図書館等関係者が協力して、読者人口を増やす「読者育成」を目指すことは両者に大きな意義があることを確認。

2 書店・図書館等の連携促進に向けて

連携促進に係る検討事項

過度な複本購入の検証、地元書店からの優先仕入れの推奨、図書館と書店が共存できるルールづくりの検討が求められたことを踏まえ、最新の調査に基づき、複本や地元購入の状況を確認し、共通理解を図った。

○ 複本の状況について、ベストセラー本の複本は平均1.46冊で、図書館の約6割の図書館の複本は「2冊未満」で過度とはいえない状況。

○ 図書館の所蔵・貸出が新刊書籍市場に与える影響について、最新の実証研究に基づき、以下を複本にかかる共通認識とした。

① 平均すれば、全体として図書館による新刊書籍市場の売上へのマイナスの影響は大きくないこと

② 同時にそれは一部のベストセラーに限ればマイナスの影響が小さくないこと

○ 地元書店からの購入状況については多くは自治体内から購入している現状にあること、一方で、装備を含めた上での定価購入や、それに加えて割引による購入を求める自治体は一定数あることを共有した。

上記を踏まえ、以下について図書館、書店、出版等関係者へ共通理解や検討を求めていく必要があるとしている。

○ 複本や購入のあり方については、形式的なルール等よりもまずは関係者間の相互理解が重要である。

○ 複本への問題提起に対して、書店、出版等関係者は、先述の①にあるように図書館による売上への影響は全体として大きくないことを共通の理解とする必要がある。同時に、図書館等は②にあるように一部ベストセラーに関しては書籍市場へ与える影響は小さくないことを理解する必要がある。

図書館は将来にわたり多種多様な資料を収集・整理・保存・提供していく使命を果たしていくことが求められる。

○ 図書館の主たる評価指標が貸出冊数に置かれていることが過度な複本の理由であれば、多様な評価指標を取り入れる等の対応も検討する必要がある。

○ 書店は、図書館が地元書店から購入する際に装備に係るコストを考慮することを期待している。この点について、図書館・書店等関係者が課題意識を共有し、所要のコストを含む図書館予算の充実に向け、自治体内の理解を求めていくことが重要である。

書店・図書館等の連携促進方策

○ 具体的な連携促進のモデルについて検討し、以下のような提案が示された。

① 書店在庫情報システムの開発と図書館との連携

図書館内に小売書店管理の書籍注文ができる端末を設置し、書籍販売を促すことや、図書館のOPAC（オンライン蔵書目録）と地域の書店の在庫システムを連携させることにより、本へのアクセスの向上を図る。

② 書店での図書館資料の受け取りや返却

図書館で予約した書籍を、書店で受け取れるようにする工夫も考えられる。休館日がなく営業時間も長い書店では利用者の利便性向上につながり、受け取りサービスを行う書店で、来店客の増加や売上に良い影響を与えている例もある。

③ 図書館での書籍販売

書店がない地域での図書館による書籍販売。

④ 図書館員の推薦により本を表彰する「図書館本大賞」（仮称）の創設

全国からランダムに選出された図書館司書等から最も多くのお薦めを得た地域の作家の本を表彰する「図書館本大賞」（仮称）を創設。

⑤ 書店・図書館等の連携による優良事例の収集・普及

国において、地方自治体、書店等関係者と協力し、全国各地で行われている特徴的な連携の取組を事例集としてまとめ、広く情報発信。 等

3 今後の検討

○ 書店・図書館等の連携を図るためには、**国において一定のルールを示すのではなく、関係者間の相互理解を積み上げ、協力出来るところから始める**ことが必要。

○ 令和6年度以降は、本対話の場を、**書店・図書館等の関係団体の代表者等から構成される協議会として、より組織的な体制に発展的改組**する。

図書館における多種多様な資料選択、装備のあり方も含めた地元書店からの優先的購入等の論点について、書店・図書館等の現状に係るエビデンスの収集・分析とこれに基づく関係者間のガイドラインの必要性などについて引き続き検討する。

国は書店・図書館等の連携に係る優良事例の普及等の必要な支援を行う。

書店・図書館等関係者における対話の場　構成員（敬称略・五十音順）

浅野　隆夫　（札幌市役所まちづくり政策局 政策企画部プロジェクト担当部長・札幌市中央図書館調整担当部長）
井之上健浩　（株式会社久美堂代表取締役社長）
今村　翔吾　（日本文藝家協会会員、作家）
植村　八潮　（公益社団法人日本図書館協会常務理事、専修大学文学部ジャーナリズム学科教授）
◎大場　博幸　（日本大学文理学部教育学科教授）
〇岡部　幸祐　（公益社団法人日本図書館協会専務理事兼事務局長）
私市　憲敬　（株式会社新潮社文化事業部・社長室部長）
曽木　聡子　（公益社団法人日本図書館協会常務理事兼総務部長、前浦安市立図書館長）
髙井 和紀　（全国都道府県教育長協議会第2部会委員・青森県立図書館副館長）
髙島　瑞雄　（株式会社高島書房代表取締役社長）
成瀬　雅人　（株式会社原書房代表取締役社長）
春山　正実　（全国市町村教育委員会連合会事務局次長）
〇松木　修一　（一般財団法人出版文化産業振興財団専務理事）
吉本　　馨　（全国公共図書館協議会、大阪府立中央図書館長）

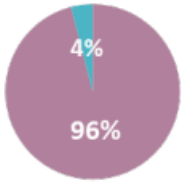
◎座長　〇副座長

図書館・書店等の連携事例（事例集より抜粋）

地元書店からの購入

鳥取県立図書館（鳥取県）

図書館で購入する図書・雑誌などは、原則地元書店から購入している
電子書籍についても、地元書店を通じて契約している



地元書店からの購入割合
（令和4年度鳥取県立図書館）

塩竈市民図書館（宮城県）
山形市立図書館（山形県）
白河市立図書館（福島県）
宇佐市民図書館（大分県） 等

地元古書店と連携した取組

千代田区立千代田図書館（東京都）

地元の古書店連盟と図書館が連携した展示を年に数回実施
テーマごとに古書店をセレクトし、店舗の特徴や古書を図書館内で展示・紹介することで、図書館の来館者に古書店街や古書の魅力を伝える

書店での図書館資料の受け取りや返却

町田市立図書館（東京都）

インターネットやリクエスト用紙で予約した市立図書館の書籍を書店で受け取り・返却ができるサービスを実施
書店への訪問機会が増加し、児童書等の売り上げが前年同月比1～2割増となった

図書装備の工夫

幕別町図書館（北海道）
瀬戸市立図書館（愛知県）

地元書店から購入した図書の装備を福祉事業所において実施



図書館でのレクチャーの様子（幕別町）

市立留萌図書館（北海道）

地元書店から購入した図書の装備を書店を応援する地域のボランティアが実施

書店と連携した読書活動

島根県立図書館（島根県）

●学校司書研修とブックフェアの同時開催
図書館が実施する学校司書研修にあわせて、書店が主催するブックフェアを開催
研修の日程に合わせて開催することで、一定の参加者が見込め、図書の販売につなげていく

豊田市中央図書館（愛知県）

●書店での読み聞かせ活動
書店で開催されている読み聞かせで図書館の本を活用
図書館と書店が資料や人を交えて連携することで、それぞれの利用者が行き来する流れができた

鹿児島市立天文館図書館（鹿児島県）

●スタンプラリーの実施
図書館周辺にある古書店と文学館と連携してスタンプラリーを実施

（出典）文部科学省「図書館・書店等連携実践事例集」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/mext_00001.html

経済財政運営と改革の基本方針2026（骨太の方針2026）（令和８年７月21日閣議決定）（抜粋）

第２章　日本の成長力強化と安全・安心の確保
１．「強い経済」の実現
（３）強い地域経済の構築

（略）文化資源を活用した地域活性化や次世代継承に向け、文化財の保存・修理・高付加価値化、伝統行事・芸能、食文化等の生活文化の振興とともに、首都圏の劇場不足対応を含む舞台芸術の振興、新国立劇場を始めとするバレエ等のグローバル展開、博物館・劇場等の機能強化のほか、方言の保存・継承や書店の活性化等も含め、文化芸術政策を推進する。（略）

＊令和７年６月10日策定（経済産業省、中小企業庁、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、公正取引委員会、文部科学省、文化庁、国土交通省）。

第３章　責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」
３．主要分野ごとの重要課題と取組方針
（２）公教育の再生、研究活動の活性化

（略）体験活動や読書活動、栄養教諭を中核とした食育や歯科保健教育、近視予防を推進する。（略）

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2026/decision0721.html

書店活性化プラン（令和７年６月10日策定）（抜粋）

Ⅰ．読書人口の減少や書店の魅力向上に関する課題
■具体的な施策
Ⅰ－② 読書推進人材への支援

・今後、読書人口を増やしていくには、本に触れる機会を幼児期から増やしていくことも重要であり、幼児を含む子供たちをはじめ、広く大人にとっても豊かな心を育む絵本を普及させるとともに、子供の読書活動を推進すべく、独立行政法人国立青少年教育振興機構において認定を行っている、「絵本専門士」「認定絵本士」等の読書推進人材等を含めた社会教育人材の活躍機会の拡大や育成の強化、周知・広報に向けた事業の検討を行う。

Ⅱ．地域における書店と図書館・自治体との連携の在り方
■具体的な施策
Ⅱ－① 読書環境整備に向けた関係機関による連携協働モデルの構築・普及

・自治体・教育委員会、図書館や学校図書館、書店、NPO 等の関係機関が参画する「協議会」を設置し、読書環境の整備・改善に向けた連携協働モデルの構築・普及を行い、読者へのアクセスの確保、読書を通じた地域の活性化、読書を支える人材の育成を図る。

Ⅱ－② 書店と図書館における連携の推進

・図書館における複本購入等や新刊貸出の状況、地域の書店からの図書の購入及び装備費の扱い等について、令和７年度に実態調査を行う。
また、文部科学省の有識者会議において、図書館と書店等関係機関が連携していくうえでの課題を含め、図書館・学校図書館の運営の充実について検討を行う。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/PDF/syotenplan.pdf

「図書館が拓く未来の学びと地域社会」（報告書）【概要】

令和８年３月　図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議

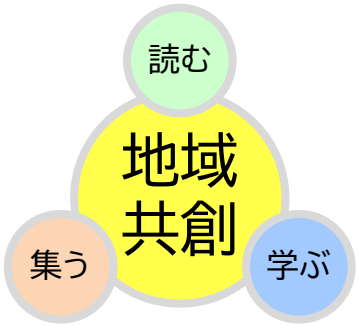
1. 地域の「ハブ」、学校の「中心」を担う図書館を目指して

【図書館の現状・課題】
〇設置数は増加傾向だが、町村では設置率低く、図書館サービスの享受に地域間格差
〇1館当たりの利用者数、国民一人当たりの貸出冊数はコロナ禍前水準に未回復。電子書籍サービスは増加
〇専任職員数は大幅に減少し、非常勤職員が増加。1館当たりの資料費の予算も減少
〇SNSの普及、生成AIの活用が進む中、メディア情報リテラシー向上が喫緊の課題

【学校図書館の現状・課題】
〇図書標準達成率は小学校71.2%、中学校61.1%、特別支援学校小学部15.5%、同中学部3.6%
〇司書教諭発令状況は小学校69.9%、中学校63.0%、高等学校81.5%、特別支援学校小学部62.4%、同中学部50.1%、同高等部62.9%。学校図書館法上11学級以下の学校への発令義務は猶予のまま
〇公立学校の学校司書の配置率は努力義務ながら上昇傾向。複数校兼務などで配置時間に課題
〇ほぼ毎日開館していても「入館できない時間帯」が多く、貸出中心で「児童生徒が主体的に使えない」との声

【地域の読書環境】
〇10年で書店数は約28%減少、「無書店自治体」27.9%。本と出合う「タッチポイント」減少は読書文化に影響

【図書館の今後の機能・役割】
「読む」×「集う」×「学ぶ」＝「新たな地域共創」へ



〇利用者・住民の自主的・自発的な学習活動への支援
〇メディア情報リテラシーやサードプレイスとしての取組も展開
〇閲覧・個人学習スペースやコラーニングスペースの充実・提供
〇立ち寄りやすさ居心地の良さも備えつつ、総合力で地域に寄与

【学校図書館の今後の機能・役割】
学びの深化を担い、一人一人の「好き」を育み「得意」を伸ばす居心地の良い学校の「中心」へ

〇あらゆる教科等での計画的利用、探究的な学習、「個別最適な学び」「協働的な学び」のための機能強化
〇不登校傾向の子を含め、多様な子供を包摂する、居心地の良い学び場としての学習支援機能の発揮
〇校長のリーダーシップによる常時開館・自由利用の推進。学校司書の常時配置への努力
〇入館のきっかけ、読書推進のためのマンガ本の配架

「図書館が拓く未来の学びと地域社会」（報告書）【概要】

令和８年３月　図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議

２．全ての人に開かれた図書館サービスの構築に向けた方策

● ユニバーサルアクセスの実現に向けて

- 電子書籍サービスの拡大、デジタル化の推進、地域間格差縮小のための広域連携
- 読書バリアフリー（視覚障害者等・高齢者等への対応）の推進
- 「りんごの棚」などのアクセシブルな書籍等紹介コーナーの設置促進
- 先進事例の共有、アウトリーチによる支援体制強化

● 対話と活動による地域の連携・協働の一層の推進

- 地域ニーズ把握のための利用者・非利用者との対話
- 都道府県立・市町村立図書館と学校図書館の連携推進
- 学びの多様化等への対応のための公民館等他機関との連携
- 文字・活字文化を共に支える地域の書店・出版社等との連携
- 地域における読書推進人材との連携・協働

● 図書館・学校図書館を支える人材の充実

- 司書の配置促進、地域のファシリテーターとしての役割も担当
- 校長の館長としての自覚とリーダーシップの発揮
- 11学級以下の学校も含めた司書教諭の積極的発令と時間確保
- 学校司書の専任化含めた配置促進
- 司書・司書教諭・学校司書に係る養成科目の一体的見直し

３．図書館・学校図書館に係る制度・基準の見直し

国	図書館の「望ましい基準」「学校図書館ガイドライン」等の改定や関係法令の改正の検討
地方公共団体	司書・司書教諭・学校司書の配置や研修の在り方の見直し、館種や校種を越えた人的交流
各図書館・学校	図書館協議会や学校運営協議会も活用した運営充実、児童生徒目線の教育活動全般改善

３．図書館関係制度、計画等

（１）図書館関係の著作権法に係る権利制限規定の見直し
（２）子どもの読書活動推進基本計画
（３）読書バリアフリー法・読書バリアフリー基本計画

（1）図書館関係の著作権法に係る権利制限規定の見直し

基本的な考え方・制度改正の全体像

【基本的な考え方】

・**図書館関係の著作権法に係る権利制限規定**については、従来から課題が指摘されていたところ、今般の**新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等**によって、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係る**ニーズが顕在化**。

・**民間事業者によるビジネスを阻害しないよう十分注意**しつつ、デジタル・ネットワーク技術を活用した**国民の情報アクセスを充実**させる必要。

【制度改正の全体像】

①絶版等により一般に入手困難な資料（絶版等資料）
→ **国立国会図書館によるインターネット送信（ウェブサイト掲載）を可能とする**

②一般に入手可能な資料（図書館資料）
→ **補償金の支払いを前提に、一定の図書館等で著作物の一部分のメール送信等を可能とする**

新刊書など
→ **※厳格な要件により正規市場との競合等を防止**

① 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信

（第３１条第４項等関係）

【これまでの制度・課題】

- **国立国会図書館**は、**デジタル化した絶版等資料**（絶版その他これに準ずる理由により入手困難な資料）のデータを、**公共図書館や大学図書館等に送信することなどが可能**。
  - ⇒ **利用者**は、**公共図書館や大学図書館等に足を運んで、絶版等資料を閲覧**
  - ⇒ 感染症対策等のために**図書館が休館している**場合や、**病気等で図書館に行けない**場合、**近隣に図書館が存在しない**場合には、**絶版等資料の閲覧が困難**

【改正内容】

- **国立国会図書館**が、**絶版等資料**（３月以内に復刻等の予定があるものを除く）のデータを、**事前登録した利用者**（ID・パスワードで管理）**に対して、直接送信できる**ようにする。
  - ⇒ 利用者は、**国立国会図書館のウェブサイト上で資料を閲覧できる**ようになる
  - （※）実際に送信対象とする資料は、**当事者間協議に基づく現行の運用（漫画・商業雑誌等を除外）を尊重**
- 利用者側では、**自分で利用するために必要な複製（プリントアウト）**や、**非営利・無料等の要件**の下での**公の伝達**（ディスプレイなどを用いて公衆に見せること）を可能とする。

＜現行：図書館等にのみ送信可能＞



② 図書館等による図書館資料のメール送信等（第３１条第２項等関係）

【これまでの制度・課題】

・国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等は、**利用者の調査研究の用に供する**ため、図書館資料を用いて、**著作物の一部分**（「半分まで」というのが一般的な解釈・運用）**を複製・提供**（郵送を含む）することが可能。

⇒ **メールなどでの送信（公衆送信）は不可**

⇒ デジタル・ネットワークを活用した**簡易・迅速な資料の入手が困難**

【改正内容】

・**権利者保護のための厳格な要件**の下で、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が、**利用者の調査研究の用に供する**ため、図書館資料を用いて、**著作物の一部分（政令で定める場合には全部）をメールなどで送信することができる**ようにする。

・公衆送信を行う場合には、**図書館等の設置者が権利者に補償金を支払う**ことを求める。

（※）実態上、**補償金**はコピー代や郵送代と同様、基本的に**利用者（受益者）が図書館等に支払う**ことを想定。

（※）**補償金の徴収・分配**は、文化庁の指定する**「指定管理団体」が一括して行う**。**補償金額**は、**文化庁長官の認可制**（**個別の送信ごとに課金**する料金体系、**権利者の逸失利益を補填できるだけの水準**とする想定）



指定管理団体（SARLIB）について

○図書館等公衆送信補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体（全国を通じて1個に限る）のみが権利行使できる。

○令和４年11月７日に「一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会」（略称：SARLIB（サーリブ））が指定管理団体として指定された。

SARLIB ホームページ　https://www.sarlib.or.jp/

○図書館等公衆送信補償金規程（令和５年３月29日文化庁長官認可）

SARLIBが、新聞、定期刊行物（雑誌を含む。）、図書等の著作物の公正な利用及び著作権者及び出版権者等の権利の保護に留意しつつ、著作権法が規定する補償金の額を定めた規程。　https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/sarlib-hoshokinkitei.pdf

図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン

（令和５年５月３０日制定（令和５年８月３０日修正）図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会）

○公衆送信サービスに関する法令の解釈とその運用について定めたもの。

（主な内容）

「図書館資料」について（定義等）、サービスの主体、制度目的による限定、対象となる著作物の範囲、全部利用が可能な著作物、利用対象外となる図書館資料、送信データの不正拡散の防止、特定図書館等の要件、受信者（利用者）における複製、著作権保護期間に関する補償金の要否判断について

https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/08/31guidelines230830.pdf

（2）子どもの読書活動推進基本計画

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）概要

基本理念（2条）

◆子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

国の基本計画（8条）

◆政府は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。

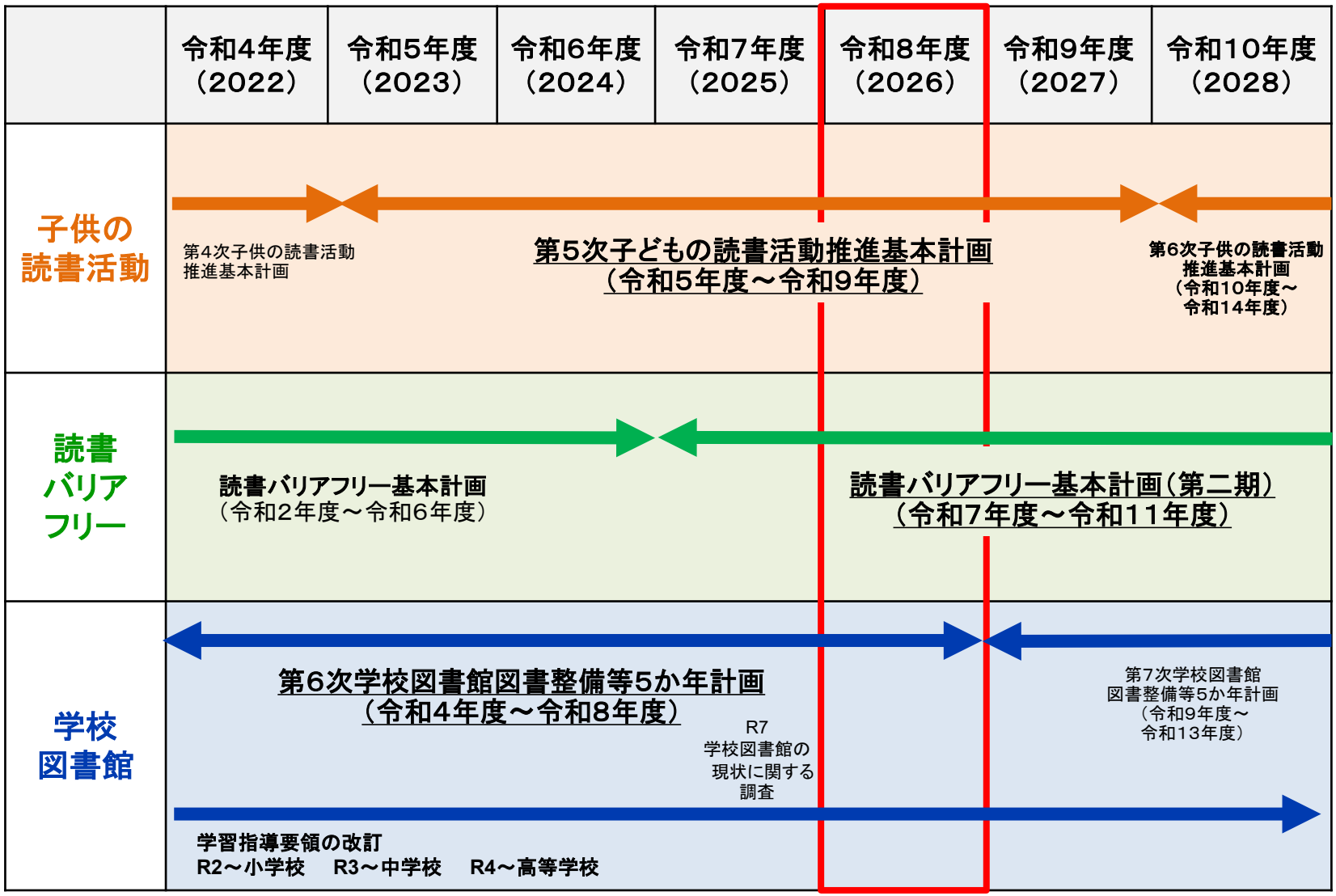
都道府県等の計画（9条）

◆都道府県は、「都道府県子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならない。
◆市町村は、「市町村子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならない。

子ども読書の日（10条）

◆国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
◆子ども読書の日は、4月23日とする。

図書館・学校図書館・読書活動に関する国の計画



第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨

○ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定

○ 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

子どもの読書活動に関する取組の現状

○ 増加している点 ： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加

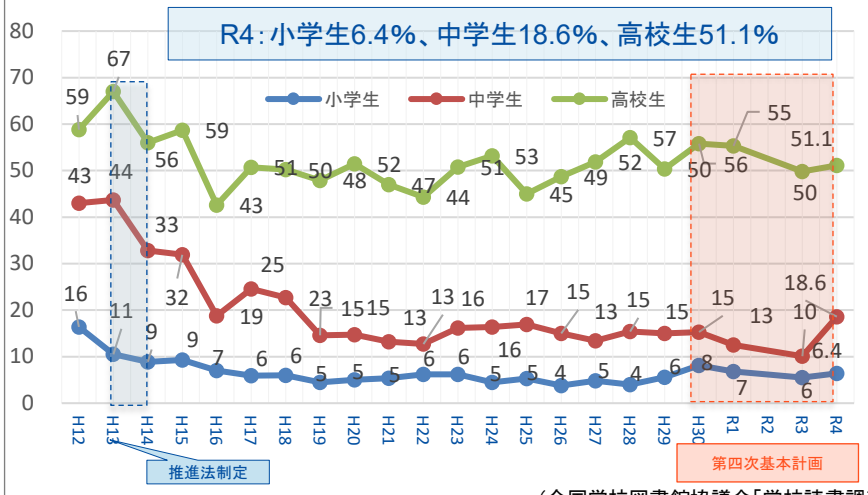
○ 減少している点 ： 図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

子どもの読書活動の現状

不読率の現状

目標：R4年度末までに不読率：**小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下**
※不読率＝1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状：不読率の推移(%) **いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない**



(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)

新型コロナウイルスの感染拡大

○各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性

○小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇
※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加

(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

読書量・読解力の現状

○1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い
(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)

(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)

○日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)
※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い

(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

第2章　基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、**読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられる**よう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1　不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：**探究的な学習活動等での図書館等の活用促進**、大人を含めた読書計画の策定等

2　多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、**多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備**

3　デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、**言語能力や情報活用能力を育む**とともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、**図書館及び学校図書館等のDXを進める**

4　子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、**子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる**

第3章　子どもの読書活動の推進体制等

○　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、**学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化**その他必要な体制整備に努める

○　都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める（推進法第9条）

※　地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市町村

市町村推進計画策定率の数値目標（令和4年度末までに、市100%、町村70%以上）を達成（令和3年度：市：93.9%、町：74.4%）

目標：市：100%　町村：80%以上

都道府県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、**実態把握・分析**
- **地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料**等を全国に共有

第4章　子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、**家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある**

Ⅰ　共通事項

1 連携・協力

〇教師（司書教諭を含む）、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力

〇地域における学習資源・人的資源の共有

・地域の図書等資料の有効活用、**読書バリアフリーコンソーシアム**の推進等

・地域学校協働活動の推進（**コミュニティ・スクールとの一体的な推進**）

・読書活動など体験活動に関する**ポータルサイトの構築**

2 人材育成

〇**読書バリアフリー法やICT環境の変化**を踏まえ、

・司書等の**講習・研修等の見直し**

・国が実施する講習の**オンライン化の推進**

3 普及啓発

〇国等による「子ども読書の日（4/23）」の普及促進（**子どもの読書活動推進フォーラム**）

〇文部科学**大臣表彰等の対象範囲の拡大（幼児教育関係分野）**

4 発達段階に応じた取組

〇多様な子どもの状況に応じ、**乳幼児期からの切れ目ない支援の促進**（乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等）

〇不読率の状況を勘案し、**学校種間の移行段階に着目した取組の促進**（入学時等の学校図書館のオリエンテーション等）

5 子どもの読書への関心を高める取組

〇**子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進**（読書会（ビブリオバトル）、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等）

〇**ICTの活用**による既存の取組の**更なる参加促進**　（オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等）

〇全ての子どもの**参加しやすさ**を考慮した取組の促進（手話、多言語対応等）

Ⅱ　家庭

〇家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進

・**家庭教育支援チームの配置促進**を図るとともに、その際**「ブックスタート」、「家読（うちどく）」**等の活動推進

第4章　子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、**家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある**

Ⅲ　地域（図書館）

○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

・**アクセシブルな電子書籍・書籍**等（点字資料等）の整備・提供
・**多言語・やさしい日本語**による利用案内
・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
・民間団体（子ども食堂等）への貸出、出前おはなし会

デジタル社会に対応した読書環境の整備

・**電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実**
・オンラインでのイベント開催（読書会、読み聞かせ）

子どもの視点

・イベント等への**企画段階からの子どもの参画**
・**子どもの要望を取り入れた資料・環境整備**（YA（ヤングアダルト）コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり）

○図書館の設置・運営及び資料の充実

・**図書館資料の計画的整備**
・**施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進**
・**「望ましい基準」の見直し**の検討

○**司書等の配置の促進**

Ⅳ　学校等

○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

・特別支援学校含めた**学校図書館資料**の整備
・**多様な背景を持つ子ども**への読書機会の場の提供
・図書館、ボランティア等との連携（団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等）

デジタル社会に対応した読書環境の整備

・**1人1台端末の活用**（学校図書館システム等のリンク等）
・**電子書籍貸出サービスの導入**（図書館の電子書籍貸出サービス等との連携）
・学校図書館図書情報のデータベース化

子どもの視点

・子どもの**意見聴取の機会の確保**
・図書委員等の**子どもの学校図書館の運営への主体的な参画**

○**学校図書館資料の計画的整備**

・**第6次学校図書館図書整備等5か年計画**に基づく整備推進
・**「学校図書館ガイドライン」等の見直し**の検討

○**司書教諭、学校司書の配置の促進**

Ⅴ　民間団体

○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
・専門的知識を有する者の養成（絵本専門士等）
・地域における読み聞かせ等の活動の推進（図書館のボランティア登録制度の充実）

○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び**子どもゆめ基金による助成**等

（３）読書バリアフリー法・読書バリアフリー基本計画

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

目的（１条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（３条）

- アクセシブルな電子書籍等（デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（４条・５条）

- 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- 地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策（９条～17条）

①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（９条）
②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）
③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）
④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）
⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）
⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）
⑦情報通信技術の習得支援（15条）
⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条）
⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（７条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（８条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（６条）

協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）（読書バリアフリー基本計画）【概要】

令和７年３月２８日
文科大臣・厚労大臣決定

※赤字が追記・更新箇所

本計画の位置付け

・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定**（対象期間：令和７～令和11年度の５年間）**。

・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。

・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1．アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。

・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2．アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。

・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークの**充実に努める。**

・生成AI等の近年急速に進化している技術による課題解決を図ることの重要性に留意する。

3．視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）（読書バリアフリー基本計画）【概要】

※赤字が追記・更新箇所

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（９条関係）

・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
・視覚障害等のある教職員への支援
・公立図書館等における障害者サービスの充実**のための専門性を有する職員の配置の明示や、読書バリアフリーの普及・啓発の促進**

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システム**（みなサーチ）**に係る十分な周知
・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの**積極的な**周知**や利活用促進のための研修会の開催**
・会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

・サピエ図書館**の運営者**における製作手順や仕様基準の**共有及び製作技術の向上のための研修の充実**
・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について、**国が主導し実証調査を実施**
・特定書籍等製作者が望むデータ形式を相互に変換するための仕組みの検討

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

・技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
・電子書籍販売サイトにおける書籍情報の案内等がアクセシブルなものとなるよう環境整備の促進
・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者**等**との検討の場を設置
・「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」の図書館への普及に向けた導入支援

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）（読書バリアフリー基本計画）【概要】

※赤字が追記・更新箇所

施策の方向性

5.　外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進、**サービスの認知度の向上**

6.　端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ＩＣＴの習得支援（14条・15条関係）

・点字図書館等とＩＣＴｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰの連携による端末機器等の情報の入手支援

・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のＩＣＴを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援

・地方公共団体による**障害の特性に即した**端末機器等の給付の実施

7.　アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条関係）

・**視覚障害者等が使いやすいシステム及び機器等**の研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8.　製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する**社会の変化に対応した**研修等の実施

・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の**確保**と養成

基本的施策に関する指標

・**「基本的施策に関する指標」を設け、これらの進捗状況を確認することで、着実な施策の推進を目指す。**

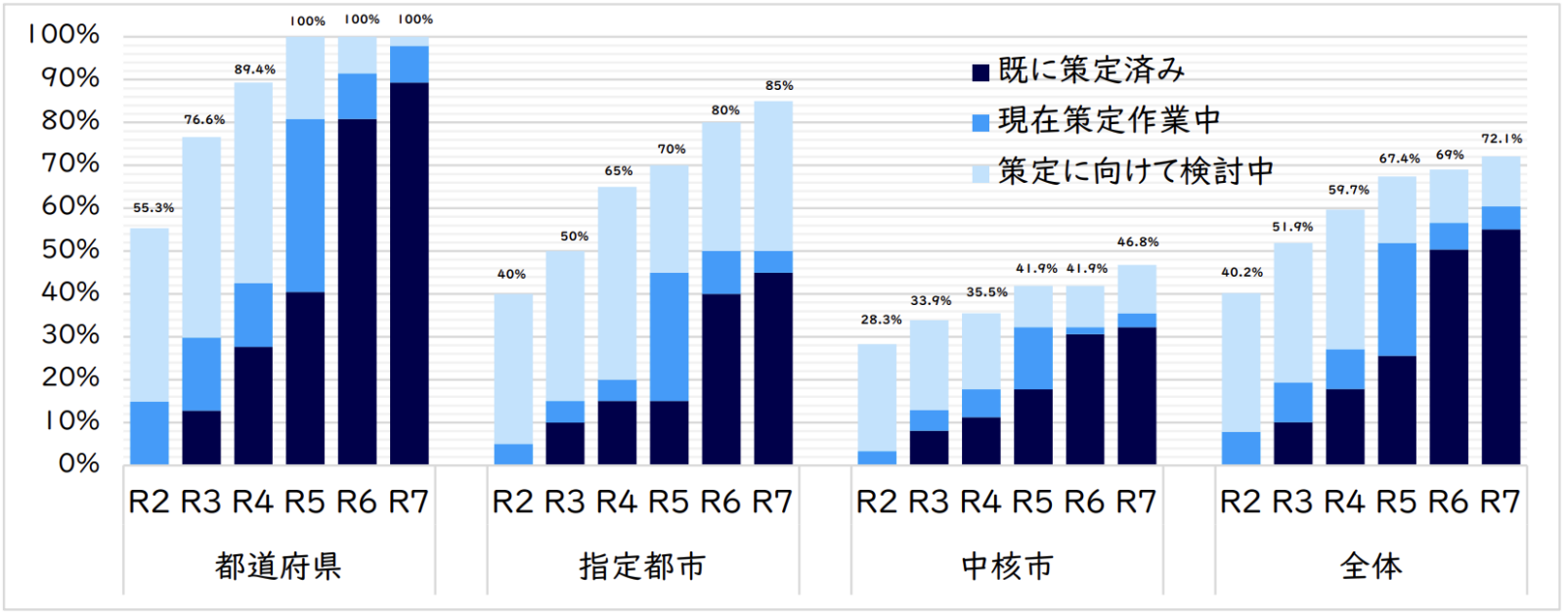
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況（概要）

Ⅰ 令和7年度視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況

調査対象：都道府県、指定都市、中核市（計129、回答率100%）　（令和8年2月1日現在）

回答	都道府県		指定都市		中核市		全体	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1.既に策定済み	42	89.4 %	9	45.0 %	20	32.3 %	71	55.0 %
2.現在策定作業中	4	8.5 %	1	5.0 %	2	3.2 %	7	5.4 %
3.策定に向けて検討中	1	2.1 %	7	35.0 %	7	11.3 %	15	11.6 %
4.策定する予定なし（未定も含む）	0	0.0 %	3	15.0 %	33	53.2 %	36	27.9 %
計	47	100 %	20	100 %	62	100 %	129	100 %

Ⅱ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況の推移



図書館における障害者サービスの現状

＜図書館における障害者サービスの現状＞

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）（抄）
第二 公立図書館　一　市町村立図書館（※都道府県立図書館に準用）
1　管理運営（六）施設・設備

2　市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

3　図書館サービス（四）利用者に対応したサービス
市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。
ウ（障害者に対するサービス）点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

＜障害者関係設備・資料の保有状況＞

【設備】
〇スロープ　2，135館（2，140館）　**〇障害者用トイレ**　3，065館（3，026館）　**〇障害者用駐車場**　2，705館（2，688館）

【資料】

〇大活字本：大活字本、拡大図書など	2，164，084冊（2，028，480冊）	2，798館（2，698館）
〇点字図書等：点字図書、さわる図書など	403，300冊（408，143冊）	1，905館（1，738館）
〇録音図書	612，804冊（751，437冊）	826館（784館）

※令和6年度社会教育調査
（カッコ内は令和3年度社会教育調査）

＜障害者等利用者向け取組事例＞

〇高齢者・障がい者向け本の宅配サービス（大分県・国東市図書館）
来館による図書館資料貸出及び返却が困難な市内在住の利用者（高齢者または障がい者）に対して、図書館が当該利用者に代わって直接集配を実施。

読書バリアフリー啓発用リーフレットについて





文部科学省のホームページから、読み上げ対応版、A4サイズ印刷版、テキスト版がダウンロード可能。点字版、マルチメディアDAISY版はサピエで公開。

図書館が利用可能なサービス

○視覚障害者等用データの収集及び送信サービス（国立国会図書館）

国立国会図書館が製作した学術文献録音図書DAISYデータ等と、図書館等が製作し国立国会図書館が収集した視覚障害者等用データ(DAISYデータ、テキストデータ、点字データ)を、視覚障害者等個人の方や図書館等にインターネット経由で送信するサービス。

※ 国立国会図書館へのデータ提供にあたっては、事前に覚書の締結が必要。
※ 国立国会図書館からのデータ受信及び利用者へのデータ提供にあたっては、審査、申請を経た利用の承認が必要。
（送信承認館数：437館（うち公共図書館：234館、学校図書館：70館））

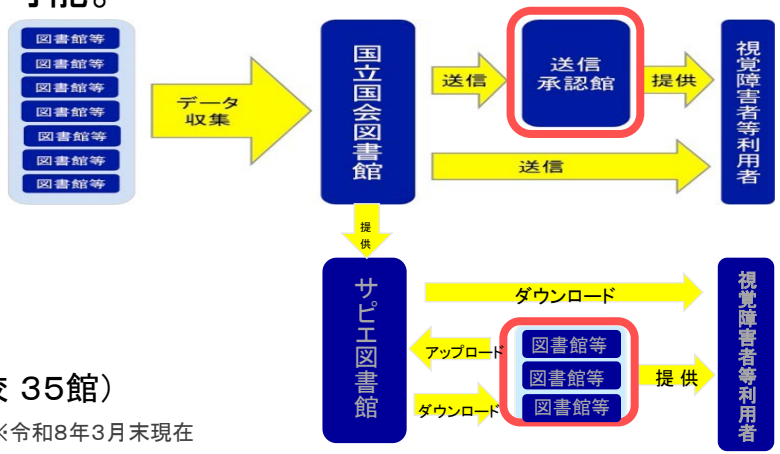
※令和8年3月末現在

○サピエ図書館（全国視覚障害者情報提供施設協会）

会員施設・団体が製作または所蔵する点字図書や録音図書に関する書誌データベースや、点字データ、各種デイジーデータのダウンロードが可能。

- 書誌データベース　860,114点
- 点字データ　284,369点
- デイジーデータ　154,304点
  - 音声デイジーデータ　134,737点
  - テキストデイジー　18,977点
  - マルチメディアデイジー　590点

※令和8年3月末現在



※登録団体数：497施設・団体（うち公立図書館 285館、盲学校 35館）
※公立図書館を含む［施設・団体会員］の会費は年間4万円。　※令和8年3月末現在

国立国会図書館・サピエ図書館ホームページをもとに文部科学省作成

公立図書館における読書バリアフリーの取組事例

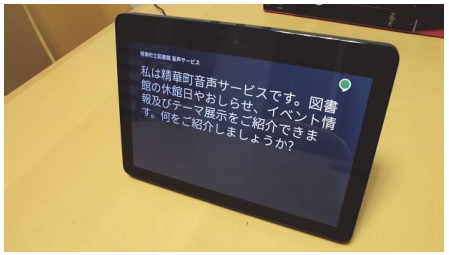
視覚障害者

・活字による読書が困難な人にも利用しやすい図書館へ

・視覚障害者の読書について知ってもらう

精華町立図書館（京都府）

音声入力が可能なスマートスピーカーを対面朗読室に設置。図書館のお知らせやデイジー図書の紹介などが可能。



▲スマートスピーカー

名古屋市鶴舞中央図書館（愛知県）

・点字文庫の活動や、障害のある方の読書について知ってもらうため、夏休みには小学生を対象に親子体験教室（点字・音訳）を開催している。
・点訳ボランティア養成講座と音訳ボランティア養成講座を交互に数年おきに開催し、新規ボランティアの育成を図っている。
・全盲の司書を採用した。障害を我が事として理解できる職員を中心に、技術や情報環境の変遷にあわせてサービスや活動を変化・改善させている。



▲親子点字体験教室

聴覚障害者

読書や図書館に壁を感じている聴覚障害者をフォローする

枚方市立中央図書館（大阪府）

手話のみによるブックトークや、児童を対象とした「手話で楽しむおはなし会」（毎月第４土曜日に実施）を実施。

その他にも、図書館で開催するイベントに手話通訳をつけたりヒヤリング（磁気誘導）ループを会場に敷設するなどの工夫に努めている。



▲手話ブックトーク

発達障害者

図書館へ来館しづらい子供たちに足を運んでもらう

藤枝市立駅南図書館（静岡県）

発達に課題があり、日頃図書館へ訪れることの少ない幼児、児童及び生徒とその保護者を休館日の図書館へ招待し、自由に楽しく本と触れ合う機会を提供し、図書館利用者のすそ野を広げている。図書館内散策（案内）、読み聞かせ、手遊び等、中高生のうち希望者にカウンター体験等を実施。



▲「そらいろ図書館」

出典：「図書館実践事例集～地域の要望や社会の要請に応えるために～（公共）」（文部科学省）

読書バリアフリー関連の各種情報

■国立国会図書館障害者用資料検索「みなサーチ」（正式版）の公開（令和6年1月5日）
現行の「国立国会図書館サーチ障害者向け資料検索」の後継として、全国にあるアクセシブルな書籍等を統合的に検索できるシステムとして国立国会図書館障害者用資料検索（みなサーチ）を公開。
https://mina.ndl.go.jp/

■図書館利用に障害のある人々へのサービス（障害者サービス）評価シート（令和5年4月1日公表）
図書館の障害者サービスについて、過去に作成したガイドラインやチェックリストをふまえて、図書館の規模ごとに、具体的にどのような取り組みが必要かをまとめたもの。公益社団法人日本図書館協会障害者サービス委員会作成。
https://www.jla.or.jp/committees/shousa/hyouka_sheet/

■電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン 2.0（令和7年5月12日公表）
視覚障害者等が電子図書館（商用の電子書籍を図書館を通じて提供するサービス）を利用するにあたって必要なアクセシビリティに係る要件を整理したもの。国立国会図書館が事務局の「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」作成。
今回の更新では、対象とするアクセシビリティ機能に、発達障害等（発達性ディスレクシアを含む）による読み困難を抱える人たちからのニーズが高い、フォントの変更、色反転、字間・行間の調整、縦書き・横書きの切替えについてのアクセシビリティ要件を追加。
https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2025/250512_01.html

４．国における取組等

読書活動総合推進事業

令和9年度要求・要望額　70百万円
（前年度予算額　42百万円）

文部科学省

現状・課題

○国の計画への対応

・第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（R5.3.28閣議決定）

R5年度からの5か年計画を踏まえ、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」のための方策、取組等の検討が必要。

・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（R4～R8）

Ｒ４年度からの第6次計画を踏まえた国の支援策が必要。学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新等が課題。

○取り巻く情勢の変化ーデジタル社会への対応ー

・GIGAによる一人一台端末の整備を踏まえた学校図書館の利活用が課題。

・子供たちの情報活用能力の育成とともに、多様な子供たちの読書機会の確保等のために、電子書籍の利用、学校図書館や図書館のDXを進める必要がある。

○読書活動の総合的推進

・多様な子供の読書活動を推進するためには、図書館、学校、民間団体など関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組を促す必要がある。

・骨太の方針2026（令和8年7月21日閣議決定）
体験活動や読書活動を推進する。

事業内容（令和4年度～）

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等への対応のため、図書館や学校図書館等を活用した読書活動を総合的に推進するための以下の取組を行う。

図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進　18百万円（9百万円）

子ども読書基本計画等に対応した読書活動や学習指導要領を踏まえた学校図書館の機能強化や活性化に向け、新たな読書活動のモデルなどを構築するため、読書活動推進モデル事業を実施する。＜委託事業：教育委員会等＞

1　発達段階などに応じた読書活動推進事業

不読率低減に向けた読書活動の先導的な取組や、発達段階や多様な子供のニーズ、デジタル社会等に対応した効果的な取組を行う。
（委託先：4箇所（小・中・高等学校、公立図書館等）×0.8百万円）



2　学校図書館図書の整備促進事業

新しいトピックに関連する書籍、新聞、優良図書及び授業に必要な基本図書の整備状況などを再点検し、計画的な図書の更新を定めた図書整備計画の策定や図書館資料を活用したモデル授業の実施などの取組を行う。
（委託先：2箇所（小・中・高等学校、特別支援学校等）×1百万円）

「子ども読書の日」（4月23日）の理解推進　5百万円（5百万円）

「子ども読書の日」（4月23日）を広く周知するとともに、特色ある優れた取組を行っている図書館・学校・団体等を表彰する。＜直轄事業＞

司書教諭養成講習の実施　24百万円（21百万円）

学校図書館法に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る「司書教諭」の養成のため、全国の教育機関が講習を実施するための経費を措置する。
＜委託事業：47箇所×0.5百万円／2箇所×0.5百万円 (大学及び教育委員会)＞



読書活動の推進等に関する調査研究　23百万円（8百万円）

1　基礎調査

子供の読書活動の実態把握など諸制度の見直しや施策立案に必要な基礎資料を得るための調査分析等を行う。
＜委託事業：１団体（民間団体）×8百万円＞

2　図書館・関係機関等の連携促進に向けた調査研究【新規】

読書活動に関する専門的知識を有する読書推進人材（絵本専門士・朗読指導者・読書アドバイザー）の活躍機会の拡大や育成の強化、周知・広報に向けた実証調査を行う。
＜委託事業：1箇所（民間団体）×15百万円＞

アウトプット（活動目標）	・新たな読書、授業モデルの構築 ・司書教諭講習を実施する機関の増加	
短期アウトカム（成果目標）	・読書に興味が深まった子供の増加 ・学校図書館の活用に理解が深まった教職員の増加 ・司書教諭講習の修了者数の増加	
長期アウトカム（成果目標）	・不読率の低減	

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

令和７年度「読書活動推進事業」

（大阪府教育委員会）

課題

〇府内の小中学校ともに、不読率が全国平均を上回っている。
〇小中学校ともに、言語能力の育成に向けて、読書活動の推進や学校図書館を活用した授業づくりに取り組むことが必要。

事業のねらい

学校図書館を活用した授業を行うことで、言語能力の育成を図る。事業実施校には、学校図書館活用に造詣の深いスーパーバイザーを派遣し、授業づくりや環境整備に向けた指導助言を行うとともに、事業実施校の取組みを広く普及させ、府域の学校図書館の活用及び読書活動の推進を図る。

取組実施地域・学校の指定

池田市、豊能町、吹田市、茨木市、守口市、大東市、四條畷市、東大阪市、八尾市、松原市、藤井寺市、大阪狭山市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、阪南市

【17市町】
小学校17校　中学校３校

実施内容

【大阪府の取組み】
〇事業実施校に担当教員を配置
〇事業実施校へスーパーバイザーを派遣
〇事業実施市町への指導・助言



専門的な知見や研究実績を有するスーパーバイザー（学識等）を年に2回派遣し、校内研修や授業研究会で指導・助言を実施。

【市町村の取組み】
〇事業実施校の選定・成果普及計画等の設定
〇事業実施校の進捗管理及び訪問支援
〇事業実施校の公開授業及び校内研修支援

【事業実施校の取組み】
〇言語能力の育成に向けた学校図書館を活用した授業実践及び読書活動の推進
〇児童生徒が主体となった読書活動の推進
〇公開授業、校内研究の推進、学校HP等を通じた取組みの普及・発信
〇学校図書館を活用した実践事例の作成

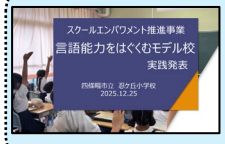


図書委員会が紹介したい本を校内に設置

学校図書館を積極的に活用した授業を実施



【研究成果の普及・発信】
〇事業実施校への学校公開参加者　1,700名
〇フォーラムでの分科会の実施
〇事業実施校の取組みを府教育庁ＨＰに掲載





事業実施校の実践を参考に学校図書館を活用した授業づくりを府域内へ広く普及・発信
フォーラム参加　217名

成果

【令和７年度学校図書館活用授業単元実践事例数】
小学校　22事例　中学校　３事例　合計　25事例
（令和８年２月時点）

〇学校図書館活用授業の実践事例を府域へ発信、さまざまな教科等で言語能力をはぐくむ授業づくりを普及。



【取組み成果リーフレット】
小学校　17事例　中学校　３事例　合計20事例
（令和８年２月時点）

〇事業実施校における特徴的な取組みをまとめたものとして作成し、その成果をウェブアップ。



【児童・生徒アンケート】（小・中学校）

	令和６年12月(%)	令和７年12月(%)
ふだん、１日に教科書以外の本を全く読まない（本には、漫画や雑誌を含む）	29.6	25.3
わからないことや知りたいことがあったとき、図書館資料やインターネットなどで調べている。	70.9	79.1
話のつながりを意識し、大事なことを考えて、読んだり聞いたりしている。	72.7	83.2
文章を書いた後には、読み手に内容が正確に伝わるかどうか、ことばの見直しをしている	71.8	81.2

令和8年度「子ども読書の日」記念
子どもの読書活動推進フォーラム

令和8年4月23日開催

平成14年度から国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、「子ども読書の日」（4月23日）を記念して「子どもの読書活動推進フォーラム」を開催し、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について優れた実践を行っている学校・園、図書館及び団体（個人）への表彰式を行っております。

1. 式典

文部科学大臣表彰（代表者授与）

（優秀実践校・園、優秀実践図書館、優秀実践団体・個人）

2. 特別講演

テーマ：「脳科学から見た読書のすすめ」

講師：酒井 邦嘉 氏

3. ポスターセッション

・出展者によるPRタイム

・学校や図書館等による、読書推進活動の取組事例を発表（14団体）

4. 表彰式

学校・園、図書館、団体・個人表彰状授与







優秀実践図書館　取組事例

～ 図書館が中心となり、地域をあげて子供の読書活動を実践した地域図書館の成果を顕彰 ～



ブックスタート



読み聞かせ ・ ブックトーク



出前おはなし会



自動車図書館巡回



図書館学級文庫



ワークショップ



学習イベント



展示会風景

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

子ども読書の情報館

http://www.kodomodokusyo.go.jp/jirei/index.html

電子書籍を活用した取組事例

令和6年度
子供の読書活動の推進等に関する調査研究

電子図書館・電子書籍と

子供の読書活動推進に関する実態調査



文部科学省

全国の地方公共団体における
電子書籍及び電子図書館の導入・活用の事例紹介

ここからは、電子書籍及び電子図書館を活用した具体的な取組方法や、課題への対応策など、今後取組を実施する地方公共団体・図書館、学校の参考となる事例をご紹介します。

本書においてご紹介する事例は、電子書籍及び電子図書館を、既に活用している地方公共団体・図書館、学校等から選定しています。

掲載順	対象団体	都道府県	取組名称
1	北海道立図書館	北海道	学校と協力した生徒の一括利用登録の取組
2	千代田区教育委員会	東京都	区内小学校全校へ電子書籍サービスを導入し、読書機会を創出
3	市町村と県による協働電子図書館運営委員会	長野県	誰一人取り残さない ― 地域の情報格差解消をめざす「デジとしょ信州」
4	日進市教育委員会	愛知県	学校図書館と市立図書館が連携！学校図書館への電子書籍導入
5	奈良県教育委員会	奈良県	県立高校生約2万人の読書機会創出に向けた電子書籍サービスの一斉導入
6	下松市立図書館	山口県	市内の全小・中学校へ電子書籍サービスを提供し児童生徒の読書機会を創出

都道府県番号順

子供の読書活動の推進等に関する調査研究
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/kodomo/index.html

図書館における障害者利用の促進

令和9年度要求額・要望額　24百万円
（前年度予算額　11百万円）

文部科学省

背景・課題

令和元年6月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）は、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としている。また、読書バリアフリー法第7条に基づき、令和7年3月に決定した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）」（読書バリアフリー基本計画）では、具体的な施策として、視覚障害者等の円滑な利用のための支援の充実、司書、司書教諭・学校司書等の資質向上、組織の枠を超えた取組や関係者間で連携した取組が行える体制構築、出版者から特定書籍等（点字図書等の視覚障害者等が利用しやすい書籍）の製作者に対する円滑な電磁的記録の提供の仕組みや具体的方法についての検討などが求められている。

このため、先導的な読書バリアフリーに関する研修や関係者が連携した取組等を支援するとともに、これらの取組の成果を全国に普及することにより、地域の実情を踏まえた効果的な読書バリアフリーの取組を推進する。

事業内容（令和2年度～ ※4を除く）

地域の実情を踏まえた効果的な読書バリアフリーの取組を推進するため、以下の取組を行う。

1．障害者サービス検討委員会の設置等　4.1百万円（ 4.1百万円）

視覚障害者等の図書館利用に係るサービスの充実を図るため、有識者、自治体、公立図書館、点字図書館、学校図書館、大学図書館等の関係者で構成される委員会を設置し、振興方策の検討を行うとともに、実態調査や事例の収集等を行う。　＜直轄事業＞

2．司書・職員等の支援人材、ピアサポート人材の育成　1.9百万円（ 1.9百万円）

司書、司書教諭・学校司書、職員、ボランティアが障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器（拡大読書器、DAISY再生機など）の使用方法に習熟するための研修等を行う。また、障害当事者でピアサポートができる司書・職員の育成や環境の整備を行う。　＜2箇所（地方公共団体、民間団体）×1百万円＞

3．読書バリアフリーコンソーシアムの設置等　5.0百万円（ 5.0百万円）

公立図書館、点字図書館、学校図書館、大学図書館等によるコンソーシアムを構築することにより、各館の資源の共有や人材の交流等を図るとともに、図書館を利用する視覚障害者等の増加を目的とした広報の強化を図る。また、これらの成果の普及及び読書バリアフリーの理解促進を目的としたフォーラムを開催する。　＜2箇所（地方公共団体、民間団体）×2.5百万円＞

【対象者・事業種別等】

1・・・・・・・・ 国（本省直轄事業）
2.3・・・・・・国 → 地方公共団体・民間団体（委託事業）
4・・・・・・・・ 国 → 民間団体（委託事業）





4．特定書籍等の製作に係るデータ提供に関する実証調査等【新規】 13.2百万円

特定書籍等の製作を円滑に行うための電子データ提供スキームに関する実証調査を行う。また、公立図書館等を対象に、障害者サービスに係る体制整備や視覚障害者等の利用しやすい書籍に関する調査研究等を実施する。　＜1箇所（民間団体）×13.2百万円＞

成果の普及： ①研修のプログラム・教材について文部科学省及び関係団体等のホームページで公開する。
②地域において構築されたコンソーシアムの成果をフォーラム等で発信する。

アウトプット（活動目標）	短期アウトカム（成果目標）	長期アウトカム（成果目標）
・読書バリアフリーに関するモデル研修の実施 ・読書バリアフリーの周知に向けたフォーラム開催回数の増加	・読書バリアフリーに向けた支援方法等※に理解が深まった、研修参加者の増加 ・読書バリアフリーに向けた支援方法等※に理解が深まった、フォーラム参加者の増加 ※・連携による多様な資料の提供（サピエ図書館への登録、国立国会図書館によるデータ提供送信承認館への登録） ・公共図書館の所蔵資料の提供（視覚障害者用資料）	・サピエ図書館の登録館数の増加 ・国立国会図書館によるデータ提供送信承認館数の増加 ・全国の図書館が保有する視覚障害者用資料数の増加

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

令和７年度「読書バリアフリーに向けた図書館サービス研修」（文字・活字文化推進機構）

課題

○視覚障害等の読み書き困難のある障害当事者の実情への理解

○障害当事者の多様なニーズに応じた支援方法やアクセシブルな資料に関する最新情報

支援に関する知識や実践的支援方法の習得と、こうした現状の周知

事業のねらい

障害当事者・有識者による読み書き困難やその読書方法等の実情、最新の支援ツール・アプリ・機能・サービスなどを紹介する講義と、iPadを活用した演習により、**読書の支援に役立つ実用的な知識や、操作を体験する機会を受講者に提供**する。また、**研修当日・開催後のアンケートによる効果測定**と、**オンデマンド配信による知識習得機会の拡大**を目指す。

▲研修動画はこちらからご覧いただけます！

実施内容

10:00～10:30　読書バリアフリー概論「読書バリアフリー法について」／成松一郎さん（有限会社読書工房）
10:30～12:00　講義1「ICTを活用した読書支援」／相羽大輔さん（愛知教育大学）
講義2「多様な社会的障壁とそれに適したサポートツールについて」／平林ルミさん（学びプラネット合同会社）
13:00～15:00　演習「ICTを活用した読書支援について」
15:10～16:00　質疑応答・まとめ

①講義「読書バリアフリー法概要」　《120分間》「ICTを活用した読書支援について（1・2）」



成松一郎氏（読書工房）、平林ルミ氏（学びプラネット合同会社）、相羽大輔氏（愛知教育大学）による講義

② 演習「ICTを活用した読書支援について」《120分間》



１人１台のiPadを支給し、読み上げ機能や「UDブラウザ」など、読書支援への役立て方を、実際に受講生が試して体験

③質疑応答・まとめ　《50分間》



受講生からの具体的な質問や疑問、相談へ、講師が講義の補足を交えつつ回答。研修のまとめを行い、研修終了

成果

○多様な読書困難者への理解促進



視覚障害やディスレクシア等による読み書き困難の実態について、当事者の事例を通して理解を促進

○ICTを活用した支援ツール・アプリ・機能などによる支援事例の紹介と体験機会の提供



ほか、音声を録音できるタッチペンなど受講生が自由に手に取って試せる展示も実施

○研修後における知識習得機会の確保と研修成果実践に向けた取り組み



研修動画のYouTube配信（フル字幕）、「ペア申込み」制度導入

○前年度とのアンケート評価指数の比較

理解が深まったか	R6年度（30名）	R7年度（25名）
読書バリアフリーに向けた支援方法が深まった（とてもそう思う／そう思う）	83%／17%	76%／24%
多様な資料や読書支援機器の活用	93%	96%
サピエ図書館の利用	32%	32%
国立国会図書館によるﾃﾞｰﾀ提供ｻｰﾋﾞｽの利用	33%	36%

学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアムについて

文部科学省では令和3年度からの「図書館における障害者利用の促進」事業において、組織の枠を超えた関係者間の連携体制を構築し、読書バリアフリー基本計画に基づく施策を効率的かつ効果的に推進するため、地域等において、公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等の様々な図書館や関係行政組織・団体等が連携した「読書バリアフリーコンソーシアム」を設置し、物的・人的資源の共有をはじめとした様々な読書バリアフリーの取組を行う委託事業を実施しています。

本事業に基づき設置した、「学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム」では、学校図書館等におけるアクセシブルな書籍等の共有を目指し、アクセシブルな図書・教材を効率的に製作、共有する仕組み等の検討や、図書・教材のアクセシビリティ保障に関する先進的な取組の集約を行い、その成果をウェブサイト「進めよう、豊かな読書活動」で公開しました。

主に、3つのテーマについてわかりやすく解説されています。
（1）著作権法第37条による複製・翻案・提供に関する情報提供
（2）読書バリアフリーに関する先進的な取組事例の紹介
（3）図書・教材のアクセシブル化や学校図書館間の共有に関するFAQ



https://accessreading.org/conso/

事例で学ぶ

教育現場で読書バリアフリーについて
先進的な取り組みをされている事例をご紹介します！
進めよう、豊かな読書活動！



事例1
東京都立八王子東特別支援学校

肢体不自由のある児童生徒が車いすでも図書館を利用しやくすくなるよう、**車いすでの使用を考慮した配架、本棚の工夫**を行っています。図書館まで移動できない児童生徒への取り組みもあります。

また、図書館**利用を促進するのための各種イベント**開催を、教員がチームを組んで企画・運営しています。

さらに、ライブラリー**運営は児童生徒も参加**しています。司書教諭が中心となって、学習指導と結びついた読書活動を展開して…







#できたことハッシュタグ

#学校図書館 #読書推進活動 #児童生徒 #特別支援学校 #小学生 #中学生 #高校生 #肢体不自由 #拡大図書 #大型絵本 #しかけ絵本 #さわる絵本 #LLブック #DAISY形式 #DVD

事例2
東京都立鹿本学園

児童生徒の目に留まりやすい図書の配架や貸し出し、興味や関心がもたれるイベントを行い、**読書習慣を身につけていく工夫**を行っています。

学校の経営計画に図書利用について記載されており、全校で図書活動に取り組んでいます。**司書教諭の専門性を発揮**し、読書に関するイベントや**児童・生徒の実態に合わせた選書や書庫の整備**を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響があっても、図書活動を積極的…







#できたことハッシュタグ

#学校図書館 #読書推進活動 #児童生徒 #特別支援学校 #小学生 #中学生 #高校生 #肢体不自由 #知的障害 #大型絵本 #しかけ絵本 #さわる絵本 #LLブック #DAISY形式 #DVD #CD

https://accessreading.org/conso/

学校を核とした地域力強化プラン

令和９年度要求・要望額　9,513百万円
（前年度予算額　7,517百万円）

文部科学省

背景・課題

➤ 少子高齢化や人口減少社会の加速化、地域のつながりの希薄化等により、子供を取り巻く地域の教育力が衰退している。また、学校における働き方改革への対応、いじめ・不登校対策、放課後児童対策、児童虐待の増加等、学校や家庭が抱える課題も複雑化・困難化しており、学校・家庭・地域それぞれだけでの対応では限界が生じている。

➤ **学校のみならず、家庭や地域住民、地域産業界等が相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支え、持続可能な地域コミュニティ・地域産業を実現する必要がある。**

➤ 自治体が、それぞれの**課題やニーズに応じた効果的な取組を実施**できるよう、**複数の事業を組み合わせた総合的な支援を実施する。**

事業内容

●学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築
●地域の多様な関係者の参画による地域の特色を生かした教育活動の充実

▶ **学校と地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題等を解決できる環境の醸成**

▶ **地域全体で子供たちの成長を支え、持続可能な地域コミュニティ、地域産業の実現**

事業概要：	下記①～⑦のメニューを組み合わせて実施する自治体の取組を総合的に支援する補助事業
対象（交付先）：	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）、市区町村
補助率：	国 1/3、都道府県等 1/3、市区町村 1/3 ※③「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」のうちクマ出没地域における通学路の安全対策にかかる取組ついては、国の補助率1/2
件数・単価：	各メニューによって補助対象となる件数・単価は異なる

1 地域と学校の連携・協働体制構築事業　8,122百万円（7,052百万円）

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組を支援。地域と学校の連携・協働による学校運営、地域住民が参画した**放課後や夏季休業期間等における学習支援・体験活動、働き方改革に資する取組**など多様な活動を推進。

2 地域における家庭教育支援基盤構築事業　175百万円（68百万円）

家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、**個別の支援が必要な家庭**に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化について支援。

3 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業　812百万円（212百万円）

スクールガード・リーダーや**スクールガード（学校安全ボランティア）**等の活用や**養成・資質向上の促進**にかかる取り組みを支援。また、**クマ出没地域における通学路の安全対策にかかる取り組みを支援し**、学校や通学路における子供の安全確保をより一層強化。

4 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業　10百万円（9百万円）

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある**高校中退者等**を対象に、地域資源を活用しながら、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための**学習相談及び学習支援等**を実施する自治体の取組を支援。

5 図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業　30百万円　【新規】

自治体・教育委員会、図書館や学校図書館、書店、NPO等の関係機関が参画する「協議会」を設置し、絵本専門士等の読書推進人材の活用を図るなど、**読書環境の整備・改善に向けた連携協働体制の構築**により、**誰も取り残すことのない読書環境の整備**を支援。

6 健全育成のための体験活動推進事業　171百万円（99百万円）

自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験など様々な**体験活動**を通じ、不登校児童生徒も含め、自らの役割を意識し、一人一人の児童生徒が**自己有用感や自己肯定感を体得できるよう、学校における宿泊体験活動等を支援**する。

7 固定的なキャリア観の刷新に向けた義務教育段階からのキャリア教育推進事業　67百万円（7百万円）

地域に根差した人材育成を進めるとともに、義務教育段階から、固定的なキャリア観の刷新や、AI・デジタルなどの先端分野等も含めた幅広い人材育成にも資する体系的なキャリア教育を推進するため、先端分野等も含めた多様な体験プログラムや職業人との交流等を実施し、もって児童生徒の多様で主体的な進路選択を支援する。

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業

令和9年度要求・要望額　30百万円（新規）

文部科学省

現状・課題

○読書活動は言葉を学び、感性、表現力、創造力等を培う上で欠かせないものであり、全ての学習の基盤である言語能力を育む。
　－読書を肯定的にとらえる生徒や本を読む頻度が高い生徒の方が、読解力の得点が高い ※1
　－子どもの頃の読書量が多い人は意識・非認知能力等（自己肯定感、コミュニケーション力等を含む）が高い傾向 ※2
○我が国の読書活動を取り巻く環境は厳しい状況にあり、全国約４分の１（27%）の町村には図書館も書店もない ※3
○不読率は高い水準で推移。高校生の約２人に１人（56%）は１か月に１冊も本を読まない（R7） ※4
○成人の読書離れが過去最も深刻化。「本を読まない」人の割合は６割へ急増（R5。H30より15%増）※5
　読書をする人は書店や図書館で実際に手に取って選ぶ傾向も。身近で読書に触れる場や機会が必要
　⇒地域に根ざした子供の読書環境の醸成が急務
　⇒図書館・学校図書館を中核とした地方創生や地域共生社会の実現
　　図書館が**地域の課題解決支援サービスの提供、交流拠点や賑わいの中心として地域活性化に資する読書へのアクセス確保**や**多様なニーズに対応**した**誰も取り残すことのない読書環境の整備**を進める

【国の計画等】

・第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）
　図書館等が、地域の書店、出版社、民間団体等との連携に努め、地域に根ざした子どものための読書環境醸成に取り組む

・骨太の方針2026（令和8年7月21日閣議決定）
　体験活動や読書活動を推進する
　書店の活性化等も含め、文化芸術政策を推進する

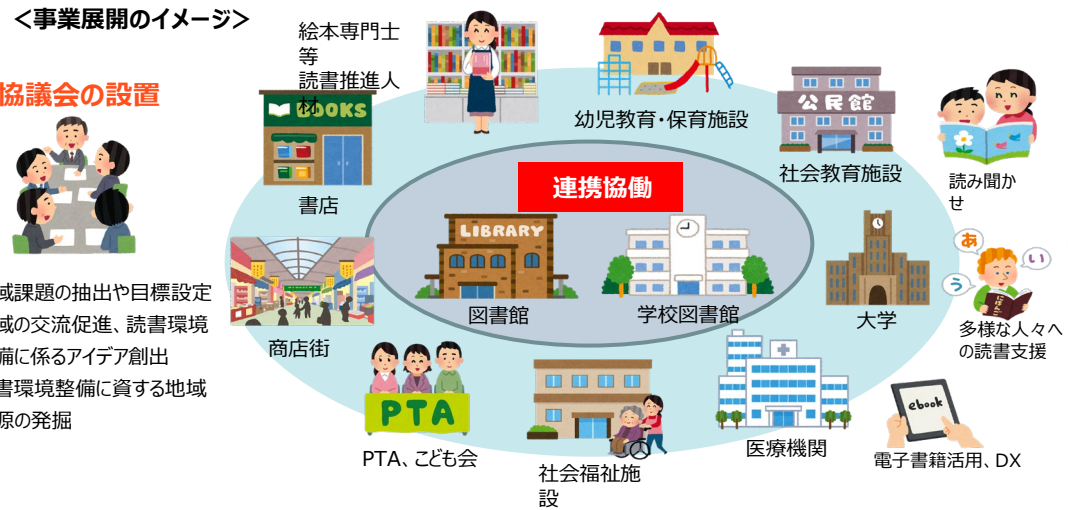
・書店活性化プラン（令和7年6月10日策定）※6
　Ⅰ－② 読書推進人材への支援
　Ⅱ－① 読書環境整備に向けた関係機関による連携協働モデルの構築・普及

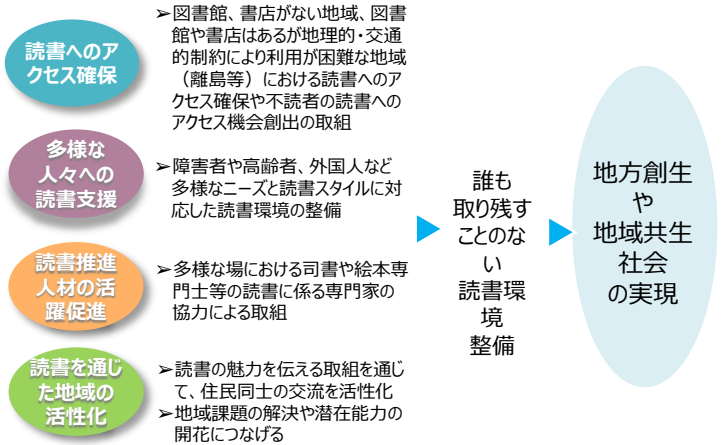
事業内容

自治体・教育委員会、図書館や学校図書館、書店、NPO等の関係機関が参画する「協議会」を設置し、絵本専門士等の読書推進人材の活用を図るなど、読書環境の整備・改善に向けた連携協働体制の構築により、誰も取り残すことのない読書環境を整備する。

交付先	• 都道府県、政令市、中核市（以下「都道府県等」） • 市区町村
件数・単価（国庫補助金）	15か所×2百万円
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3 ※市区町村が直接実施する場合、市区町村2/3

<事業展開のイメージ>





（出典）※1 OECD,PISA2018 ※2 子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究(令和3年3月 独立行政法人国立青少年教育振興機構) ※3 令和5年度日本図書館協会調べ(JPO等データ参照) ※4 第70回学校読書調査(全国学校図書館協議会)
※5 令和5年度国語に関する世論調査（文化庁） ※6 経済産業省、中小企業庁、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、公正取引委員会、文部科学省、文化庁、国土交通省

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業

令和9年度要求・要望額　72百万円
（前年度予算額　64百万円）

文部科学省

背景・課題

会教

対話を通じた主体的な学び合い
学びを通じた他者とのつながりを通じ、
住民自治の基盤を耕し形成する営み

- 防災、福祉、産業振興など、広義のまちづくり・地域づくりに関する**多様な行政分野での地域コミュニティ政策の拡大**
  ➡ **社会教育の裾野の拡大**
- 地域の**つながりの希薄化、担い手不足**
  ➡ **社会教育による人づくりの必要性**

多様な分野で社会教育の知見を生かすことができる
社会教育人材を中核とした社会教育の推進

◆ R6.６　中央教育審議会総会
地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）
＜審議事項＞
①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策
②社会教育活動の推進方策
③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

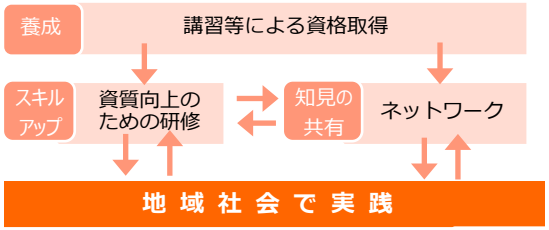
審議事項１に関する意見の整理　（令和７年３月）
- ✓ 今後の社会教育行政は、これまで以上に**社会教育人材の育成・活躍促進**についても重要な柱として捉え直していくことが必要
- ✓ **社会教育人材をネットワーク化**し、点として増えつつある社会教育士の活動の好事例を、線、面として地域の教育力の発揮に発展させていくことが必要

地方創生2.0基本構想（令和７年６月13日閣議決定）（抜粋）
６.政策パッケージ　（１）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
③地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成　ⅱ．地方を担う人材の育成
また、地域コミュニティの基盤強化を図るため、社会教育人材を養成する講習等について抜本的改革を行い、各分野の専門性を様々な場面に活かすことができる人材を各地域に創出するとともに、社会教育人材のネットワークの構築・活性化を図る。

事業内容

◆　社会教育法・図書館法の規定に基づき、社会教育主事に**必要な知識・技能**を身に付けるための**講習**を行うとともに、社会教育主事・司書・公民館施設職員・社会教育士等への**資質向上研修**を実施。
　講習の実施に当たっては、受講機会等を確保するため、ICT技術を活用した講習や、障害を有する方などが安心して受講できる環境を提供。

◆　各分野で活動する社会教育人材が、個々の活動の幅を広げ質を高めていくため、**社会教育人材同士のつながりづくりを促進**するとともに、その**ネットワークを活用した地域課題解決を推進**。



社会教育人材（社会教育主事、社会教育士、新任図書館長、司書、公民館職員等）の養成・研修

	研修・講習名	詳細	件数・単価	対象
1	社会教育主事講習	社会教育主事の資格を付与する講習を大学等に委嘱して実施。	（委託実施分15箇所）@約235万円　等	社会教育主事等の資格を取得しようとする教育委員会の職員、教職員等
2	社会教育人材等専門研修	オンデマンドも活用し、社会教育人材の資質向上を図るための研修を実施。研修を通じて様々な地域課題の解決を図る	各種研修により異なる	社会教育主事、社会教育士、図書館長・司書、公民館職員等

社会教育人材の活躍促進を図るための支援等（社会教育の裾野の拡大）

	件名	目的	内容
1	社会教育人材の活躍促進のための支援等	社会教育人材の更なる活躍促進に向けて、実践事例の横展開等を図るため、表彰やフォーラムの実施、情報提供等を実施。	優良公民館表彰・社会教育功労者表彰・フォーラムの実施、Webサイト等を活用した普及・啓発、情報提供　等

アウトプット（活動目標）
・社会教育主事講習修了者等の安定した輩出
・資質向上のための研修の充実

アウトカム（成果目標）
・社会教育主事の着実な配置と社会教育士の養成
・多様な主体による地域の学習機会の充実
・現代的課題を捉えた専門人材の育成

インパクト（国民・社会への影響）
・人づくり・つながりづくり・地域づくりの推進による住民一人一人の暮らしの向上、地域課題解決による地域の活性化

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

図書館司書等専門研修

図書館司書専門講座

【対象】公共図書館の勤務経験が概ね7年以上で指導的な立場にある司書

【主催】文部科学省
国立教育政策研究所

【期日】例年、6月に10日間程度開催

【定員】60人
【形式】対面とオンラインの併用

新任図書館長研修

【対象】公共図書館に就任して１年未満の図書館長

【主催】文部科学省　等

【期日】例年、9月に4日間程度開催

【定員】定めなし
【形式】オンライン

図書館地区別研修

【対象】公共図書館の勤務経験が概ね3年以上の中堅司書

【主催】文部科学省　開催都道府県・指定都市教育委員会

【期日】例年11月～1月頃に全国6ブロックで開催（3～4日間）
【形式】対面とオンラインへの併用
【参加者数】　＜R7年度実績＞
○北日本（山形県教育委員会）　75名
○関東・甲信越静（山梨県教育委員会）　162名
○東海・北陸（愛知県）　125名
○近畿（大阪府教育委員会）　256名
○中国・四国（岡山県教育委員会）　144名
○九州（佐賀県）　104名

地方財政措置の状況【図書館費】

令和8年度単位費用積算基礎　＜道府県分＞　標準団体行政規模　人口170万人

その他の教育費　5社会教育費(2)社会教育施設費　(図書館費)　（単位　千円）

区　分	経　費	積　算　内　容
給　与　費	179,570	職員数27人(館長1人を含む)
報　酬	194	図書館協議会　委員9人(委員長1人を含む)
需　用　費　等	45,881	図書及び視聴覚資料購入費等
委　託　料	9,800	施設維持管理等委託
(　小　計　)	235,445	

令和8年度単位費用積算基礎　＜市町村分＞　標準団体行政規模　人口10万人

その他の教育費　2社会教育費(2)社会教育施設費　(図書館費)　（単位　千円）

区　分	経　費	積　算　内　容
給　与　費	51,040	職員数8人
報　酬	354	図書館協議会　委員12人(委員長1人を含む)
需　用　費　等	35,144	図書、視聴覚資料購入費等
委　託　料	7,200	施設維持管理等委託
(　小　計　)	93,738	

出典:「令和8年度単位費用算定基礎・標準団体行政経費積算内容」(総務省ホームページ)をもとに文部科学省において作成

地方財政措置の状況【施設・設備整備費】

※図書館を含む施設・設備の整備に係る地方財政措置

令和8年度単位費用積算基礎　＜道府県分＞　標準団体行政規模　人口170万人

包括算定経費　6建設事業費(8)その他の建設事業費　（単位　百万円）

区　分	経　費	積　算　内　容
建　設　事　業　費	3,241	その他の建設事業費

その他の教育費　5社会教育費(2)社会教育施設費　(その他の経費)　（単位　千円）

区　分	経　費	積　算　内　容
需　用　費　等	10,205の内数	学習拠点施設情報化等推進事業

令和8年度単位費用積算基礎　＜市町村分＞　標準団体行政規模　人口10万人

包括算定経費　6建設事業費(5)幼稚園・社会教育施設等建設費　（単位　百万円）

区　分	経　費	積　算　内　容
建　設　事　業　費	23	幼稚園・社会教育施設等建設費

その他の教育費　2社会教育費(2)社会教育施設費　(その他の経費)　（単位　千円）

区　分	経　費	積　算　内　容
需　用　費　等	9,426の内数	学習拠点施設情報化等推進事業

出典:「令和8年度単位費用算定基礎・標準団体行政経費積算内容」(総務省ホームページ)をもとに文部科学省において作成

社会教育デジタル活用等推進事業

令和9年度要求・要望額　85百万円
(前年度予算額　51百万円)

文部科学省

背景・課題

➤ 公共施設のより効率的・効果的な整備・運営等に向けて、老朽化等が進む公民館等の**社会教育施設においても、民間の資金と創意工夫を活用するPPP/PFI等の活用を進めていく必要**がある
・ PPP/PFIアクションプランにおける具体化目標を達成するため、**自治体への伴走支援を強化**

➤ 社会の急速なデジタル化の中で、社会教育分野におけるデジタル化の遅れが顕在化し、公民館等の**社会教育施設のデジタル機能を強化し**、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な教育活動により、**地域の教育力の向上を図る必要**がある

➤ **地域コミュニティの基盤となる社会教育施設を活性化**し、地方創生2.0を推進

経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）

第３章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」
３．主要分野ごとの重要課題と取組方針　（３）戦略的な社会資本整備の推進
「PPP/PFI推進アクションプラン（令和８年改定版）」に基づき官民連携投資等を促進する。

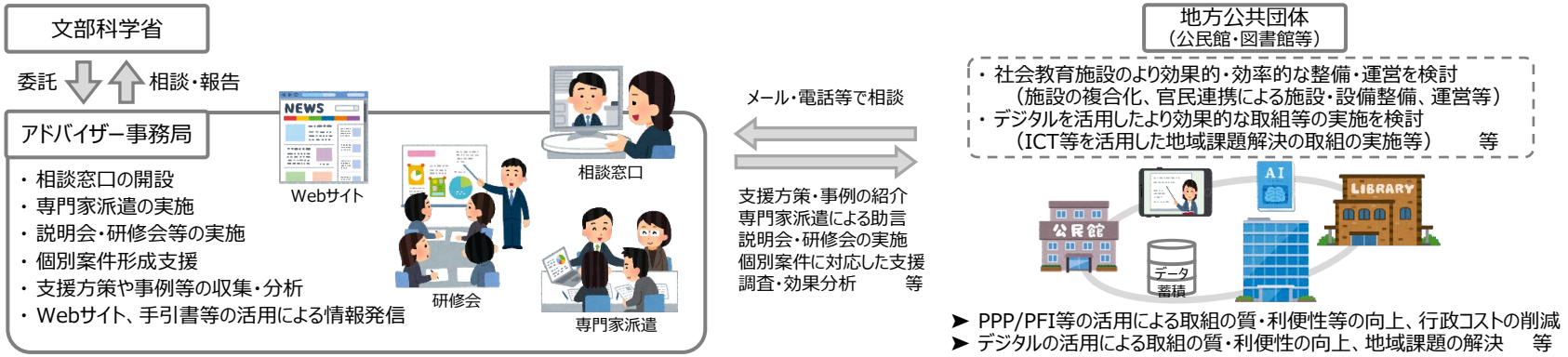
PPP/PFI推進アクションプラン（令和８年改定版）
（令和８年6月11日民間資金等活用事業推進会議決定）

３．ＰＰＰ／ＰＦＩアクションプラン推進の目標
（２）重点分野と目標　ⅱ）各重点分野における取組
⑥文化・**社会教育施設**
令和４年度から公共施設等運営事業等の活用に向けた取組を抜本的に強化し、**10年ターゲット目標（35件）**の達成に向け、（略）取り組む。

事業内容（令和5年度より実

○ 社会教育施設のPPP/PFI等の活用・デジタル機能強化への支援　（民間団体向け委託　×　１か所）

社会教育施設の整備や運営におけるPPP/PFI等の活用、デジタル環境の整備やその効果的な活用を促進するため、全国をカバーする支援体制を構築し、地方公共団体等からの相談対応や専門家派遣、導入可能性調査等の検討支援、情報発信などの伴走支援を実施



➤ PPP/PFI等の活用による取組の質・利便性等の向上、行政コストの削減
➤ デジタルの活用による取組の質・利便性の向上、地域課題の解決　等

アウトプット（活動目標）	アウトカム（成果目標）	インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿
・地方公共団体の伴走支援を行う事務局の設置 ・PPP/PFI等の活用に向けた伴走支援の実施 ・デジタル機能強化に向けた伴走支援の実施	・社会教育施設におけるデジタルの効果的な活用やPPP/PFIの導入を検討する自治体数の増加 ・PPP/PFIの活用やデジタル環境の整備等を行う施設の増加	社会教育施設を拠点とした、地域住民が主体的に学べる教育環境の実現（地域課題解決に向けた取組の充実、効果的・効率的な施設運営、社会教育施設が地域コミュニティの基盤として機能）

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

専用HP・相談窓口を開設しています。

文部科学省社会教育デジタル活用等推進事業

公民館・図書館の官民連携・デジタル活用

～PPP/DXで進展する社会教育～

https://kominkan-support.mext.go.jp/

HPへの掲載内容

・社会教育施設における官民連携とは？
・自治体への支援方策
・先進事例・調査研究の紹介



また、公民館や図書館などの社会教育施設における官民連携・デジタル活用について、
相談を受け付けています。まずはメールで相談いただき、その後は電話や対面などでも支援します。

相談窓口→ r07_digitalppp@chodai.co.jp

※支援事務局　㈱長大

相談内容の例

・社会教育施設の維持管理、運営の課題を相談したい
・社会教育施設の老朽化に対する建替方法について相談したい
・社会教育施設に対するPPP/PFIの導入に関して相談したい
・社会教育における効果的なデジタル化の推進について相談したい

その他何でも相談してください！

「子どもゆめ基金」助成事業 （独立行政法人国立青少年教育振興機構）

趣旨 未来を担う夢をもった子供の健全育成を推進するため、地域の民間団体が行う様々な体験活動や読書活動への助成を実施

助成対象団体

社団法人や財団法人、NPO法人など青少年教育に関する事業を行う民間団体

助成対象となる事業内容

① 子供の体験活動の振興を図る活動に対する助成
- （ア）子供を対象とする体験活動
  - 自然観察、キャンプなどの自然体験活動
  - 文化･芸術､スポーツ等を通じ交流を目的とする体験活動
  - 清掃活動、高齢者介護体験などの社会奉仕体験活動 など
- （イ）子供の体験活動を支援する活動
  - 子供の体験活動の指導者養成 など

※単なるスポーツ大会等の競技会のような活動や、特定のチームのメンバー又は団体構成員を対象とした活動や、上位大会出場を目指した技術向上のための活動は助成対象外

② 子供の読書活動の振興を図る活動に対する助成

③ 子供向け教材の開発･普及活動に対する助成

体験活動への助成



読書活動への助成



令和７年度助成金の申請･採択状況 ※（ ）前年度比増減

活動分野	申請件数	採択件数	交付決定額
合計	4,765件（ 240件）	3,863件（▲36件）	17.0億円（ 0.4億円）
うち､体験活動	4,332件（ 267件）	3,498件 （ ▲2件）	15.2億円（ 0.5億円）
うち､読書活動	410件 （▲24件）	359件（▲30件）	1.4億円（ 0.1億円）

活動規模別の助成金限度額

活動規模	参加者を募集する範囲	限度額
全国規模	24都道府県以上で募集	600万円
都道府県規模	都道府県全域又は複数都道府県にて募集	200万円
市区町村規模	市区町村単位又は複数市区町村にて募集	100万円

※活動実績のない新規団体の一次募集における限度額は、原則として上記限度額の2分の1とする
※二次募集の限度額は、全ての団体において、各活動規模の限度額の2分の1とする
※令和７年度より一次募集における１団体当たりの申請件数は、10件までとする

募集スケジュール（令和８年度）

	活動時期	申請･交付決定スケジュール
一次募集 （申請期間終了）	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	○ 申請期間：令和7年10月1日～11月26日 ○ 交付決定：令和8年4月
二次募集	令和8年10月1日 ～令和9年3月31日	○ 申請期間：令和8年5月1日～6月23日 ○ 交付決定：令和8年9月（予定）

「図書館実践事例集」

（平成26年3月）

テーマ

- ■連携
- ■様々な利用者へのサービス
- ■課題解決支援
- ■まちづくり
- ■建築･空間づくり
- ■電子図書館
- ■その他



文部科学省HP　http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/jirei/

「図書館実践事例集」（令和2年3月）



■利活用の推進・多様なサービス
■運営
■環境整備
■その他

文部科学省HP
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/mext_01041.html



■利活用の推進
■運営
■環境整備

文部科学省HP
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_00768.html

参考資料１　学校図書館関係

学校図書館の現状

図書整備



小学校
66.4% → 71.2%

中学校
55.3% → 61.1%

※学校図書館図書標準達成校の割合 平成27年→令和元年

新聞配備



小学校
41.1% → 56.9%

中学校
37.7% → 56.8%

高等学校
91.0% → 95.1%

※新聞配備校の割合 平成27年→令和元年

学校司書配置



小学校
58.8% → 69.1%

中学校
57.1% → 65.9%

※学校司書配置校の割合 平成28年→令和2年

（出典）令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」

令和4年度からの5年間で学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図る。

	単年度：480億円	5か年計：2,400億円
図 書	**199億円**	**995億円**
増加冊数	**39億円** 【学校図書館図書標準の不足冊数分】	**195億円** 【学校図書館図書標準の不足冊数分】
更新冊数	**160億円** 【図書の更新を促進するための更新冊数分】	**800億円** 【図書の更新を促進するための更新冊数分】
新 聞	**38億円**	**190億円**
小・中学校等	**26億円** うち小学校等：2紙 中学校等：3紙	**130億円** うち小学校等：2紙 中学校等：3紙
高等学校等	**12億円** 【高等学校等に5紙配置】	**60億円** 【高等学校等に5紙配置】
学校司書	**243億円** 【小・中学校等のおおむね1.3校に1名程度配置】	**1,215億円** 【小・中学校等のおおむね1.3校に1名程度配置】

学校図書館整備の流れ

※地方財政措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。
地方公共団体が学校図書館の図書等の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。



学校

①学校現場で整理 教委に状況報告

校長を中心に、教頭、教務主任、事務職員等による予算委員会を組織するなど、校内組織を生かして全校的な対応を図り、整備が必要な図書の優先順位付け、学校司書との連携方法等を検討。
それを踏まえ、教育委員会に情報提供・要望。

①状況報告

⑥予算配賦

図書・新聞整備や学校司書配置そのものを目的にするのではなく、その整備充実により、いつまでにどのように学校を変えようとしているのかを整理しましょう。



教育委員会

②教育委員会内で整理

・学校図書館の現状、優先順位の把握
・図書整備、新聞配備、学校司書配置に向けた、複数年次にわたる計画の策定
・学校の意見を聞き、政策目標、政策効果等を整理

④財政部局に予算要求・説明

総合教育会議

③協議・調整

④予算要求

⑤予算配賦



地方公共団体

③教育条件整備について協議・調整

・教育大綱に学校図書館整備計画を位置付ける等

総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能になります。

文部科学省の資料等も活用しましょう！

・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」
・令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」
・令和3年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」
  ・図書、新聞、学校司書等の相関性が明らかになりました。
  ・重点的に推進するべき13指標から、都道府県別の状況が明らかになりました。

地方交付税算定額の試算方法

あなたの自治体や学校の、図書・新聞・学校司書費として措置されている、地方交付税算定額を試算してみましょう。

各自治体において、学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置をお願いします。

小学校・中学校の例

あなたの自治体や学校の学級数・学校数・生徒数を代入しましょう。

算定額はこちらです。予算額と比較してみましょう。

①図書費



小学校		学級	×	39.3 千円※1	＝		千円
中学校		学級	×	61.4 千円※2	＝		千円

②新聞費



小学校		学級	×	3.3 千円※3	＝		千円
中学校		学級	×	11.9 千円※4	＝		千円

③学校司書費



小学校		校	×	1,360 千円※5	＝		千円
中学校		校	×	1,292 千円※6	＝		千円

【地方交付税の算定に用いる標準施設の状況】
※1 学校図書館図書整備の一般財源(707千円)／施設規模(18学級)＝1学級当たりの一般財源(39.3千円)
※2 学校図書館図書整備の一般財源(921千円)／施設規模(15学級)＝1学級当たりの一般財源(61.4千円)
※3 新聞配備の一般財源(60千円)／施設規模(18学級)＝1学級あたりの一般財源(3.3千円)
※4 新聞配備の一般財源(178 千円)／施設規模(15学級)＝1学級あたりの一般財源(11.9 千円)
※5 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,360千円
※6 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,292千円

【備 考】
※令和8年度ベース
※地方交付税算定額の試算に用いる学級数は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。また、学校数は、学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における数(在学児童生徒を有しない学校の数を除く)です。なお、補正係数は、考慮していません。
※①図書費、③学校司書費は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期、特別支援学校小中学部に措置しています。
※②新聞費は小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に措置しています。
※義務教育学校前期は小学校に、義務教育学校後期・中等教育学校前期は中学校に、中等教育学校後期は高等学校に相当します。

事　務　連　絡
令和４年８月２日

各都道府県・指定都市図書館・学校図書館担当課長
各都道府県・指定都市教育委員会指導事務担当課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課長　殿
構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課長

文部科学省総合教育政策局
地域学習推進課長　黄地　吉隆

文部科学省初等中等教育局
学校デジタル化プロジェクトチームリーダー
武藤　久慶

１人１台端末環境下における学校図書館の積極的な活用及び公立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携について

文部科学省では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させることをねらいとする「GIGA スクール構想」を推進しているところであり、児童生徒の１人１台端末等の ICT 環境を活用した新しい学びが全国各地で開始されています。

このような中、学習指導要領の下、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通して児童生徒の資質・能力を育成するためには、児童生徒の実情を踏まえながら、教科書、資料集等の教材、書籍、新聞、雑誌、インターネット等を効果的に組み合わせて活用することが重要です。

このような学習活動の充実のため、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」や、児童生徒の情報活用能力等を育成したりする「情報センター」としての機能等を有する学校図書館の利活用は大変有効です。ついては、図書の充実を含め、学校図書館の環境整備を計画的に行っていただくとともに、学習活動における学校図書館の積極的な活用を図っていただくようお願いします。

また、一部の自治体においては、設置する学校の児童生徒に対し、公立図書館の電子書籍貸出サービスの ID を一括で発行している事例が見られます（別紙参照）。このような取組は、各学校における学習活動のほか、長期休業期間中の児童生徒や、感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の自宅等での学習においても効果的であると考えています。ついては、学校設置者と図書館担当部局

が連携し、こうした取組の実施を積極的に検討いただくようお願いします。

以上について、各都道府県担当課長におかれては、所管の学校・図書館及び域内の市（指定都市を除く。）区町村に対し、各指定都市担当課長におかれては、所管の学校・図書館に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた各地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対し、周知くださいますようお願いします。

＜本件連絡先＞
（本事務連絡全般について）
初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム
０３－５２５３－４１１１（内線２９４０、２６５６）
（学校図書館の利活用及び環境整備、図書館との連携について）
総合教育政策局地域学習推進課図書館・学校図書館振興室
０３－５２５３－４１１１（内線３７１７）

（別紙）

児童生徒に公立図書館の電子書籍貸出サービスのIDを発行している事例

○大阪府東大阪市「ひがしおおさか電子図書館」

東大阪市では市立図書館と連携して、令和３年６月24日より、「ひがしおおさか電子図書館」の専用 ID を市内小中学校・高等学校の児童生徒に付与しました。蔵書数は、約４万７千点（うち、児童書約 7700 点）【令和４年３月末現在】。

児童生徒は市で配布されている iPad のホーム画面に設置されたアイコンから簡単にアクセスすることができ、朝の読書活動などにおいて、紙媒体の本に併せて「ひがしおおさか電子図書館」の本も自ら選んで読んでいます。令和 4 年度からは同時に利用する人数に制限のない「読み放題」の本も提供され、活用の幅が広がりました。

ある児童は、「紙の本は探すのに時間がかかるけど、電子図書館は探すのが簡単。本を耳で聞けるのは印象に残った。もっと本が読みたくなった。」との感想を述べており、読書習慣の定着に寄与していることがうかがえます。（東大阪市教育委員会）

▼ひがしおおさか電子図書館
https://web.d-library.jp/higashiosa/g0101/top/

▼「GIGA スクール構想のタブレットを用いて「ひがしおおさか電子図書館」の利用が可能に」（東大阪市ホームページ）
https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000031680.html

○北海道帯広市「帯広市電子図書館」

帯広市図書館は電子図書の貸し出しサービス「電子図書館」を令和3年4月から運用開始しました。市内の全小中学生には GIGA アカウントの配布に併せて、電子図書を借りるための ID も付与して活用を進めており、令和3年度の電子図書の貸出冊数約19万冊のうち、小中学生による利用が約15万2千冊で全体の8割を占めた状態となりました。

児童生徒は市で配布した端末を用いて、朝読書や授業での調べ学習、家庭に端末を持ち帰っての読書・自主学習などにおいて、紙媒体の本と併せて利用しています。

また、市内小中学校の先生や保護者を対象に、帯広市電子図書館を使いこなすためのテクニックを紹介する「帯広市電子図書館使いこなし教室」を開催しており、クラス全員で同じ書籍を読む方法や外国語授業、SDGs やキャリア教育に活用できる授業展開のアイデアを司書が説明するなど、より有効に電子図書館を活用してもらえるような取り組みを行っています。（帯広市教育委員会）

▼帯広市電子図書館
https://www.lib-obihiro.jp/toshow/html/e-lib.html

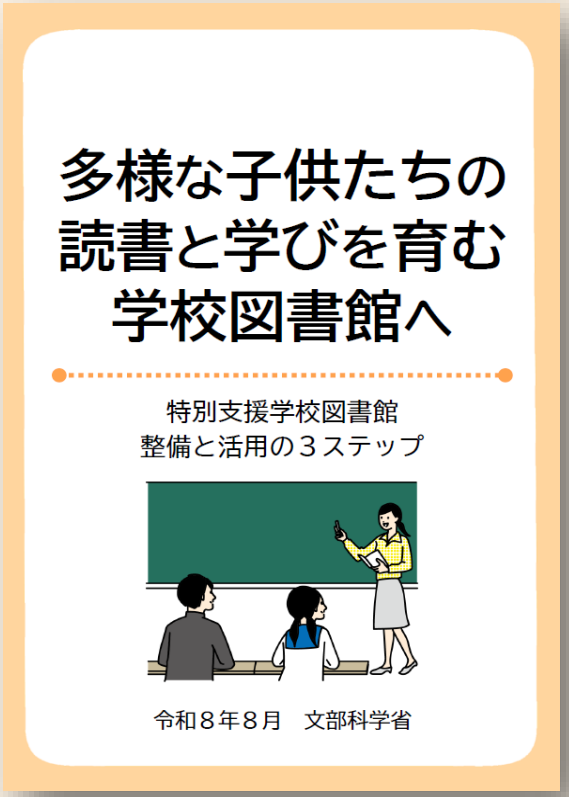
以上のほか、文部科学省が作成した以下のリーフレットにおいて、電子書籍を導入している学校図書館や図書館の取組事例等を記載していますので、御参考としてください。

○文部科学省「令和 2 年度電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動推進に関する実態調査」調査報告書概要

https://www.mext.go.jp/content/20210610-mxt_chisui02-000008064_0202.pdf
https://www.mext.go.jp/content/20210610-mxt_chisui02-000008064_0203.pdf
https://www.mext.go.jp/content/20210610-mxt_chisui02-000008064_0204.pdf

『多様な子供たちの読書と学びを育む学校図書館へ』





文部科学省ウェブサイトよ
り
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1360243.htm

特別支援学校図書館整備と活用に向けて

STEP 1　意識を変える、体制を作る

校長のリーダーシップのもと、学校図書館の活用を学校経営計画に位置付け、司書教諭をはじめとする教員と学校司書等の連携により、学校図書館を活用した授業を展開することで、子供の学習や読書活動を推進していきましょう。

STEP 2　空間と蔵書を充実させ、活用につなげる

「子供の居場所」としての役割も意識した環境整備を推進したり、バリアフリー資料を整備したり新しい本を揃えるなど、居心地のよい場づくりを工夫しましょう。

STEP 3　学校図書館をもっと宣伝しよう

学校図書館だよりを活用する等、子供の図書館利用の様子や、読書の楽しさを積極的に伝えていくことで、利用の促進につなげましょう。

参考資料

LLブックやマルチメディアDAISY図書等の各種バリアフリー資料や、バリアフリーコンソーシアムの取組等を紹介しています。





※特別支援学校以外の各学校においても参考にしていただけますと幸いです。

事　務　連　絡
平成２５年5月３０日

各都道府県教育委員会
　学校図書館担当課　御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

学校図書館法の一般公衆利用に関する規定の趣旨について

政府の地方分権改革推進本部においては，国の法令による義務付け・枠付けの見直しについて，継続的に検討が行われています。その検討等を踏まえ，平成２５年３月１２日に閣議決定された「義務付け・枠付けの第４次見直しについて」においては，「公立図書館と学校施設を併せて整備する場合の学校図書館法の一般公衆利用に関する規定の趣旨，留意事項等について各地方公共団体に通知する」ことが盛り込まれたところです。

つきましては，学校図書館の一般公衆利用及び公立図書館施設との一体的整備に当たって留意すべき事項を下記の通りお知らせしますので，学校図書館法等の関係法令の趣旨を踏まえ，学校図書館の活性化を図っていただくとともに，域内市（区）町村教育委員会に対しても周知くださるようお願いします。

※「義務付け」とは，一定の課題に対処すべく，地方自治体に一定種類の活動を義務付けることをいい，一定種類の活動に係る計画策定の義務付けも含みます。また，「枠付け」とは，地方自治体の活動について手続，判断基準等の枠付けを行うことをいいます。

記

１　学校図書館の一般公衆利用について

学校図書館法（昭和２８年法律第１８５号）第４条第２項には「学校図書館は，その目的を達成するのに支障のない限度において，一般公衆に利用させることができる」と一般公衆利用についての規定が置かれていますが，学校図書館の目的は，同法第２条が規定するとおり，図書館資料を収集・整理・保存し，児童生徒や教員の利用に供することによって，「学校の教育課程の展開に寄与するとともに，児童又は生徒の健全な教養を育成すること」にあります。すなわち，学校図書館においては，児童生徒や教員が学校図書館を利用しようとしたとき，一般公衆の利用によってそれが妨げられることのないよう，児童生徒及び教職員の優先的な利用を担保する施設整備及び運用が行われることが必要です。

２　学校図書館と公立図書館の施設の一体的整備について

学校図書館については，学校図書館法第２条において，その目的が１．で上述したように定められている一方，公立図書館については，図書館法第２条第１項において，「図書，記録その他必要な資料を収集し，整理し，保存して，一般公衆の利用に供し，その教養，調査研究，レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定義されており，学校図書館と公立図書館とはその目的が異なることから，それらの施設・設備の整備に当たっては，それぞれの目的が十分に達成されるようにする必要があります。また，学校図書館法第３条には「学校には学校図書館を設けなければならない」と規定されていることからも，学校に学校図書館を設けずに，本来の目的が異なる公立図書館をもってその代用とすることはできません。

ただし，これらの規定は，学校図書館と公立図書館を一棟の建築物の中で隣接して配置するよう設計することまでを禁ずる趣旨ではなく，関係法令の趣旨を十分に踏まえた上で，一定の配慮の下に学校施設を公立図書館施設と一体的に整備することは，地域の学習拠点を集約化し，学校と地域の連携を高めるとともに，学校の教育活動の充実や学校図書館の機能の高度化を図る上で有益と考えられます。

学校図書館の一般公衆利用及び公立図書館施設との一体的整備に関する参考事例

○認められる例
・放課後や休日に限定して，学校図書館を一般公衆に開放する。
・公立図書館のスペースと学校図書館のスペースを隣接して配置し，その境界を可動式間仕切りにより区切ることで，平日の授業時間等における児童生徒の学習活動の妨げにならないよう配慮するとともに，放課後や休日においては，その間仕切りを外すことで一般公衆が学校図書館のスペースも公立図書館のスペースと一体的に利用できるようにする。

等

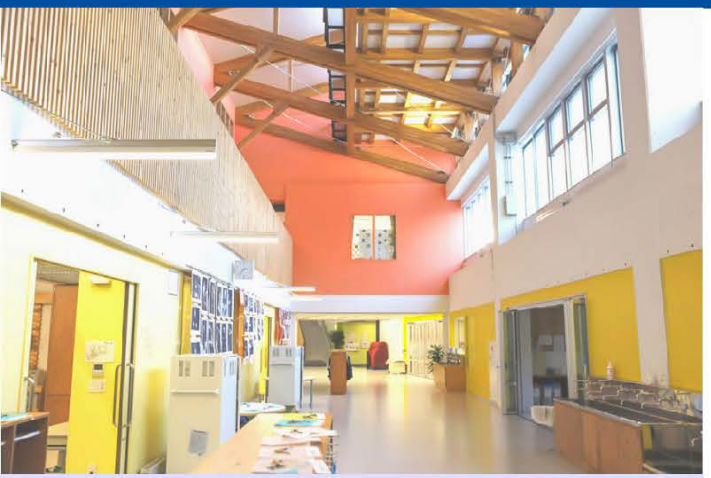
○認められない例
・学校図書館について，曜日や時間帯，形態を問わず，一般公衆の自由な利用を認めることにより，児童生徒の学習に妨げが生じる。
・一般公衆への貸出しにより，学校図書館の資料が一時的に不足し，児童生徒や教職員の利用に支障が生じる。
・公立図書館のスペースを学校図書館の代用とすることにより，児童生徒や教員の利用が制限される。

等

＜本件担当＞
児童生徒課企画係
TEL　03-6734-3054（直通）
FAX　03-6734-3735
E-mail gaktosyo@mext.go.jp

学校施設の複合化の例②

北海道安平町立早来学園（図書室、特別教室の共用化）





- 学校規模／ 19学級311名
  （特別支援学級／8学級（29名））※令和7年5月現在
- 整備時期／令和4年
- 複合施設／ 義務教育学校（5,777㎡）
- 構造／RC造一部木造・S造 地上2階

施設整備の背景

＊平成30年北海道胆振東部地震で早来中学校（当時）の施設と地盤の使用が困難な状況となり、老朽化していた早来小学校と一体的に校舎を新築することを計画。当初より町内の他の2校についても将来的に統合することを見据えた計画としていたが、新しい学校施設の魅力が見えてくるなかで、地域の意向の変化を踏まえ、義務教育学校開校時点で4校すべてを統合することとなった

＊４校を統合して義務教育学校とするのに加えて、図書室を地域住民に開放した公民館図書室として整備するとともに、特別教室を地域住民と共用できるように計画。ICTを活用した空間設計で、「学校」と「まちのコミュニティセンター」の２つの機能の両立を実現した

○管理・運営の体制

施設	所管	管理・運営
義務教育学校	教育委員会	教育委員会
地域開放エリア	教育委員会	民間委託

○ICT活用のセキュリティで地域利用を促進

- 地域開放エリアは学校の中心に配置。
  図書室は地域の人が自由に利用できる「開放エリア」、校舎1階にある特別教室（家庭科室、美術室、音楽室、体育館等）は、学校が利用していないときには地域の人が利用できる「共用エリア」として位置づけ、地域住民に積極的に開放
- 児童生徒と地域住民の入り口を分けICTを活用した予約システムやスマートロックを導入してセキュリティを確保



共用する教室の扉に設置された予約システムと連動した
スマートロックシステム
学校が利用しているときは地域住民側の入り口が施錠される

ICT活用で、学校施設の開放を教員の労力に頼らず負担を軽減して教育に専念できる管理運営体制を整備

8

※令和7年８月８日「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議（第5回）資料２より転載
https://www.mext.go.jp/content/20250807-mtx_syoto02-000043703_3.pdf

学校施設の複合化の例②

北海道安平町立早来学園（図書室、特別教室の共用化）

○学校と地域を混ぜることで共創空間を作る

- 地域に開放される図書室や共用エリアは学校の中心に配置され、ガラスの仕切りや大きな窓から中の活動を見ることができる
- 教室の扉の横にタブレットがあり、なんの活動が行われているかを児童・生徒・地域住民が知ることができるようになっている



ガラスの仕切りや窓で外から中の様子を見ることができる



学校の廊下から家庭科室を通して図書館まで見通せる

○地域に開放した図書室

- 図書室は、地域住民に開放した公民館図書室として整備 9時～21時までの利用が可能
- 地域住民側の入り口すぐには「まちのリビング」と呼ばれる多目的スペースがありイベント等も開催
- Wi-Fi機能や電源を完備し、オフィスワークとしても利用可能。保護者の待合スペースとして使われたり、子育て中の地域住民が赤ちゃんを連れて利用したりするなど、世代を超えて子ども達と地域住民が自由に交流できる場となっている



図書室住民側入り口すぐの「まちのリビング」



図書室

学校と地域の距離が近づき、**子どもたちの社会への興味や住民同士の交流のきっかけ**が生まれる

子どもが地域の一員として社会参画する仕組みを学校の中に構築し、地域と「分ける」のではなく「混ざる」ことで共創を生む、学社融合の教育環境を実現



教室の扉横のタブレットで活動内容を表示



大アリーナ

9

※令和7年８月８日「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議（第5回）資料２より転載
https://www.mext.go.jp/content/20250807-mtx_syoto02-000043703_3.pdf

学校施設の複合化の例④

埼玉県志木市立志木小学校（公民館、図書館との複合施設）

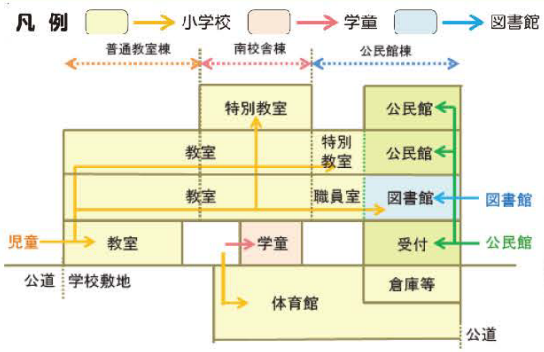

普通教室棟と生涯学習棟をつなぐ２階テラスとブリッジ

■ 学校規模／ 33学級 945 名 （特別支援学級 3学級17名）
※令和7年4月現在
■ 複合施設／ 小学校（10,489㎡）公民館（ 1,704㎡）
図書館（ 1,034㎡）
■ 整備時期／ 平成 15 年
■ 構造／ SRC 造 地下２階地上４階

施設整備の背景
＊志木小学校と、近接する公民館・図書館の建物の老朽化・耐震化問題の解決策として、学社融合施設とする案が浮上。
＊地域に開かれた学校として、児童と地域の人々が直接交流の機会をもつことで、学習の相乗効果が現れることを期待した。
＊既存校舎のうち、北・西校舎は取り壊し、南校舎は耐震補強をし残すこととした。

○管理・運営の体制

施設	所管	管理・運営
小学校	教育委員会	教育委員会
公民館	教育委員会	教育委員会
図書館	教育委員会	教育委員会
学童保育クラブ	市長部局	市長部局





○相互活用・交流活動

学校と社会教育施設の学社融合施設として、設備も人も活用した独自のカリキュラムにより、学習内容や活動の幅を広げる

＜図書館の活用＞
・小学校は、資料の豊富な公共図書館も活用可能（本の貸出しだけでなく、１日約３クラスが授業でも利用。）
※校内の各階には、各学年の学習状況に応じた本を揃えたチャレンジコーナーを設置

＜公民館や利用者の活用＞
・音楽室やPC ルーム、ホール等は共有で使用
・小学校のクラブ活動や課外活動を、公民館の利用団体が支援


児童による貸出し業務体験もできるなど、複合した公共図書館を利用する児童が多い


校内のチャレンジコーナーには専門職員が厳選した図書が並ぶ

●公共施設の有効活用により、**児童と地域の人々の学習機会も向上**
●日常的に公共施設を利用したり、地域の人々と交流したりすることで、**自然と社会性が身に付く**

○防犯対策

児童と公民館・図書館利用者との動線はあえて明確に分けず、大人の目で児童を守るという方針で運営

＜背景＞
・地域で学校の児童を守ろうという意識が強い地域である（防犯対策については、あらかじめ地域と話し合い、理解を得ている）
・ガラス張りの壁等、見通しのよい施設であり、目が届きやすい
・教職員だけでなく複数の施設の職員で一緒に児童を見ている


見通しのよいガラス張りの校舎


公民館の入口にある受付で利用者を確認

●ハードとソフトを組み合わせた柔軟な防犯対策をとることで、**児童の活動範囲を広げる**ことができている

11

※令和7年８月８日「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議（第5回）資料２より転載
https://www.mext.go.jp/content/20250807-mtx_syoto02-000043703_3.pdf

参考資料２　図書館における多様な学習機会の提供　他

・障害者の生涯学習の推進
・人権教育
・ハンセン病に関する教育
・「薬害」に関する教育
・障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画
・認知症サポーターの養成
・北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する若年者向けの取組促進
・性的マイノリティ関係の取組
・男女共同参画
・生命（いのち）の安全教育
・消費者教育
・自主夜間中学
・がん教育
・環境教育
・日本語教育
・持続可能な開発のための教育（ESD）
・地方自治体の教育施策におけるEBPMの強化
・古典の日
・社会人の学びを応援するポータルサイト「マナパス」
・マナビィ・メールマガジン

自治体・社会教育施設・福祉団体等のスタートアップを積極支援

文部科学省

障害者の生涯学習推進アドバイザー

派遣費用は文部科学省が すべて負担

誰もが、障害の有無にかかわらず「共に学び、生きる共生社会」の実現を目指しませんか？

障害者の生涯学習に関する取組を始めようとしている自治体や社会教育施設、福祉団体等のみなさんに、助言や支援を行う「障害者の生涯学習推進アドバイザー」を派遣します。

このような ご希望やお悩み



- 社会教育主事の研修で「障害者の生涯学習」について講演をしてほしい！
- 「障害者の生涯学習」について公民館職員に向けて勉強会を開きたい！
- そもそもどうして「障害者の生涯学習」が大切なの？
- 生涯学習って難しそう。どんなことをしたらいいの？
- 全国の「障害者の生涯学習」の事例の紹介をしてほしい！
- 障害者向けの学習プログラムを作りたいので、アドバイスがほしい！
- 福祉との連携って具体的にどのようなことをすればよいの？
- 委託事業を受託するか検討しているので、相談にのってほしい！　など



派遣内容

好事例・先進事例の紹介	連携強化 ネットワーク構築支援	体制整備 人材育成支援	普及・啓発方法に係る支援	自治体内研修の講師	課題分析・取組手法等に係る支援等

申請の手順

❶ 申 請 ：自治体・団体等から文部科学省担当者へ、アドバイザー派遣申請書を提出（悩む場合はまず相談を!）

▼

❷ 相 談 ：派遣申請書について、文部科学省担当者と相談

▼

❸ 決 定 ：アドバイザーと日程調整の後、派遣が決定

▼

❹ 打合せ ：申請者とアドバイザーが派遣内容（講演内容）について打合せを実施

▼

❺ 派 遣 ：アドバイザーによる研修講師や指導助言などを実施（オンラインも可）

▼

❻ 報 告 ：派遣終了後、１週間を目安に文部科学省担当者へアドバイザー派遣の報告書を提出

- 要綱の趣旨以外の目的には派遣できません。派遣を希望する団体等は、希望内容を事前に文部科学省に御相談ください。
- 文部科学省が事前に承知している派遣以外は、謝金等のお支払いができません。1ヶ月以上の余裕をもって申請をお願いします。

お問い合わせ先

文部科学省 男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室

TEL 03-5253-4111（内線 3460）

E-Mail sst@mext.go.jp

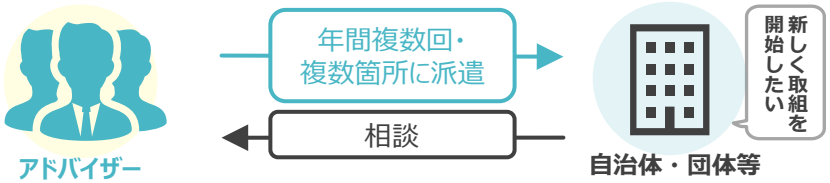
アドバイザーの ・派遣要綱 ・申請書 ・報告書 はこちら！

障害者の生涯学習の推進について　ー普及・啓発活動の強化ー

文部科学省

アドバイザー派遣

＼ 経験の少ない自治体・団体のスタートアップを積極支援！／



技術的支援
① 障害者の学習支援の専門性を有する者
② 大学等の有識者
③ 先進的な取組を行ってきた事業受託団のコーディネーター等

好事例、先進事例の紹介

- 連携強化、ネットワーク構築支援
- 課題分析、取組手法等に係る支援
- 体制整備、人材育成支援
- 普及・啓発方法に係る支援
- 自治体内研修の講師等

文部科学大臣表彰



（令和7年12月9日 表彰式）

障害者が生涯を通じて教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しみ、豊かな人生を送ることができるよう、**障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体**を表彰。

地方自治体や関係機関からの推薦された地域で長年にわたる功労や功績が認められる取組や今後の展開が期待される取組に光をあて、支援活動の普及や障害者の学習機会拡大を促進。

コンファレンス

令和元年度より**障害者の生涯学習活動の関係者が集う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国で開催**し、障害者本人による学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を実施。

自治体職員、社会教育主事、社会教育施設職員、特別支援学校等教職員、障害者の学習支援実践者（NPO等）、大学関係者、福祉サービス事業所職員、社会福祉協議会職員等の**多様な関係者が参加**し、**障害理解の促進**や、支援者同士の学び合いによる**学びの場の担い手の育成、障害者の学びの場の充実**を目指す。

フォーラム

「障害の有無を超えて、共にまなび、つくる共生社会フォーラム」
～超福祉の学校@SHIBUYA～

従来の障害福祉や教育の枠に収まらない多様な方々がシンポジウムに登壇。全国各地の具体的なアクション、生涯学習や教育に関する最新事例について、渋谷からオフ&オンラインで全国に発信。
https://peopledesign.or.jp/school/

担当者連絡会

各地方自治体で障害者の生涯学習支援や施策の推進に携わる担当職員等に向けて、各地方自治体における障害者の生涯学習推進に係る基本的視点や考え方を学び、施策推進上の課題や工夫を共有する機会とする連絡会を実施。

参考資料　ーご活用くださいー

文部科学省

障害者の生涯学習推進ポータルサイト
共生社会のマナビ

共生社会のマナビ
障害者の生涯学習推進ポータルサイト

【共生社会のマナビURL】
https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/

令和６年度に開設した、障害者の生涯学習に関する情報を提供するポータルサイト。

障害のある方が学校を卒業した後も、自分が「学びたいとき」に「学びたいこと」を学ぶことができるように、全国各地の障害のある方の生涯学習の取組や、学びの場づくりに関する情報を発信。委託事業や「障害者の生涯学習推進アドバイザー」の派遣について、各自治体の学習支援窓口の一覧等も掲載。

障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰
表彰事例集＆事例発表動画

【令和7年度文部科学大臣表彰掲載URL】
https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/award_arch/award_r7/

平成29年度から毎年開催している「障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰」の被表彰者全件の取組概要を紹介した事例集・事例発表動画を掲載。



障害者の生涯学習啓発リーフレット【わかりやすい版】
だれでもいつでも学べる社会へ



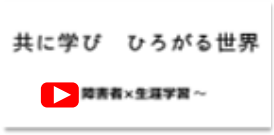
特別支援学校等の生徒を主な対象に想定したリーフレット。

学校の授業や卒業生の同窓会等で、学校卒業後の学びの場の紹介や自分がチャレンジしたい生涯学習について考えるきっかけとして活用を期待。

障害者の学びの実践紹介動画
共に学び広る世界～障害者×生涯学習～

地域で障害者の生涯学習を実践する事例にスポットを当て、取組の様子を紹介。

学びの場に参加する障害当事者へのインタビューから、”学び”によって広がる世界、障害者の生涯学習実践のヒントを凝縮。



～重度重複障害者の生涯学習～
だれでも参加できる生涯学習の機会を作りませんか？



地域の生涯学習にかかわる地方公共団体、特別支援学校、NPO法人、社会教育施設、障害福祉サービス事業所等の方々に向けて、本人や家族へのアンケート調査・ヒアリング調査、生涯学習活動提供団体へのヒアリング調査をもとに、重度重複障害のある方の学びの現状や生涯学習への期待、実際の取組事例を紹介。

障害者の生涯学習支援入門ガイド事例集
共生社会のマナビ

地方自治体の社会教育や生涯学習の担当者、特別支援学校や大学などの学校教育の分野や障害福祉の分野で学びの場づくりに取り組みたいと考えている方に向けて企画・運営上、本当に知りたい内容を意識し、作成したリーフレット。



関連資料・動画一覧掲載URL
https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/data/

文部科学省における人権教育の取組

取組概要

文部科学省においては、憲法及び教育基本法の精神に則り、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）や同法に基づく人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）（令和７年６月閣議決定）を踏まえ、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める人権教育を推進。

・学校教育においては、人権教育の指導方法等に関する調査研究やモデル事業などを実施するとともに、各種会議や研修において人権教育に係る動向等についての周知を行い、各学校における取組を促進。
・社会教育においては、社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成や資質向上等の取組を実施。

具体的な取組内容

▌学校教育

● **人権教育開発事業**

・以下の事業等を総合的に実施し、学校教育における人権教育の開発を推進。

■ **学校における人権教育の在り方等に関する調査研究**

・学校における人権教育の在り方等について調査研究を行い、その成果の普及を図る。
→これまでに、「人権教育の指導方法等の在り方について［第三次とりまとめ］」及び「補足資料」等を作成。

■ **人権教育研究推進事業**

・学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組や、人権意識を培うための学校教育の在り方についての実践的な研究を実施するとともに、その事業成果を含む、人権教育の充実に資する資料等を収集・集約・発信するための機能を有した「人権教育アーカイブ」の充実を図る。

● **人権教育担当指導主事連絡協議会（主催：文部科学省）**

・都道府県・指定都市教育委員会の人権教育担当者等を対象とし、人権教育に関する国内外の動向の周知や、情報交換・協議等を実施。

● **人権教育指導者養成研修（主催：（独）教職員支援機構、共催：文部科学省）**

・都道府県教育委員会等の指導主事や学校教員で人権教育の指導者となる者等を対象とし、組織的な人権教育推進体制を構築する手法等の習得を図る研修を実施。

▌社会教育

● **社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業【平成15年度～】**

・社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を推進。

関連する令和９年度概算要求額　（　）内は令和８年度予算額

【人権教育開発事業】

令和９年度概算要求額：35百万円の内数（31百万円の内数）

地域や学校における実践的な研究を実施するとともに、人権教育の充実に資する事例等を収集・集約・発信するための機能を有した「人権教育アーカイブ」を充実させ、人権教育の更なる推進を図る。

【社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業】

令和９年度概算要求額：72百万円（64百万円）
うち　社会教育主事講習等実施経費：54百万円（47百万円）

引き続き、社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象に人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図る。

ハンセン病に関する教育の実施について

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話（抄）（令和元年7月12日閣議決定）

本年６月２８日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

（略）

ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、**患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。**この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。

（略）

確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、このための検討を早急に開始します。さらに、**関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます。**

家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

○　文部科学省では、ハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について、令和７年１２月２６日に各都道府県教育委員会等に対し通知を発出し、協力を要請しています。

【通知掲載URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322245_004_00002.htm

ハンセン病に関する教育の実施について

● ハンセン病に関する学習に関する教材の充実や活用の促進

○厚生労働省と協力し、ハンセン病を正しく理解するためのパンフレット『**ハンセン病の向こう側**』を、**毎年全国の中学校等へ配布**。国が作成した教材で安心して授業で活用できる等の評価がある。
【パンフレット掲載URL】https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html

○法務省が作成した人権啓発動画『**～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷**』は、ハンセン病問題に関する正しい知識とともに、偏見・差別の解消には、この問題を自分事として捉え、行動を変えていくことが必要であることを、小学校低学年にも分かりやすく説明したアニメーションとなっている。
【啓発動画掲載URL】https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html





● ハンセン病に関する人権教育を担う指導者への研修等の充実

○独立行政法人教職員支援機構において、**校内研修シリーズ『ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つ ―ハンセン病問題から学び、伝える―』を配信**。より多くの教員がハンセン病に関する実践的な人権教育に取り組めるよう、指導の要点について学ぶことができるオンライン研修教材となっている。
【講義動画URL】https://www.nits.go.jp/materials/intramural/100.html

○教員等の教育現場に携わる方々が人権教育に取り組みやすい環境の整備に向けて、人権教育に関する事例や資料等を収集・集約・発信するウェブサイト**「人権教育アーカイブ」を、令和７年３月に開設**した。
【人権教育アーカイブURL】https://jinken.mext.go.jp/

● ハンセン病に関する学習のための関連資料等の収集と提供

○**国立ハンセン病資料館**では、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発による偏見・差別の解消のため、ハンセン病に関するあらゆる情報を受信・集積し、広く世界へ発信している。

○**ハンセン病当事者の声**は、ハンセン病に関する学習を進める上で説得力のある教材でもある一方、当事者の高齢化等により当事者との直接交流には制約がある。そのため、国立ハンセン病資料館においては、**ハンセン病問題に関する専門知識を有するの学芸員の出張講座を実施**している。派遣費用は国費の負担であるため、ハンセン病問題に関する教育を実施する際には、積極的な御活用をお願いしたい。

ハンセン病に関する教育の実施について

ハンセン病に関する施設・資料等

（1）関係施設

〇国立ハンセン病資料館（URL　https://www.nhdm.jp/）

全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から収集した資料を展示。写真パネル・DVDの貸出実施。

〇重監房資料館（URL　https://www.nhdm.jp/sjpm/）

かつてハンセン病患者の懲罰施設は、通称「重監房」と呼ばれ、遺構に残された資料や発掘調査の出土遺物等から推定される形を実寸大で部分再現し、その過酷さを体感できるように展示。DVDの貸出も実施。

〇国立ハンセン病療養所（URL　https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html）

全国に13園あり、交流施設の運営や行事の開催、資料の貸出等を実施。

（2）資料等

〇人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」

【啓発動画掲載URL】 https://www.youtube.com/watch?v=gPH5b_CDwto

【活用の手引き等掲載URL】 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

〇「ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～」（URL　http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html）

法務省人権擁護局が作成した啓発映像で、活用の手引きや証言集も掲載。

〇人権ライブラリー（URL　http://www.jinken-library.jp/）

（公財）人権教育啓発推進センターが運営。およそ15,000冊の国内外の人権関連図書をはじめ、映像資料（DVD、VHS）、紙芝居、展示用パネル等を所蔵。閲覧・貸出を実施。

〇人権チャンネル（URL　https://www.youtube.com/user/jinkenchannel）

ハンセン病問題をはじめ、人権について理解を深めるための映像を公開。

（3）ウェブサイト

〇厚生労働省（ハンセン病に関する情報ページ）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hansen/index.html

〇文部科学省（「HIV感染者・ハンセン病患者等」に関する参考資料）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322245.htm

〇法務省（ハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくしましょう）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

「薬害」に関する教育について

○ 厚生労働省では、文部科学省と協力し、「薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会」により検討を行い、中学３年生を対象とした薬害を学ぶための教材『薬害を学ぼう』を作成し、毎年全国の中学校へ配布している。

○ 本教材は、「薬害」と呼ばれている医薬品等による健康被害を知るとともに、その発生の過程や社会的な動き等を学ぶことを通じて、今後、同様の被害が起こらない社会の仕組みの在り方等を考える。

○ 教材の概要
① 薬害の歴史
② 被害者の声
③ なぜ薬害は起こったのだろう？
④ どうすれば薬害が起こらない社会になるのだろう？
⑤ 薬害が起こらない社会を目指して私たちにできること



○ 厚生労働省ホームページにおいて、視聴覚教材、教員用「指導の手引き」、教材の活用事例などを掲載。

○ 厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画について

経緯

令和６年７月３日の旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁判決を受け、７月２６日に**「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」**（総理が本部長、全閣僚で構成）を設置し、**以下の総理指示**を受けて検討を開始

（１）**障害者の希望する生活の実現**に向けた、必要なサービスの活用や見守り等の**支援体制の構築**と取組推進
（２）各府省庁が障害者差別解消法の**「対応要領」に基づきどのような研修・啓発を行っているかを点検**するなど、取組を強化
（３）**「ユニバーサルデザイン2020行動計画」**における**「心のバリアフリー」の取組等のフォローアップと強化**
（４）幹事会において、**有識者の協力を得て、障害当事者の方から御意見**を伺った上で、成果を取りまとめる体制を構築

上記の基本方針に沿って、障害者に対する偏見や差別のない共生社会を実現すべく、必要な対応策を検討し、新たな行動計画を取りまとめ

会議の概要

対策推進本部

＜構成員＞

本部長　内閣総理大臣
副本部長　内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画 共生・共助）
本部員　他の全ての国務大臣

対策推進本部幹事会

＜構成員＞

議長　内閣官房副長官補（内政担当）
副議長　内閣府政策統括官（共生・共助担当）
構成員　他の各省庁局長級職員等

＜有識者構成員（五十音順、敬称略）＞

石川　准　静岡県立大学名誉教授　（視覚障害当事者）
坂元　茂樹　公益財団法人世界人権問題研究センター理事長
田門　浩　弁護士　（聴覚障害当事者）

＜開催実績＞

第１回推進本部　７月２９日　総理指示
第１回幹事会　７月２９日　幹事会の進め方等について議論
第２回幹事会　８月３０日　有識者構成員（左記）による講演
第２回推進本部　９月２０日　基本合意書締結の報告、進捗状況の確認
第３回幹事会　１０月２１日　当事者ヒアリング①
・熊谷　晋一郎氏（障害者政策委員会委員長）
・佐藤　聡氏（DPI日本会議事務局長）
第４回幹事会　１１月　７日　当事者ヒアリング②
・旧優生保護法訴訟原告５名の方
第５回幹事会　１１月１３日　当事者ヒアリング③
・全国手をつなぐ育成会連合会
・南高愛隣会（子育てをする障害のある方ご家族）
第６回幹事会　１１月２０日　当事者ヒアリング④
・日本 ALS 協会
・日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構
第７回幹事会　１２月２６日　新たな行動計画（案）の決定
第３回推進本部　１２月２７日　新たな行動計画の決定

※別途、以下の団体に、内閣府において個別にヒアリングを実施

全国重症心身障害児(者)を守る会、全国精神保健福祉会連合会、全国脊髄損傷者連合会、日本発達障害ネットワーク、全国肢体不自由児者父母の会連合会、全日本ろうあ連盟、日本相談支援専門員協会、日本身体障害者団体連合会、日本視覚障害者団体連合、DPI女性障害者ネットワーク、全日本難聴者・中途失聴者連合会、全国盲ろう者協会

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画

1　ヒアリングにおいて当事者の方々から示された主な問題意識

○優生手術等に係る歴史的事実やその背景を後世に伝承し、記憶の風化を防ぐべき
○人権侵害に迅速・確実に対応する体制を構築すべき
○国民全体に、障害の社会モデルを含め、障害に関する正しい知識を普及すべき
○障害のある人が結婚・出産・子育てをする上では、なんでも相談できる窓口や第三者の支援が必要
○障害のある人とない人が共に学び共に育つ経験ができる環境、共に働ける環境を整備すべき　等

「障害の社会モデル」とは、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方

2　取り組むべき事項

（1）子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進

＜ヒアリング意見の例＞

○障害者も同じ人間であり、障害の有無にかかわらず、恋愛、出産などやりたいことを自由にできる社会になってほしい
○障害のある人が結婚・出産・子育てをする上では、なんでも相談できる窓口や第三者の支援が必要
○入所施設という厳しい環境で生活している人の地域移行等を含めた、地域の支援体制を構築すべき
○働きたい障害者もいるので、障害の程度に合った働く場所を計画してほしい

＜新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項＞

○結婚・出産・子育て支援取組事例集の周知
○自治体や支援者向け解説動画や障害当事者にもわかりやすいリーフレットを作成
○こども家庭センターにおいて障害保健福祉部局等の関係機関と連携した相談対応
○障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターの全国の市町村における設置の促進
○利用者の希望に沿った地域生活への移行を推進し、安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の全国の市町村における整備の促進
○障害者の希望・適性等に合った選択を支援する就労選択支援の円滑な施行（R7.10）

（2）公務員の意識改革に向けた取組の強化

＜研修・啓発状況の調査結果＞

○「対応要領」の周知は全府省庁が行っているが、周知の頻度は、策定・改定時のみが９割程度で、定期的な周知を図る機関は少数
○新規採用職員向けの研修実施割合は５割以上だが、既存職員への研修は２～３割程度に留まる
○多くの研修では、障害者の実体験や具体的な事例検討等が含まれていない。旧優生保護法の歴史的経緯についての研修も極めて少数。研修の理解度を確認するテスト等の実施割合は６割以下
○当事者による講義の実施等、研修内容への当事者の関与がない機関はおおむね７割以上

＜新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項＞

○各府省庁において、「対応要領」を毎年１回以上、全職員に周知
○国家公務員・地方公務員の人権研修に、旧優生保護法の歴史的経緯や当事者の声を取り入れ
○全ての幹部職員を対象に障害当事者を講師とする研修を実施
○障害当事者の参加の下、障害者の実体験、具体的事例の検討や旧優生保護法の措置を含む歴史的経緯なども含めた教材等を作成し、全府省庁等において研修を実施。研修に当たっては、受講者の理解度を確認
○内閣府より、研修の講師として、障害当事者や専門家を紹介する仕組みを整備

2　取り組むべき事項（続き）

（3）ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された「心のバリアフリー」の取組の強化

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと

＜ヒアリング意見の例＞

○**優生手術等に係る歴史的事実を後世に残し風化を防ぐ**ことが必要

○**インクルーシブ教育**を推進すべき。**障害の有無にかかわらず共に学び共に育つ経験**を通じて偏見や差別を根本から解消可能。こどもの頃から障害者に関わるカリキュラムを作るべき

○偏見や差別の解消には**インクルーシブな雇用**を推進することが重要、**障害のある人とない人が共に働く環境を整備**すべき

○**障害に関する正しい知識を普及**することが必要

○精神障害は「身近な病気で誰にでも起こり得る」という正しい情報を全国民が得る機会が必要

○多くの人は、障害者にどう接したらいいのかわからないという状況ではないか。**直接接する機会を増やすべき**

○**人権侵害に迅速・確実に対応する体制**を構築すべき

＜新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項＞

○**旧優生保護法等の検証を踏まえた人権教育の教材の作成**、**学校教育**や人権啓発活動での活用
○特別支援学校と通常の学校の一体的運営による**インクルーシブな学校運営モデルの構築**

○障害者差別解消法に基づく**業種別の「対応指針」への民間企業等の対応状況調査**と好事例の横展開
○**雇用分野の障害者差別禁止指針・合理的配慮指針の事業主への周知**。**好事例集の更新**と横展開
○重度障害者等への**雇用・教育・福祉が連携した就労・修学支援**

○**国民への「障害の社会モデル」を踏まえた正しい理解の啓発**
○**医療・障害福祉の専門職の養成課程等**における教育内容の充実等による質の高い専門職等の養成

○**障害者団体等が行う障害特性の理解を図る啓発事業**についての**一覧的な情報発信**と参加促進
○**精神疾患やメンタルヘルスに係る正しい知識の普及啓発**。**心のサポーター養成**等自治体の取組の支援
○職場内における**精神・発達障害者しごとサポーター**の養成
○精神障害当事者、家族他の有識者による**検討会の開催**、**精神保健医療福祉に係る諸課題の検討**

○**障害の有無に関わらず楽しみ、交流することができる普及・啓発イベントの新たな実施**

○**人権相談・調査救済活動に従事する職員や人権擁護委員**への**旧優生保護法に関する研修**の実施
○**人権侵犯事件（インターネット上のものを含む。）への適切な措置**。その際、**人権侵犯性の有無にかかわらず、障害者差別解消法の趣旨を踏まえたより望ましい対応を提示するなど積極的に啓発**

3　今後に向けた更なる検討

○**各府省庁は**、上記の取組のほか、障害当事者等のご意見を受け止め、記憶を風化させないための方策、人権侵害に迅速に対応する体制など、当事者から示された問題意識について**引き続き検討**
○その際、**旧優生保護法に係る調査・検証の内容・結果も踏まえ**るとともに、**障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し実施**

4　実施体制

○障害者への偏見や差別をなくし、全ての人が尊重される共生社会となるために、**行動計画を継続的にフォローアップ**
○障害者施策については、「障害当事者抜きに障害当事者のことを決めない」ことが最も重要な原則であることから、行動計画の内容は、**障害者政策委員会に報告**し、ご意見をいただき、**必要な施策については速やかに実施に移しつつ、次期障害者基本計画などにも反映**

認知症サポーターの養成について

＜認知症サポーターキャラバン＞

○　「認知症サポーター」を全国で養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの取り組み

＜キャラバン・メイト＞

○　講師役として「認知症サポーター養成講座」を開催し、「認知症サポーター」を養成
○　「認知症サポーター養成講座」は地域や職域団体などにおいて、住民講座やミニ学習会として開催

「認知症サポーター養成講座」を実施して「認知症サポーター」を養成

＜認知症サポーター＞

○　**認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者**
○　何か特別なことをするのではなく、できる範囲で手助けを行うというもので、活動は任意
○　社会教育施設職員、地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、児童・生徒など、全国に約1,511万人（令和５年12月末時点）

〇キャラバンメイト養成研修

実施主体：都道府県、市町村、全国的な職域団体等
目　　的：地域、職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバンメイト」を養成
内　　容：認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、対象別の企画手法、カリキュラム等をグループワークで学ぶ。

（キャラバン・メイト養成研修について）
https://www.caravanmate.com/education/



〇認知症サポーター養成講座

実施主体：都道府県、市町村、職域団体等
対 象 者：
〈住民〉自治会、老人ｸﾗﾌﾞ、民生委員、家族会、防災・防犯組織等
〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット
コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関、公民館職員・図書館職員等
〈学校〉小中高等学校、大学、教職員、ＰＴＡ等

〇認知症サポーター養成講座の受講については、各自治体事務局にご相談ください。
https://www.caravanmate.com/office/

認知症サポーターについて

認知症サポーター

・「認知症サポーター」は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者です。何か特別なことをするのではなく、できる範囲で手助けを行うもので、活動は任意です。
・「認知症サポーター」になるには「認知症サポーター養成講座」の受講が必要になります。
・これまで、地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、小・中・高等学校の生徒など様々な方が受講され、全国で約1,511万人（令和５年12月末時点）の認知症サポーターが養成されています。

認知症サポーター養成講座

・「認知症サポーター養成講座」は、自治体や職域団体などにおいて開催されています。約90分の講座で、専門の研修を受講した「キャラバン・メイト」が講師を務めます。
・自治体では、市町村・都道府県が実施主体となり、一般住民、住民の暮らしに身近な商店・銀行・消防・警察等、地域の企業などのほか、学校の児童・生徒を対象に開催します。
・受講を希望される場合は、各自治体の事務局へお問い合わせください。
https://www.caravanmate.com/office/

認知症サポーターによる活動

・活動はあくまでも任意ですが、積極的に認知症サポーターの活動促進に取り組んでいる地域もあります。
・そのような地域では、認知症サポーターがチームを組んで認知症の人を見守る活動を行ったり、認知症カフェの開催補助、傾聴、外出支援などのちょっとした手助けを行ったりしています。

ステップアップ講座

・認知症サポーター養成講座を修了した人が、復習も兼ねて学習し、より実際の活動に繋げられるよう、座学だけでなくサポーター同士の発表・討議も含めた、「ステップアップ講座」も開催されています。

認知症に関する基本情報について

厚生労働省ポータルサイト

【トップページ】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index.html

（主なコンテンツ）
○「もしも　気になるようでしたらお読みください」
https://www.mhlw.go.jp/content/000521036.pdf
（生活の中でなんとなく違和感を覚えている方やご家族に向けた、ヒントとなる情報をまとめた絵本のような冊子です）

○「本人にとってのよりよい暮らしガイド」
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/honningaide.pdf
（認知症の診断を受けた本人が次の一歩を踏み出すことを後押しするような、本人に向けたガイドです）

○認知症サポーター
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089508.html
※全国の自治体事務局一覧（全国キャラバン・メイト連絡協議会HP）
https://www.caravanmate.com/office/

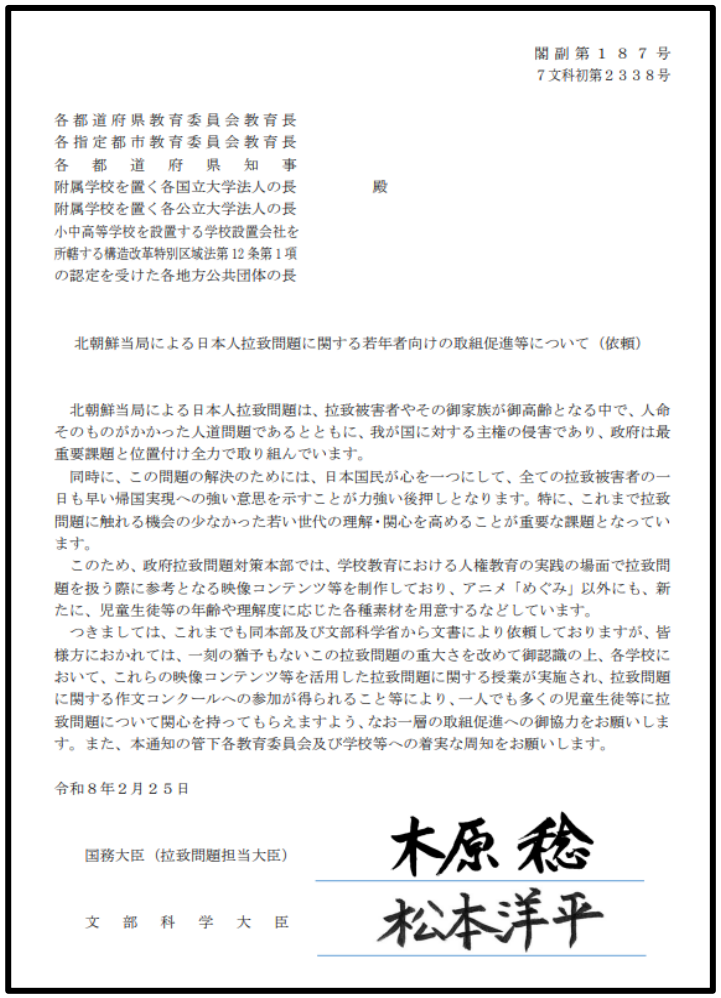
○認知症本人大使「希望大使」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/kibou.html

○世界アルツハイマーデー及び月間
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/alzheimerday2023.html

（参考）
公益財団法人「認知症の人と家族の会」では、子どもたちが認知症について楽しく学べるサイトを開設しています。
・「認知症こどもサイト」：https://alzheimer.or.jp/kodomo/

北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する若年者向けの取組促進について

（令和８年２月２５日　国務大臣（拉致問題担当大臣）・文部科学大臣連名通知）



閣副第１８７号
７文科初第２３３８号

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長　殿
附属学校を置く各公立大学法人の長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第１項
の認定を受けた各地方公共団体の長

北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する若年者向けの取組促進等について（依頼）

北朝鮮当局による日本人拉致問題は、拉致被害者やその御家族が御高齢となる中で、人命そのものがかかった人道問題であるとともに、我が国に対する主権の侵害であり、政府は最重要課題と位置付け全力で取り組んでいます。

同時に、この問題の解決のためには、日本国民が心を一つにして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国実現への強い意思を示すことが力強い後押しとなります。特に、これまで拉致問題に触れる機会の少なかった若い世代の理解・関心を高めることが重要な課題となっています。

このため、政府拉致問題対策本部では、学校教育における人権教育の実践の場面で拉致問題を扱う際に参考となる映像コンテンツ等を制作しており、アニメ「めぐみ」以外にも、新たに、児童生徒等の年齢や理解度に応じた各種素材を用意するなどしています。

つきましては、これまでも同本部及び文部科学省から文書により依頼しておりますが、皆様方におかれては、一刻の猶予もないこの拉致問題の重大さを改めて御認識の上、各学校において、これらの映像コンテンツ等を活用した拉致問題に関する授業が実施され、拉致問題に関する作文コンクールへの参加が得られること等により、一人でも多くの児童生徒等に拉致問題について関心を持ってもらえますよう、なお一層の取組促進への御協力をお願いします。また、本通知の管下各教育委員会及び学校等への着実な周知をお願いします。

令和８年２月２５日

国務大臣（拉致問題担当大臣）　木原 稔

文部科学大臣　松本洋平

○　北朝鮮当局による日本人拉致問題の解決に向け、**木原拉致問題担当大臣と松本文部科学大臣の連名**で、特に、これまで拉致問題に触れる機会の少なかった**若い世代への取組促進について協力を依頼**。

○　同日付で、一人でも多くの児童生徒等に拉致問題について関心を持ってもらうよう、例年に引き続き、内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室長・文部科学省初等中等教育局児童生徒課長連名通知にて、各都道府県教育委員会等に対し、**映像作品等の活用促進について協力を要請**。





（政府拉致問題対策本部事務局HP　アニメ「めぐみ」）
https://www.rachi.go.jp/jp/megumi/gaiyou.html

（文部科学省HP「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」に関する参考資料）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322255.htm

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画

令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティ(SOGI)の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(議員立法)が公布・施行
→理解増進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国民の理解の増進に関する基本的な計画を策定・閣議決定することとされている

既存の各種取組や様々な調査研究に関する情報収集やヒアリング等により収集した知見に基づき、基本計画を作成

基本理念(第1章)

○理解増進法及び基本計画により、**SOGIの多様性に関する国民一人一人の理解を深めることで、性的マイノリティもマジョリティも安心して生き生きと人生を送ることができる共生社会の実現を目指す**。

○理解増進施策は、**全ての国民が、SOGIにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの　理念**にのっとり、SOGIを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識のもとに、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行う。(法3条)

現状・課題(第2章)

＜SOGIの多様性を取り巻く現状と課題＞

○SOGIは必ずしも外見上明らかなものではないため、多様なSOGIの存在が実感しづらく、**理解増進の必要性が認識されていない**。

○SOGIに関するいじめやハラスメントを経験している人、自らのSOGIを打ち明けた際に否定的な反応をされるのではないかと不安に思い、家族にすら打ち明けられず孤独・孤立を抱えてしまう人もいる。

○他方で、SOGIの多様性について認識しつつも、自分の言動が誰かを傷つけはしないかという戸惑い、その他SOGIの多様性にまつわる様々な　不安を感じている人もいる。

○このように、**SOGIの多様性についての認識は広がりつつあるが、一方で、生きづらさや戸惑い、様々な不安を抱えている人もいる**。

＜理解増進に関する取組の現状と課題＞

○国、地方公共団体、事業主、学校の設置者及び学校、それぞれにおいて理解増進に関する取組を実施。

○SOGIの多様性に関しては様々な意見があり、国からの情報提供等が十分でないことも相まって、**地方公共団体や事業主等の取組状況も様々**。

○保護者への普及啓発が十分でないことで、こどもがSOGIに関する悩みを家庭で打ち明けられず孤独や孤立を招いているとの指摘もある。

○様々な相談の背景にSOGIの多様性があり得るが、**各種相談窓口等の職員の理解不足**によって、そうした困り事等の可能性が認識されずに適切な対応に繋がらない場合や、不適切な対応を受けることを恐れてそもそも相談を躊躇する人がいるとの指摘もある。

(※)性的指向(Sexual Orientation):恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。
ジェンダーアイデンティティ(Gender Identity):自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画

理解増進施策の基本的考え方（第3章）

- ○ 必要な学術研究等を推進するとともに、研究機関で実施されている研究成果等を収集し、理解増進施策に反映するよう努めることが求められる。
- ○知識の普及啓発は、学校、地域、家庭、職域、その他の様々な場を通じて重層的に行うことが望ましい。国から各主体への取組事例の共有も有効。
- ○SOGIは成長過程において変動があり得るものとされており、若年層への普及啓発の際には、心身の発達に応じた対応が求められる。
- ○SOGIを専門とする相談機関だけでなく、様々な相談機関が適切に対応できるよう、各相談機関への必要な知識の普及啓発を行うことが求められる。
- ○自らのSOGIに従って社会生活を営む利益は重要であり、取組を進めるに当たっては、様々な意見に耳を傾けながら、個々の状況において対応の在り方を模索することが求められる。異なる意見にも寛容に、自由な意見交換ができる気運の醸成に努めるとともに、幅広く共感を得ながら着実に理解を増進していくことが重要。

講ずべき理解増進施策（第4章）

＜学術研究等＞

- ○SOGIの多様性に関する国民の意識等について定期的に把握。
- ○ 関連する分野の知見に係る国内外の状況や研究動向を把握し、関係行政機関に共有。

等

＜知識の着実な普及＞

- ○ SOGIの多様性に係るリーフレットや研修動画を作成、自治体等に提供することで、地域や家庭における広報・啓発活動を一層推進。
- ○国民一人一人の人権意識を高めるための啓発活動を推進。
- ○社会教育施設における取組の充実に向けて、職員に対する情報提供等を実施。
- ○医療機関や福祉関係施設に対し、自治体を通じるなどして知識を普及。
- ○行政職員や教職員に対し、様々な研修の機会等を通じて知識を普及啓発。
- ○誰もが働きやすい職場環境の実現に向けて、企業の取組事例等の周知を通じ、事業主や労働者の理解を増進。
- ○地域や学校における心身の発達に応じた取組のため、人権教育に関する調査研究等を実施。

等

＜相談体制の整備＞

- ○国の各行政機関において、職員からの相談に対応できるよう体制を整備するとともに、相談員を対象とする研修を実施。
- ○自治体における相談対応の充実に向けて、参考となる事例を共有。
- ○教職員向けのパンフレットや各種研修会等を活用し、教職員の理解を促進。スクールカウンセラー等を活用し、児童生徒等に対する相談体制を充実、関係機関との連携を促進。
- ○よりそいホットラインで性的マイノリティに関する相談にも対応。
- ○孤独・孤立相談ダイヤルにおいて、孤独・孤立に関する悩みについて相談を受付。

103

- ○違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関する相談を受付。
- ○その他、様々な相談機関においてSOGIを背景とした相談対応が適切に行われるよう、必要な知識の普及啓発を実施。

等

推進体制・見直し（第5章）

- ○理解増進連絡会議を開催し、関係府省間の連絡調整を通じて、理解増進施策の総合的かつ効果的な推進を図る。
- ○毎年一回、理解増進施策の実施状況を公表。各府省は、その結果も踏まえ、理解増進施策の一層効果的な推進に向けた検討を行う。
- ○おおむね3年ごとに、基本計画を見直す。

文部科学省における性的マイノリティ関係の取組

取組概要・基本認識

・ 学校教育や社会教育における人権教育を通して、多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育む取組を進めるとともに、
・ 性的マイノリティの児童生徒等へのきめ細かな対応に資するよう、教職員向けの啓発資料や研修動画の作成・周知、改訂版生徒指導提要への性的マイノリティに関する記載の追加

などに努めてきたところであり、共生社会の実現に向けて引き続き取組を推進することが必要。

具体的な取組内容

- **「生徒指導提要」（改訂版）への記載（令和4年12月公表）**
  - 教職員への適切な理解の促進、教職員の人権感覚の醸成及び相談体制の整備が重要であること
  - 「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めること

  などを記載し、学校現場における生徒指導上の留意点を周知。
- **理解・啓発パンフレットの作成・周知**
- **（独）教職員支援機構の教職員向けの研修動画「学校で配慮と支援が必要なLGBTs の子どもたち」（宝塚大学 日高庸晴教授）の配信（令和2年）**
- **通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年児童生徒課長通知）の発出**
- **「学校施設整備指針」への記載（令和4年6月公表）**

  トイレや更衣室等について、学校施設の計画及び設計における留意事項として、
  性同一性障害や性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒への配慮と他の児童生徒への配慮の均衡を取りながら、
  学校における支援の事例※を踏まえたより多くの児童生徒が快適に学べる施設環境の整備の検討が重要であること記載し、周知。
  ※職員トイレ（更衣室等の場合は保健室）やバリアフリートイレ等について児童生徒が使用できる運用とするなど

関連する令和９年度概算要求額

人権教育開発事業

令和９年度概算要求額　：35百万円の内数
（令和８年度予算額　　：31百万円の内数）

基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育を推進する観点から、性的マイノリティに関するテーマを含む人権課題に関して実践的な研究を行うとともに、研究成果等を広く展開するためのアーカイブの充実を図る。

学校施設の整備

令和９年度概算要求額：
【公立】4,308億円の内数（令和８年度当初予算：678億円の内数、令和7年度補正予算：2,552億円の内数）
【私立】472億円の内数（令和８年度当初予算：91億円の内数、令和7年度補正予算：146億円の内数）

バリアフリー化等のトイレ改修についても支援対象として国庫補助を実施。

第６次男女共同参画基本計画（説明資料）

令和８年３月13日
閣議決定

６次計画の位置づけ・構成等

- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画**として策定
- ６次計画の構成は、以下のとおり

第１部　基本的な方針

第２部　政策編

- 12の個別分野及び「男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」について、それぞれ以下を定める。
  - 令和17年度末までの「**基本認識**」
  - 令和12年度末までを見通した「**施策の基本的方向**」と「**具体的な取組**（施策）」
- 各分野において掲げる具体的な取組を実施することによって、政府全体で達成を目指す水準である「**成果目標**」等を設定。

６次計画のポイント

女性の参画
- **「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること」**を引き続き目指し、取組を強化
  ➡その水準を通過点として、2030年代には、**指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会**となることを目指す

- 固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏り等を背景に、依然として、両立のしづらさや特に女性の着実なキャリア形成が困難な状況があることを踏まえ、以下のとおり取り組む。

well-being
- あらゆる分野における意思決定に女性が参画するなど、男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進
  ➡男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり、更には女性も男性も暮らしやすい**多様な幸せ（well-being）の実現**に資する

健康
- **女性の健康総合センター**を司令塔とした女性の健康相談支援体制の構築・強化、生活の質の向上を目指した**フェムテック**の推進

テクノロジー
- 男女共同参画の視点を**テクノロジー施策に反映**、テクノロジーの恩恵を誰もが享受できるよう**利活用を支援**

地域
- **地域における男女共同参画**を推進し、地域社会の活力を高める
  ➡男女共同参画機構や男女共同参画センターを含む地方公共団体、経済団体、NPO等の連携

第１部・第２部の具体構成

第１部　基本的な方針

１　男女共同参画基本計画の目指すべき社会

※男女共同参画社会基本法をベースに提示

① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

２　社会情勢の現状、予想される環境変化

- ６次計画は、以下のような社会情勢の現状に係る認識を踏まえたものとする。

社会構造の動向・変化	・人口減少、世帯構成の変化、女性の就業率の上昇、ワーキングケアラーの増加、女性活躍に係る情報公表の充実、若者や女性が地方を離れる動きの加速等
意識・価値観の動向・変化	・根強い固定的な性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス等
テクノロジーの急速な進展・進化	・AI利活用の広がりによる恩恵とリスク、ジェンダード・イノベーション等
安全・安心に影響を与える要因	・テクノロジーの進展等による新たな形の暴力、地震などの災害等
国際的な潮流	・グリーン経済・デジタル経済への移行等

第２部　政策編

Ⅰ　男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

第１分野　ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
第２分野　あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
第３分野　女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
第４分野　生涯を通じた男女の健康への支援
第５分野　テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
第６分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
第７分野　男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
第８分野　防災・復興における男女共同参画の推進

Ⅱ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

第９分野　地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
第10分野　男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
第11分野　教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
第12分野　男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

第６次男女共同参画基本計画における文部科学省関連主要事項

第2分野　あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

●学術分野
- 若手研究者含む女性研究者の比率向上や学長、副学長及び教授における女性登用を促進するため、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金を始めとする大学への資源配分において、引き続きインセンティブを付与するとともに、女性を含む様々な人材が活躍できる環境整備のため、現在の仕組みの効果や課題も踏まえつつ、必要な施策を検討する。
- ダイバーシティ実現に取り組む大学等を支援。

●教育分野
- 管理職を含む学校関係者が男女共同参画の意義を理解し、女性管理職登用を促進するため、研修プログラムの周知・普及を行う。

【関連成果目標】
○初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合
（2025年）校長：22.9%／副校長・教頭：27.0%
⇒（2030年）校長：27%／副校長・教頭：31%
○大学の教員に占める女性の割合
（2025年）教授等：20.1%／准教授：28.0%
⇒（2030年）教授等：23%／准教授：30%
（2025年）講師：35.5%／助教34.1%
⇒(2030年)講師：37%／助教：37%・・・新設
（2022年）助教以上（分野別）　・・・新設
工学系：8%／理学系：11%　／社会科学系：23%／
人文科学系：36%／農学系：15%／医歯薬系：32%
⇒（2030年）工学系10%／理学系：15%　／社会科学系：25%／
人文科学系：40%／農学系：20%／医歯薬系：35%
○都道府県及び市町村の教育委員会のうち、
女性の教育委員のいない教育委員会の数
（2023年）50／1,852　⇒　（2030年）０

●スポーツ分野
- 「スポーツ団体ガバナンスコード」で設定された女性理事の目標割合（40%以上）達成に向けて、各中央競技団体における目標設定及び具体的方策の実施を促し、女性理事のいない各中央競技団体をなくすための支援を実施。

【関連成果目標】○スポーツ団体における女性理事の割合
（2024年10月）32.7%　⇒（2020年代の可能な限り早期に）40%

第4分野　生涯を通じた男女の健康への支援

●包括的な健康支援のための体制・環境の整備
- 加盟団体が連携・協同して、身近な地域で健康づくりを図るための環境整備を行う等、女性における運動・スポーツへの参加促進に向けた取組を推進。

第5分野　テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進

●女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成
- 女子児童・生徒、保護者及び教員を対象として理工系分野に対する興味・関心を喚起する地域における取組を支援し、取組の成果等を全国に展開。

【関連成果目標】
○大学の理工系の教員（講師以上）に占める女性の割合
（2022年）理学系：9.3%／工学系：6.7%
⇒理学系：12.0%／工学系：9.0%
○大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合
（2025年）理学系：29.4%／工学系：17.9%　⇒前年度以上

第6分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

●ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化
- 「生命（いのち）の安全教育」について、内容面の充実を図りつつ、教員への研修機会の充実や更なる普及のための実効的な手段を検討し、全国的な取組の実施を推進。

●こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する取組を推進。

第11分野　教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

●男女平等を推進する教育・学習の充実
- 初等中等教育において男女共同参画の重要性についての指導が充実するよう、教員研修の充実、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消と固定観念の打破を図るために開発した学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムの普及等を行う。
- 図書館や公民館等の社会教育施設において、学校や男女共同参画センター、民間団体等と連携し、情報・資料の提供等を通じて学習機会の充実を図る。

●多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
- 大学や地方公共団体、男女共同参画センター等と連携し、学び直しを通じて女性のキャリアアップやキャリアチェンジ等を総合的に支援する取組を推進。

令和８年４月１日、国立女性教育会館は「独立行政法人男女共同参画機構」として発足しました

目　的

男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、男女共同参画施策の策定・実施業務に従事する職員等に対する研修、専門的な調査及び研究等を行うことにより、男女共同参画促進施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。（独立行政法人男女共同参画機構法3条）

所管府省庁

内閣府（主管）、文部科学省（共管）

機構が取り組む５本の柱

1. 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進	▷**ブロック会議**（全国を7ブロックに分け毎年度実施。ブロックごとに地方自治体の担当者やセンター職員等の間で、地域の課題や好事例・先進事例、ノウハウ等の共有を行います） ▷**アウトリーチ研修**（全国7箇所で対面形式を実施予定） ▷**好事例等の情報共有や助言**
2. 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動	▷**図書のパッケージ貸出、パネル貸出** ▷オンラインによるアーカイブ展示 ▷ホームページやSNSによる発信
3. 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施	**地方公共団体・男女共同参画センター職員の資質向上** ▷ **男女共同参画基礎講座（オンデマンド）** ▷**教職員向け、相談員向け研修（オンライン）**
4. 男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施	▷ジェンダー統計の充実に資する調査研究 ▷センター等の調査研究
5. 国際的な情報収集や発信	▷国内外の有識者による国際セミナー ▷先進的な取組における情報収集・発信 ▷海外諸機関との情報交換・協働事業

事業実施の基本姿勢

①地方公共団体・男女共同参画センターをはじめ、多様な主体との連携
②特定の場所・方法にとらわれない多様な事業展開

その他、各事業等の詳細は男女共同参画機構ホームページをご覧ください。

「生命（いのち）の安全教育」について

◆ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引きを作成・公表。

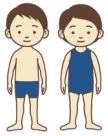
◆ 令和8年3月には、令和5年の刑法改正による「不同意性交等罪」の創設等の社会情勢の変化等を踏まえて教材・指導の手引きの拡充・改訂を行うなど、全国の学校等での実施に向けた普及展開を推進。

生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引きについて

［目標］生命（いのち）の尊さや、性犯罪・性暴力の根底にある誤った認識や行動、性犯罪・性暴力が及ぼす影響といった性犯罪・性暴力の防止・対処に関する知識やスキル、一人一人の人権を尊重する態度等を身に付け、各段階等に応じて適切に対処できるようにする。

各段階における学習内容

【幼児期】
・自分の体は自分だけのもので、とても大事なもの
・水着で隠れるところは見せたり触らせたりしない
・嫌な触られ方をした場合の対応（嫌だと言う　など）等



【小学校低・中学年】
・他の人の体も大切。見たり触ったりしない
・手をつなぎたいと思ったら、相手にきいてみる
・自分の体のことを決められるのは自分だけ　等



【小学校高学年】
・人との距離感（境界線）の理解
・同意を確認しない行為・性的な暴力
・インターネットやSNSでの性暴力　等



【中学校・高等学校】
・性的同意の明確な理解
・性暴力の例（デートＤＶ、ＳＮＳ被害、痴漢）
・性暴力被害に遭った場合の対応（法律、相談）
・（高校）セクハラ、二次被害　等



【特別支援教育】
・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施

【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】
・性暴力の例、実態、身近な被害実態
・性暴力が起きないようにするためのポイント
・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先　等



活用促進の取組

◆ 「性犯罪・性暴力防止のための教育」の実施率は全国で４５．３％。うち、「生命（いのち）の安全教育」の教材を活用しているのは３２．８％であり、更なる普及啓発が必要。（R５文科省調べ）

◆ 文部科学省では、活用促進に向けて、動画教材や研修用動画、指導例動画の作成等のコンテンツの充実や、生徒指導提要への位置づけ、学校等で「生命（いのち）の安全教育」講座の実施を支援する普及展開事業（予算事業）等の取組を推進。

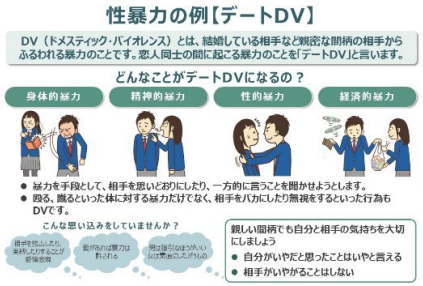
各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。
教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。
文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

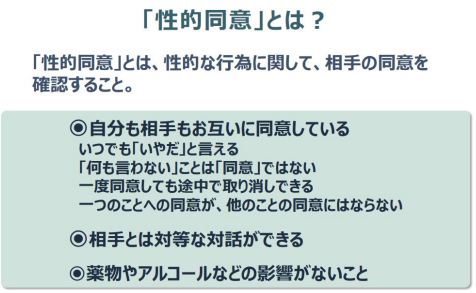
幼児向け教材例



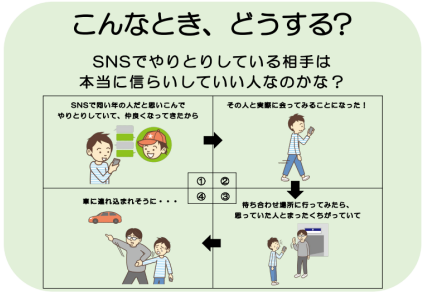


中学生向け教材例





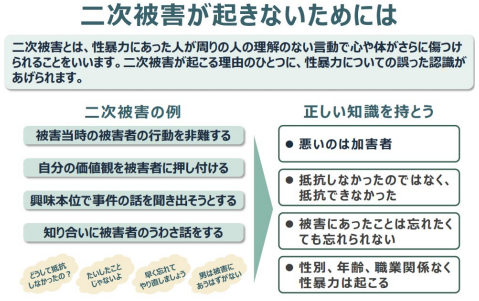
小学生向け教材例





高校生向け教材例





生命（いのち）の安全教育　動画集

文部科学省では、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」が実施されるよう取組を進めています。本取組にご活用いただける、各種の動画コンテンツを作成・公表しています。

動画教材掲載HP

動画教材　令和4年6月公表

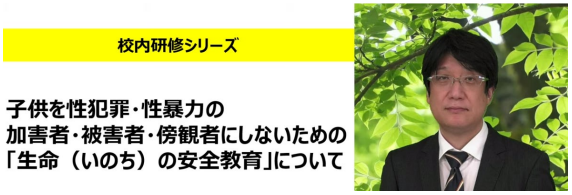
児童生徒の１人１台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください！

幼児期　小学校（低・中学年）　小学校（高学年）　中学校　高校



教員研修用動画　令和4年11月公表

独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を公開しています。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的にご活用ください！



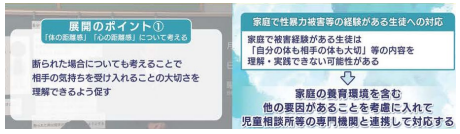
＜動画の構成＞
1　子供の性被害にかかる現状
2　「生命（いのち）の安全教育」とは
3　各発達段階の指導内容の紹介

指導例動画　令和７年11月公表

生命（いのち）の安全教育に取り組みたいが、指導の手引きだけではイメージがつかめない、といった現場の声に応えて、発問の仕方や教材活用方法、気を付けるべきポイントなどを解説を盛り込んだ動画です。ご活用ください！



動画はチャプターごとに視聴可能。見たいところだけをすぐに確認できます。



板書の内容やワークの進め方やポイントなども詳しく解説しています。

消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年６月28日 閣議決定 平成30年３月20日 変更 令和５年３月28日 変更） 概要

令和５年度～令和11年度の７年間を対象※

〇消費者教育の推進に関する法律（平成24年12月施行）第９条に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成。消費者教育推進会議及び消費者委員会からの意見聴取等を経て、閣議で決定。（平成25年６月に決定し、平成30年３月に変更）
〇基本方針＝消費者教育の担い手（国、地方、消費者団体、事業者等、消費者自身）にとっての指針。

Ⅰ 消費者教育の推進の意義

消費者を取り巻く現状と課題

- **消費者の多様化**（高齢化、成年年齢引下げ、孤独・孤立の顕在化 等）
- **デジタル化の進展**（商品取引・サービス利用形態、情報取得・発信の変化等）
- **持続可能な社会実現に向けた気運の高まり**（食品ロス削減、カーボンニュートラル、プラスチック資源循環、サステナブルファッション 等）
- **自然災害等の緊急時対応**（コロナ禍における不確かな情報の拡散 等）

・消費者の自立支援＝ 合理的意思決定ができ、被害に遭わない
＋ より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成
（消費者市民社会の形成に参画） → **SDGｓの達成にも不可欠**
・消費者の**ぜい弱性への対応、個人のWell-being向上**の観点

Ⅱ 消費者教育の推進の基本的な方向

今期の基本方針における基本的視点

- 「教えられる」だけでなく、消費者による**自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことを促進**
- 消費者の多様化等を踏まえた**きめ細やかな対応**
- **デジタル化への対応**
- **消費者市民社会の一員としての行動**を促進

〇体系的推進のための取組の方向

・幼児期から高齢期までライフステージに応じた体系的・**継続的**な実施
⇒広く社会で、消費者の**継続的な学びと考える力の獲得を支援**することが重要
行動経済学や心理学の知見も踏まえ、先ずは**消費者が自身を知ることを促す**観点も重要

・消費者の**多様な**特性（年齢、性別、障がいの有無、国籍など）に応じた**アプローチ**
⇒**不安をあおって契約させる商法（霊感商法）等、被害に遭いやすい手口・手法**等について注意喚起、若年者等が相談しやすい**メールやSNS等による消費生活相談の支援**、多様な高齢者の実態や**デジタル化を踏まえた一層の工夫**、など

・**デジタル化に対応した消費者教育の推進**
⇒トラブルを回避する**知識、批判的思考力**、適切な**情報収集・発信能力**の重要性の高まり
ポータルサイトでの情報提供・**連携促進**、**最新のトラブル事例**や**教材**の提供による**担い手支援**

・消費者市民社会構築に向けた多角的な視点の情報提供
⇒社会的課題を**自分事として捉え、消費行動により課題解決**ができるよう積極的に情報提供
デジタルを活用した**消費者自らの情報収集、相互へ伝え合う活動**の促進
緊急時には、**不確かな情報に基づく行動への注意喚起、適切な意見の伝え方**等、合理的判断をするために必要な情報を提供

〇各主体の役割と連携・協働

・国と地方公共団体
・消費者行政と教育行政
・地方公共団体と消費者団体、事業者等
・**消費者と事業者**

} 地域における多様な主体間のネットワーク化（結節点としての消費者教育推進地域協議会、**コーディネーター**）

〇他の消費生活に関連する教育との連携推進
（金融経済教育・法教育・**情報教育**・環境教育・食育・主権者教育等）

Ⅲ 消費者教育の推進の内容

	様々な場における消費者教育	人材（担い手）の育成・活用
学校	（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等） ・**成年年齢引下げ**を踏まえつつ、学習指導要領の趣旨や内容の周知・徹底 ・**外部講師の活用**の促進 ・**デジタル教科書等に対応した教材**提供 ・**教科横断的な実践**等好事例の周知	（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等） ・教員養成課程や現職教員研修等における消費者教育に関する内容の充実 ・国民生活センター等の教員向け研修の活用を推進
	（大学・専門学校等） ・消費者教育の**次世代の担い手育成**の視点 ・**学生主体による啓発活動**等の取組事例の収集・提供 ・**マルチ等消費者被害に遭いやすい類型・手法の知識**の提供	（大学等） ・地方公共団体や関係団体との連携の枠組みを構築 ・消費者教育推進地域協議会への参画を促進
地域社会	・消費生活センターが啓発活動や**コーディネート機能**を担うよう体制整備 ・社会教育施設等の活用 ・見守りネットワーク、**消費生活協力員・協力団体**等の仕組みを活用した推進 ・**誰一人取り残されないデジタル化**への対応	・消費者団体・ＮＰＯ等による消費者教育 ・地域で活動する団体の情報提供等の支援 ・国民生活センター、消費生活センター、社会教育施設等の担い手育成拠点化のための、情報提供、消費生活相談員の資質向上に向けた支援
家庭	・**保護者が正しい知識を身に付け、普段から子供と家庭内で話す**ことで消費者被害を予防 ・家庭内で**高齢者と情報共有、連携**	（消費者） ・優良事例の提供、消費者月間等を活用した周知啓発により**消費者の自主的な相互の学びの取組を支援**
職域	・事業者のニーズも踏まえつつ、事業者による従業員への消費者教育の意義、メリットを整理 ・**事業者向け消費者教育プログラム**の開発 ・**積極的に取り組む事業者の奨励**	・消費者教育としての、事業者による消費者への情報提供、商品サービスの開発・提供 ・積極的な情報提供としての「出前講座」、「出前授業」の充実に期待

消費生活センター等を拠点とする、多様な主体が連携・協働した体制作り
様々な場における、外部人材を活用した効果的な消費者教育を実現

消費者教育コーディネーターの配置・育成

・多様な関係者や場をつなぐ重要な役割
・**コーディネーター会議の開催**による**課題や目標等の抽出、地域ごとに直面する課題の共有**

国による連携・協働の働きかけ

・**若年者と地域の消費者団体、社会的課題の解決に取り組む事業者・事業者団体等による協働**や、**ネットワーク構築**の促進

Ⅳ 関連する他の消費者施策との連携

・食品と放射能に関する理解増進
・事故・トラブル情報の迅速的確な分析・原因究明 など

Ⅴ 今後の消費者教育の計画的な推進

KPIの検討・設定

・実態調査や関係省庁のデータ等をいかしつつ、**適切な指標を検討**
・地方公共団体の**推進計画での設定も促す**

・都道府県、市町村の**地域の特性に応じた推進計画策定等の推進・支援**
・社会経済情勢の変化等に対応するため**必要に応じ基本方針の変更を検討**

※「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、消費者基本計画との対象期間を一致させるため、今期基本方針に限り7年間とした。

消費者教育の推進に関する文部科学省の施策について

文部科学省では、「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等に基づき、消費者庁をはじめとする関係省庁と連携しながら学校教育、社会教育を通じて消費者教育の充実に努めているところ。

小学校・中学校・高等学校

学習指導要領の充実

中央教育審議会答申（H28.12.21）を踏まえ、関連する各教科等（社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等）において、引き続き消費者教育に関する内容を規定するとともに、現行の規定に加え、内容を更に充実

○小学校学習指導要領の改訂（平成29年3月31日公示）［主な充実部分］

（社会科）
- 販売の仕事が消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていることを理解すること

（家庭科）
- 買物の仕組みや消費者の役割がわかり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること
- 物や金銭の使い方と買い物について、消費者の役割が分かること

○中学校学習指導要領の改訂（平成29年3月31日公示）［主な充実部分］

（社会科〔公民的分野〕）
- 個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し、表現すること

（技術・家庭科〔家庭分野〕）
- 購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること
- クレジットなどの三者間契約についても扱うこと

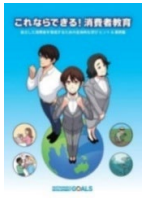
○高等学校学習指導要領の改訂（平成30年3月３０日公示）［主な充実部分］

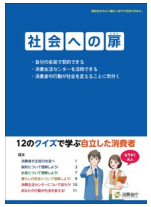
（公民科〔公共〕）
- 多様な契約及び消費者の権利と責任

（家庭科〔家庭基礎〕）
- 契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解すること
- 責任ある消費について考察し、工夫すること

【文部科学省作成】
指導者用啓発資料
「これならできる！消費者教育
自立した消費者を育成するための
主体的な学び　ヒント＆事例集」







【消費者庁作成】
消費者教育教材
「社会への扉」

大学等

○学生に対する消費者教育等の実施
- ガイダンスや学生相談等において消費者トラブルやその対処方法について啓発

○消費者被害防止に関する通知
- 消費者庁や国民生活センター等が把握する消費者トラブル事例等について、各大学等に通知

○各種会議等での普及・啓発
- 消費者基本計画等を踏まえ、消費者教育の推進等の積極的な取組について、学生支援、教務の担当者が集まる会議で周知等を実施

生涯学習・社会教育

○地域において参考となる消費者教育のモデル構築事業
- 多様な主体の連携・協働体制による消費者教育推進のための実践モデルを作成

○消費者教育アドバイザーの派遣
- 全国の社会教育等における消費者教育の先駆的実践者を、文部科学省が委嘱し、地方自治体等の求めに応じて派遣

○消費者教育フェスタによる取組の普及・啓発
- 文部科学省、モデル事業実践者等からの成果報告及び地域課題の共有や人的交流が行われる場として開催

○指導者用啓発資料の活用・促進
- 文部科学省で作成した指導者用啓発資料について、学校の授業や地域の活動での活用を促進

その他

○教員養成・現職教員研修
- 消費者教育の内容を扱う教職課程の実施や、教職員支援機構における教員研修動画の作成・公開

○取組の普及・啓発
- 消費者教育に関する取組状況調査を実施し、先進事例を普及・啓発

消費者教育フェスタ

■趣　旨

文部科学省では、平成２２年度より、「消費者教育推進事業」を実施し、大学及び社会教育分野における消費者教育の推進のために各種取組を行っています。

平成２４年施行の「消費者教育の推進に関する法律」では、消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保による効果的な実施が規定されるほか、同法により閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」では、地域の多様な主体間のネットワーク化や相互の連携と情報共有の仕組みづくりの必要性が示されています。

そこで、文部科学省では、学校や地域において消費者団体等をはじめ様々な主体の連携・協働による消費者教育を推進するため、消費者教育フェスタを開催しています。

令和７年度も消費者教育フェスタを２回開催いたしました。オンラインでの参加も可能となっています。

■対　象：教員、教育委員会、消費者行政部局、事業者、消費者団体等
どなたでもご参加いただけます。

●消費者教育フェスタin奈良

日　時：**令和７年１２月６日（土）**@奈良春日野国際フォーラム 甍

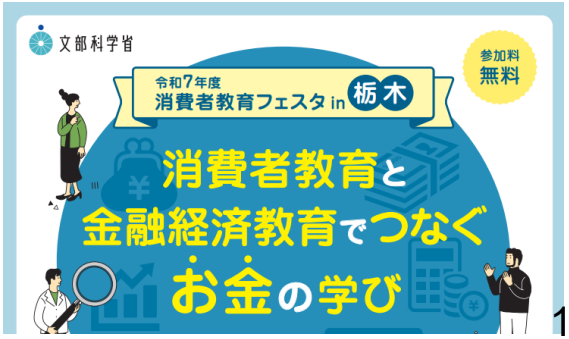
テーマ：若者が起点となりすべての世代をつなぐ
インクルーシブな消費者教育の豊かなつながりを求めて

●消費者教育フェスタin栃木

日　時：**令和７年１２月９日（火）**@栃木県総合文化センター

テーマ：消費者教育と金融経済教育でつなぐお金の学び





（お問い合わせ）　文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
消費者教育推進係　TEL：03-5253-4111（内線5804）

文部科学省消費者教育アドバイザー

文部科学省

消費者市民社会及び持続可能な社会の実現、地域における連携・協働による消費者教育の取組も一層進めるため、文部科学省では消費者教育アドバイザーの派遣を行っています。

悩み

？ 中学・高校で・・・
授業の中で消費者教育をどのように取り入れ、指導していけば良いのか・・・

どうすれば

？ 大学で・・・
学生に主体的な判断で意思決定させるにはどうすれば・・・

分からない

？ 地域で・・・
消費者教育の推進の方策が
今一つわからないのですが・・・



そのお悩み、消費者教育アドバイザーが解決します！

文部科学省消費者教育アドバイザーのメリット

- ！消費者教育の実践者や有識者を派遣します。
- ！地域の実情を踏まえた消費者教育の実施を丁寧に支援します。
- ！派遣に要する費用は無料です。

派遣の申請等詳細は、文部科学省HPをご覧ください。

URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouhisha/detail/1339570.htm

消費者教育アドバイザーの派遣

【本件担当】文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課消費者教育推進係
電話　03－5253－4111（2260）
メール　consumer@mext.go.jp

自主夜間中学等

〇義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月14日法律第105号）

教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進するため、国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

（基本理念）

第三条　義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわりなく、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上

（就学の機会の提供等）

第十四条　地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（協議会）

第十五条　都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

〇義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月31日文部科学大臣決定）

3．夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

（1）夜間中学等の設置の促進等

①設置の促進（関係部分抜粋）

全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。

③ 自主夜間中学に係る取組

ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となっており、各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す。

※文部科学省では、上記法律の施行から3年を迎えるのを機に、法律の施行状況に関する議論の取りまとめを公表。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ（令和元年6月21日）」

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1412035.htm

令和6年度 夜間中学等に関する実態調査
（文部科学省調べ）

【自主夜間中学や識字講座等の把握状況】

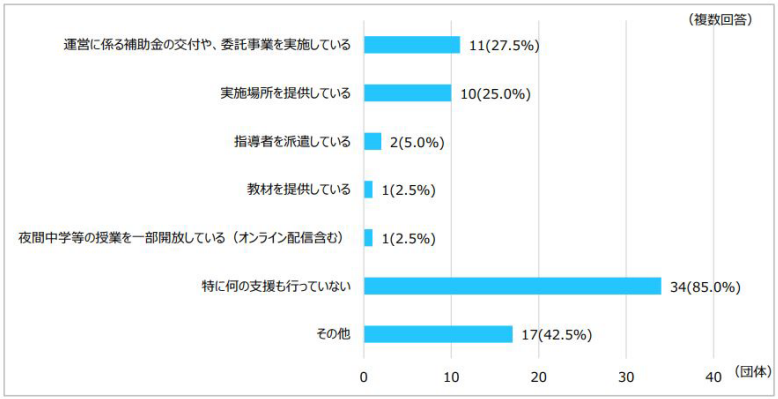
自主夜間中学	識字講座等
４５	５８７

回答：47都道府県及び20政令指定都市

※本調査における「自主夜間中学と識字講座等」とは、いわゆる自主夜間中学の活動や社会教育施設における識字講座等をいう。

【自主夜間中学や識字講座への支援の状況】

把握している自主夜間中学や識字講座等への支援状況
（回答：40団体）



回答：47都道府県及び20政令指定都市

「その他」の主な内容
・情報交換会の開催の実施
・指導者対象の研修会の実施
・広報への協力

「夜間中学の設置・充実に向けて(手引第3次改訂版)」
（令和5年1月文部科学省）

【地方公共団体における就学の機会の提供等】※法律第14条関係

○ 併せて、いわゆる自主夜間中学等についても、**実施場所の提供や運営に係る補助金の交付、委託事業の実施などの支援を行っている自治体も見受けられます。**自主夜間中学等についても、義務教育を修了していない者等に対する重要な学びの場となっていることから、**各地域の実情に応じて適切な対応を図ることが望まれます。**

（参考：手引第2次改訂版（平成30年7月文部科学省））
【自治体の支援制度等を利用した自主夜間中学の活動例】
埼玉県川口市では，「川口市民パートナーステーション」において，社会貢献団体の登録をした団体が無料で利用できるスペースがあり，川口自主夜間中学はこの制度を利用して活動を行っています。
また，千葉県柏市では市民の寄付による「柏市民公益活動補助金」制度があり，柏自主夜間中学はこの補助金による支援を受けて活動を行っています。

【協議会の設置】※法律第15条関係

○ 第15条においては、都道府県及び当該都道府県内の市町村は、第14条に基づき実施する措置に係る事務について、都道府県及び市町村間の役割分担に関する協議や連絡調整を行うための協議会を組織することができるとされています。

○ 協議会で協議等を行う内容としては、
- 夜間中学の設置主体や設置場所、設置する時期
- 夜間中学の対象者
- 他の市町村の夜間中学の設置・運営に関する経費の一部分担
- 各地方公共団体が連携した広報活動の実施や相談窓口の設置
- 広域行政を担う都道府県が果たすべき役割
- **いわゆる自主夜間中学等への支援**

などが考えられます。

【参考】関連する文部科学省予算（令和7年度予算案）

○地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
都道府県・政令指定都市が関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進するため、都道府県・政令指定都市等に補助

○外国人の子供の就学促進事業
就学状況の把握、就学ガイダンスや 学校外での就学につなげるための日本語指導等に係る取組を行う都道府県・市区町村に補助

学校におけるがん教育の推進

○がん対策基本法（平成28年12月16日改正）
※新たに「がん教育」について記載

第２３条　国及び地方公共団体は，国民が，がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう，学校教育及び社会教育における<u>がんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずる</u>ものとする。

○第４期がん対策推進基本計画【令和５年度～１０年度の6年間】
（令和５年３月２８日閣議決定）

【個別目標】
国民ががん予防やがん検診による早期発見の重要性を認識するとともに、がんを正しく理解することを目指す。

○文部科学省の取組

- 「がん教育」の在り方に関する検討会において、学校におけるがん教育の基本的な考え方を整理
- 平成29～30年改訂の学習指導要領（中学校及び高等学校の保健体育科）に「がん」についても取り扱う旨を明記
  ※中学校は令和３年度全面実施。高等学校は令和４年度入学生より年次進行で実施。
- がん教育推進のための教材等の作成・周知
- 外部講師を活用したがん教育の実施状況を調査
- がん教育に関するシンポジウム及び研修会の実施
- 地域の実情に応じたがん教育の取組を支援

【外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業（令和７年度予算額　約0.５億円）】

○　学習指導要領に対応したがん教育について、教員や外部講師の資質能力の向上を図るとともに、教育委員会等における課題の共有と先進的な取組の紹介等を行い、全国への普及・啓発を図る。

○　各地域において、作成された取組計画に基づき、外部講師を活用した教育活動を推進するなど、地域の実情に応じた取組を支援する。



がん教育推進のための教材（令和３年３月改訂）

学校においてがん教育を実施するに当たり、効果的な指導が行えるよう、教材を作成。
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369992.htm



外部講師を活用したがん教育ガイドライン（令和３年３月改訂）

学校において外部講師ががん教育を実施するに当たり、留意すべき事項等を示すものとしてガイドラインを作成。
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369991.htm

がん教育推進のための教材参考資料について（令和３年３月改訂）

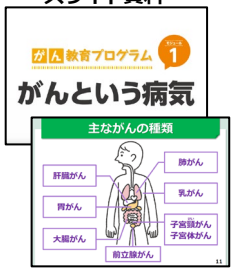


がん教育推進のための教材 補助教材について（令和３年３月一部改訂）

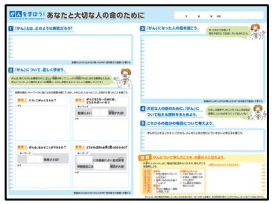
「がん教育推進のための教材」に対応したスライド資料やワークシート、映像教材と、それらを活用した教師用指導参考資料を作成。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1385781.htm

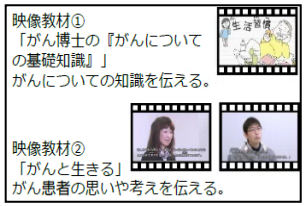
スライド資料



ワークシート



映像教材



環境教育の推進について

環境教育推進に係る取組

○　豊かな環境を維持しつつ、持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く国民全体で環境の保全に取り組むことが重要。

○　このため、国民がその発達段階に応じて、あらゆる機会に環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育や社会教育において、環境教育の推進のために必要な以下の施策を実施。

主な施策

- 学習指導要領における環境に関わる内容の一層の充実
- 環境に関する優れた実践の促進及び普及
- 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進
- 環境に関する子供の体験活動の推進
- 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

文部科学省における環境教育・環境学習関連施策

教育内容の改善・充実



◆学習指導要領における環境に関する内容の充実

社会科や理科、技術・家庭科などの関連する教科等を中心に、環境教育に関する内容を充実。（平成29年に小・中学校学習指導要領を、平成30年に高等学校学習指導要領を改訂）

地域における環境教育の推進



◆持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業

持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育を推進するため、各地域における取組の支援や普及啓発等を行う。

環境教育に関する優れた実践の促進及び普及等

◆環境教育の実践普及

環境省との連携協力により、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修を開催。

◆健全育成のための体験活動推進事業

児童生徒の健全育成等を目的として、農山漁村等における様々な体験活動を通じて児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むための取組を促進する。

環境に関する青少年の体験活動の推進



◆体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、体験活動に関する普及啓発や調査研究、教育的効果の高い自然体験活動プログラムの構築を図るとともに、民間企業が実施する優れた取組に対しての顕彰事業を実施することで、社会全体で体験活動を通じた青少年の自立支援を一層促進する。

◆国立青少年教育施設における指導者養成及び体験活動の機会と場の提供等

国立青少年教育施設（全国28施設）において、青少年の体験活動を支援する指導者の養成を行うとともに、体験活動の機会と場の提供や民間団体が実施する青少年の体験活動への助成等を行う。

環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進等

◆環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

環境負荷の低減を図り、環境教育の教材として活用できるエコスクールの整備を支援する。

持続可能な開発のための教育（ESD）の推進



◆ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOnnect～事業

国際社会が一致して取り組むSDGsの達成年限である2030年に向けて、多分野にわたるユネスコ活動の横のつながりと、SDGsの実現に向けて積極的に取り組む多様なステークホルダーの連携、活動成果の国内外への発信等を一体的に推進することを目的としたプラットフォームを構築・運営する。また、SDGs達成の担い手であるユースのユネスコ活動への主体的な参画を促すことにより、ユースのネットワークを強化し、ユースの声をユネスコ活動に反映するとともに、その成果を国内外に発信する。

※ ：学校教育関係　：社会教育・青少年教育関係　：ESD関係

環境教育等の推進に関する基本的な方針の概要について

- 環境教育等促進法第７条に基づき定める政府の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針。
- 平成30年６月に変更（閣議決定）され、変更後の基本方針では、改定後５年を目途に、基本方針の改定等必要な措置を講じるとされている。
- 令和５年６月から有識者による環境教育等推進専門家会議（全６回）において変更案を議論し、パブリックコメント等を経て、令和６年５月14日閣議決定。

環境教育等を取り巻く現状

- 今夏の異常高温等の**気候変動の危機**を踏まえ、我が国は**2050年カーボンニュートラルの実現**をはじめとした**持続可能な社会への変革が急務**
- **新型コロナウイルス感染症拡大**の影響、小中学校での「GIGAスクール構想」により、ICTの利活用の進展による**国内外等の学びの可能性の拡大**
- SDGsの普及も背景とした、「誰一人取り残さない」**公正な社会の実現**を目指すことの世界的な認識の高まり
- **社会変革における若者の参画**、環境教育等に取り組む人材の確保・育成、**教職員等の負担軽減**、環境教育の機会均等の必要性

持続可能な社会への変革に向けた①環境保全活動、②環境教育、③協働取組の方向性

①環境保全活動

気候変動の危機に対応するため、全ての大人や子ども、家庭、民間団体、事業者、行政等の**あらゆる主体による自発的な取組**によって、

個人の変容 ⇒ **組織や社会経済システムの変革**

に連動

②環境教育

ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上と、具体的な変革に向けた行動促進の視点から、

体験活動

＋ **多様な主体同士の対話と協働**、**ICTの活用を通じた学び**

を様々な機会で推進することが重要

③協働取組

地域の実情や課題等に応じた**中間支援機能**を軸とする協働ガバナンスに基づき、多様な主体が対等な立場で参画する対話と信頼関係構築、共通理解といった**協働のプロセス**を、様々な地域において実践し、**持続可能な社会への変革**につなげていくことが重要

公正で持続可能な社会への変革と一人ひとりの変容を実現し、
地域循環共生圏の創造と、人々の**ウェルビーイングにつなげていく**ことが重要

環境教育、協働取組の主な推進策

1．学校等における環境教育

■ **ユネスコスクールの普及やエコスクール・プラスの推進**を通じたホールスクールアプローチによる**学校における環境教育の一層の推進**
―ユネスコスクールにおけるESD推進拠点としての活動成果の発信等の割合（令和４年度：80.4%）を向上させるように努める―



■ **学校での修学旅行等**について、**地域の自然や文化を体験する貴重な学びの機会**になることから、**その地域でしか実施できない体験活動の実践**が**重要**





2．中間支援機能を活用した環境教育・協働取組

■ **ESD活動支援センター**、GEOC、EPO※を中心とした**中間支援機能**を**活用**した、**環境教育・協働取組の充実、人材の育成**

- 学校内外での対話と協働による学びの推進に向け、学校の教職員の負担軽減と教育の質向上の両立を図るため、**ESD活動支援センターにおける相談窓口の周知を図って、その相談対応件数を令和10年度に令和４年度（438件）比で倍増を目指すことにより、ESD活動支援センターの認知度を向上させ、学校と地域等をつなぐ中間支援機能をより一層充実させる**
- 持続可能な地域づくりにつながる協働のプロセスを通じた**協働取組の実践支援**、**中間支援機能を担う人や組織の発掘・育成等**を通じた協働取組の普及・拡大



※GEOC：地球環境パートナーシッププラザ、EPO：地方環境パートナーシップオフィス

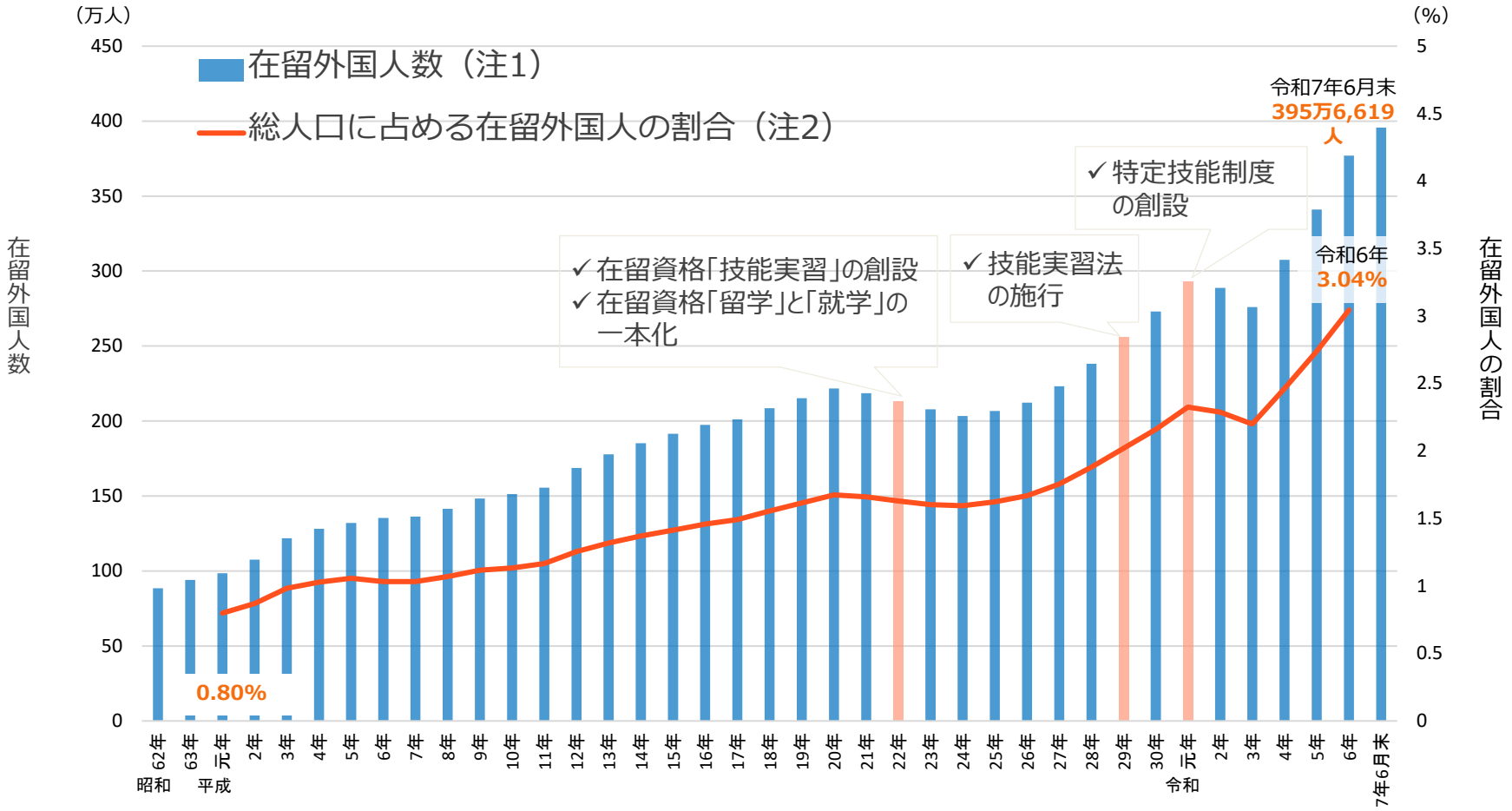
3．幅広い場での環境教育や質の高い環境教育の充実・推進

■ 環境教育等促進法に基づく**「体験の機会の場」の積極的活用**
■ **国立公園や農山漁村地域等での体験活動の推進**
・国立公園等での自然体験活動　・都市公園等の整備や青少年教育施設への支援　・ロングトレイルの活用
・子ども農山漁村交流プロジェクト　・「子どもの水辺」再発見プロジェクト　・「緑の少年団」活動の支援
・「遊々の森」の設定　・水田や水路等の活用　・学校・園庭ビオトープづくり　等
■ 「**自然共生サイト**」等との連携
■ **ユネスコエコパーク等及びラムサール条約湿地での取組**
■ **グリーンインフラの取組による学びの推進**
■ **「みどりの食料システム戦略」**に基づく環境負荷低減の努力の**「見える化」等の取組の推進等**

4．若者の社会変革への参加の促進

■ **若者**に対する、**対話や協働、ネットワークや学びの機会創出**等を通じ、**社会変革への参画の促進**につなげる

在留外国人数の推移



（注1）平成23（2011）年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24（2012）年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。

（注2）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

日本語教育の推進に関する法律　概要

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、
・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
②**日本語教育の水準の維持向上**
③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

・国の責務：
基本理念にのっとり、**日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施**する

・地方公共団体の責務：
基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その**地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施**する

・事業主の責務：
基本理念にのっとり、**国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力**するとともに、その**雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援**に努める

・連携の強化　　・法制上、財政上の措置等　　・資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成**し、閣議の決定を求める。
・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

・**外国人等である幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
・**外国人留学生等**に対する日本語教育
・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
・**難民等**に対する日本語教育
・地域における日本語教育
・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

海外における日本語教育の機会の拡充

・**海外における外国人等**に対する日本語教育
・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

日本語教育の水準の維持向上等

・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
・教育課程の編成に係る指針の策定等
・日本語能力の適切な評価方法の開発

地方公共団体の施策

・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

・**政府**は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
・**関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
一　日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
二　外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
三　日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
四　日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

（令和元年６月28日公布・施行）

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

○　日本語教育を推進するため、**令和元年６月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。**
○　同法第10条の規定により、**令和２年６月23日に日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定（閣議決定）。令和７年９月５日に改定。**

第１章　日本語教育の推進の基本的な方向

1　日本語教育推進の目的
共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与

2　国及び地方公共団体の責務
○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3　事業主の責務
国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4　関係省庁・関係機関間の連携強化

第２章　日本語教育の推進の内容に関する事項

1　日本語教育の機会の拡充

（１）国内における日本語教育の機会の拡充
幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育（日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の活用、日本語指導に必要な教員定数の安定的な確保、日本語指導補助者・母語支援員の活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、特定技能・育成就労制度における日本語能力向上方策、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、条約難民・補完的保護対象者・第三国定住難民への日本語教育支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

（２）海外における日本語教育の充実
外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等）

2　国民の理解と関心の増進

3　日本語教育の水準の維持向上等

（１）日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
日本語教育機関認定制度の実施、認定日本語教育機関の活用促進・質向上等

（２）日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
登録日本語教員の登録・活用促進、日本語教師の養成・研修の充実等

4　教育課程の編成に係る指針の策定等
「日本語教育の参照枠」の諸制度における活用・普及等

5　日本語能力の評価
試験等の対応付け手続きを含めた「日本語教育の参照枠」の普及、「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施等

6　日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第３章　その他日本語教育の推進に関する重要事項

1　推進体制

2　基本方針の見直し
おおむね５年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

社会教育における日本語教育の事例について

事例1：公民館を活用した地域の日本語教室［岐阜県］

➢ みずなみ　にほんごであつまろまい

- 瑞浪市では、同じ地域で暮らす外国人と日本人が交流しながら、生活に必要な「やさしい日本語」やコミュニケーションの取り方などを学ぶためのの地域日本語教室を公民館で開催。
- 学習者（日本語を学びたい外国人）と日本語パートナー（学習支援ボランティア）を併せて募集し、少人数によるグループ対話型学習を実施。

※右記ポスターは令和5年度版



事例2：図書館が開催する日本語教室［熊本県］

➢ 菊池市立図書館　にほんご教室

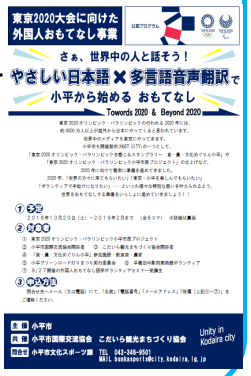
- 菊池市立図書館は、域内の在住外国人の実態を把握した上で、外国人の図書館利用の推進に向け、「多文化サービス」を実施。
- 外国人のニーズに合わせ、「にほんご教室」（大人の部）を開催。
- 地域の公民館、住民、ボランティアと連携した交流型の日本語学習の場として、「にほんごカフェ」を企画（令和5年度）



事例3：社会教育主事有資格者 萩元 直樹さん[東京都]

➢ 多文化共生×観光まちづくりの講座におけるやさしい日本語の活用

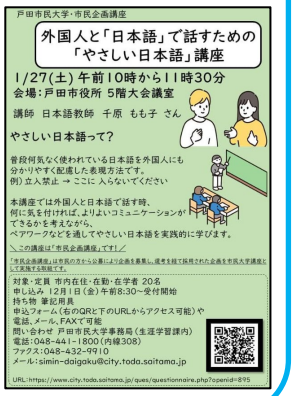
- 地域の方々に積極的に国際交流を行ってもらうことを目的として、多文化共生講座を開催。
- 参加者には、外国人の方が暮らしやすい訪れやすいまちづくりを考えていただく。
- 講座では、やさしい日本語と無料の多言語音声翻訳アプリの使い方を学びながら、地域の方が実際に留学生をはじめとする外国人の方と交流する機会を設けた。



事例4：戸田市民大学　市民企画講座［埼玉県］

➢ 外国人と「日本語」で話すための「やさしい日本語」講座

- 戸田市では、市民企画講座を募集し、採用された企画を市民大学講座として実施。
- 令和5年度市民大学講座として、「やさしい日本語」講座を開催。
- 外国人と日本語で話す時の「話し言葉」を「やさしい日本語」にするコツを学び、実践練習を行った。



認定日本語教育機関について

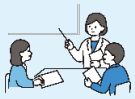


日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）が令和6年4月1日に施行されました。

この法律に基づき、文部科学大臣は、一定の基準を満たし、日本語教育を適正かつ確実に実施できる日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として認定します。



教職員の体制や、施設設備、教育課程等についての認定基準を満たす日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として文部科学大臣が認定します。



認定は「留学」・「就労」・「生活」という日本語学習の目的に応じた3つの分野ごとに行われます。認定日本語教育機関は、学習者の日本語能力を、その各目的に必要なレベル以上に引き上げるための教育を提供します。

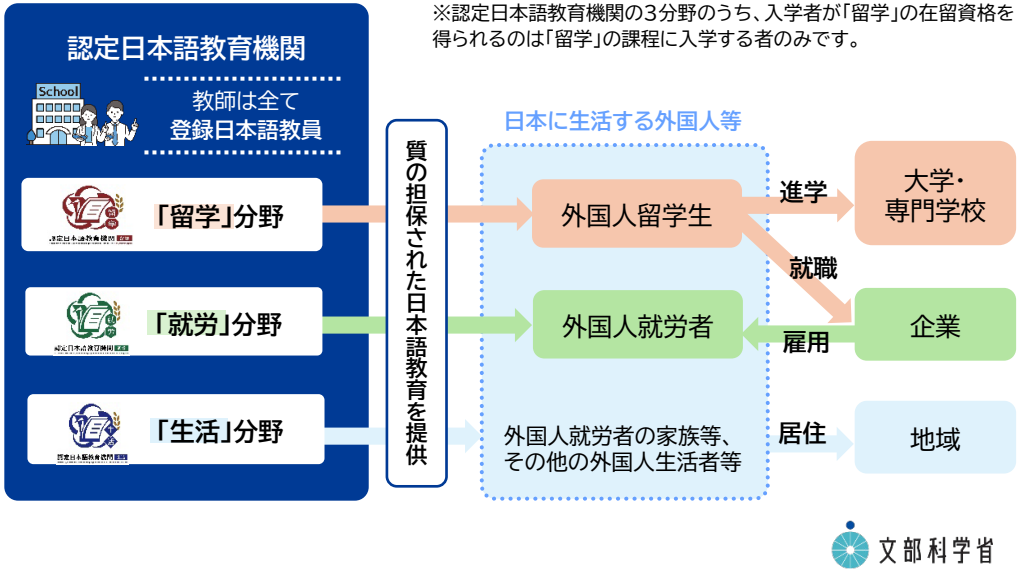


また、認定日本語教育機関においては、新たに創設された日本語教師の国家資格「登録日本語教員」の資格を持つ者だけが日本語の指導を行います。



登録日本語教員の資格は、「日本語教員試験」に合格し、日本語教育の現場で行う実習である実践研修を修了した、日本語教育を行うために必要な能力を持つ者に与えられます。

認定日本語教育機関のイメージ



※認定日本語教育機関の3分野のうち、入学者が「留学」の在留資格を得られるのは「留学」の課程に入学する者のみです。

文部科学省

「日本語教育の参照枠」を参照した教育の提供

認定日本語教育機関では、「日本語教育の参照枠」で示す5つの言語活動（「聞く」「読む」「話す（やり取り、発表）」「書く」）や、言語活動別の熟達度に関する評価等を盛り込み、分野ごとに特色ある教育課程を編成し教育を行っています。

日本語教育機関認定法ポータルについて

「日本語教育機関認定法ポータル」は、日本語学習者をはじめとする日本語教育関係者に向けて、多言語での認定日本語教育機関の情報発信等を行うウェブサイトです。

日本語を学びたい外国人の方をはじめ、認定日本語教育機関や登録日本語教員の日本語教育サービスに関心のある方はぜひ「日本語教育機関認定法ポータル」をご覧ください。

「日本語教育機関認定法ポータル」はこちらから ≫



第２期ESD国内実施計画 ～ SDGs達成のための教育の推進 ～

第２期ESD国内実施計画

○ オールジャパンで我が国のESDを推進するとともに、世界のESDをリードしていくために、関係省庁が連携し、ESD国内実施計画を策定。

○ 次期計画では、「ESD for 2030」の理念を踏まえ、ESDがSDGs達成への貢献に資するという考え方を初めて明確化。ジェンダー平等、2050年カーボンニュートラル、AI･DXの推進等を踏まえつつ持続可能な社会の創り手を育成。

○ ESD実現のため多様なステークホルダーを巻き込む方策や、「ESD for 2030」に示された５つの優先分野ごとに国内の各ステークホルダーが実施する取組を記載（具体的には以下のとおり）。



経緯

○**ESD（持続可能な開発のための教育）は、2002年に我が国が初めて提唱**。その後、ユネスコを主導機関として国際的に推進。

○2014年、**ESD世界会議を国内（愛知県･名古屋市/岡山市）において開催。**

○2015年、**国連においてSDGsが採択。**

○**SDGsの全てのゴールの実現への貢献により、公正で持続可能な世界を目指す「ESD for 2030」という新たな国際枠組み**が国連総会において採択。

○2021年５月、**ESD世界会議をキックオフとして「ESD for 2030」が本格始動**。

１．ESDを実践するために多様なステークホルダーを巻き込む

○ 政府は「ユネスコ未来共創プラットフォーム」や「ESD推進ネットワーク」等を活用し、自治体、NGO/NPO、企業、研究･教育機関等をつなぐ重層的なネットワークを強化。

○ 国内のみならず国際的にも情報発信を強化し、連携を図る。

２．ステークホルダーごとの具体的な取組を５つの優先行動分野別に記載



１．政策の推進

・SDG s 関連政策へのESDの反映
・教育政策へのESDの位置付け
・地球規模課題に係る施策におけるESDの実施
等について記載。



２．学習環境の変革

・学習指導要領に基づくESDの実施
・ICT化を通じた教育環境の充実
・機関包括型アプローチの推進に向けたネットワークの形成･強化
等について記載。



３．教育者の能力構築

・教員等に対する研修等
・ESD推進の手引の作成･活用
・各機関においてESDを実践する者の育成
等について記載。



４．ユースのエンパワーメントと参加の奨励

・ユース同士のコミュニティづくり
・国際的な議論にユースが参加できる環境づくり
・青少年の交流の推進
等について記載。



５．地域レベルでの活動の促進

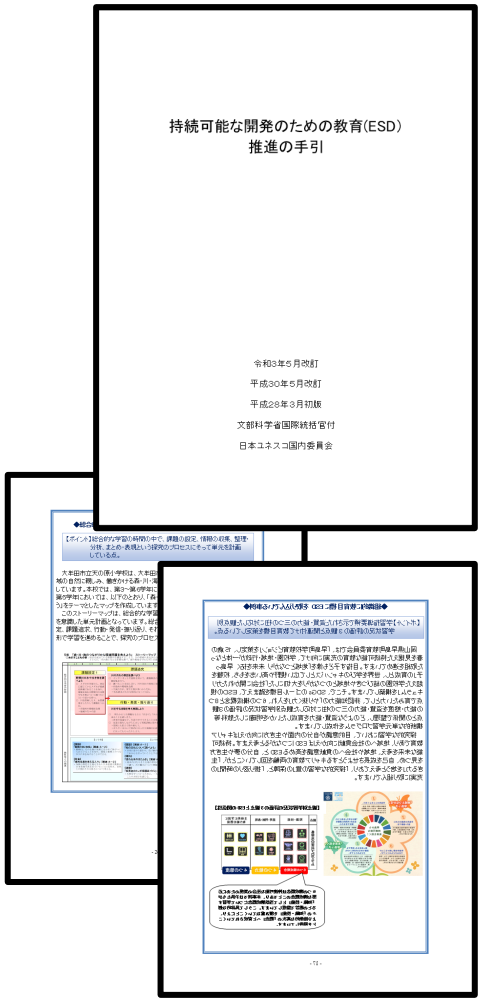
・ESDによるローカルSDGsの推進
・全国的なESD支援のためのネットワーク機能の発揮
等について記載。

「持続可能な開発のための教育(ESD)推進のための手引」(令和３年５月改訂版)

手引はこちら☞

この手引について

- 学校現場でESDを広めるには、実施する教員や教務担当が具体的なカリキュラムの組み立てや地域との関係づくりを理解することが必須。こうした手法をステップバイステップで解説する手引きを作成。教員向け研修等で広く活用するもの。
- タイミングとしては、令和2年度からESDの理念を盛り込んだ学習指導要領が段階的に実施。国際的にも2021（令和3）年5月に開催されたESD世界会議をキックオフとして、「ESD for 2030」という新たな国際枠組みが本格始動。
- こうした学習指導要領の改訂や国際的な動向等も踏まえて、令和3年5月に「持続可能な開発のための教育(ESD)推進のための手引」を改訂。



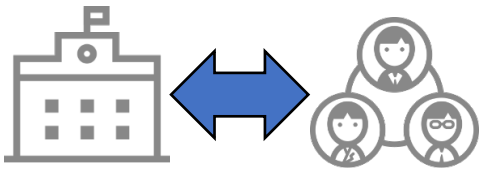
改訂のポイント

- ESD実践のポイントとして、**ESD実践のためのカリキュラム・デザイン**や、**学校内外での連携方法の促進**について、内容を充実。
- 各学校等においてESDの実践が進むよう、**具体的な取組事例**の記載を充実。

学校と多様なステークホルダーが連携しながら、学校教育におけるESDの実践が進むよう、各学校を中心に活用いただく。

主な活用先

各小・中・高等学校
大学や社会教育機関等の多様なステークホルダー　等



地方自治体の教育政策におけるEBPMの強化について

「経済財政運営と改革の基本方針2019」に基づき、地方自治体における教育政策のエビデンスに基づくPDCAサイクル確立に向け、**各地方自治体における教育振興基本計画の策定**を促すことに加え、**コンソーシアムの構築**等を通じて先進事例を共有し、EBPMへの共通理解を図る。また、地方自治体におけるデータ利活用の促進にも資するよう、**データの収集・活用の改善に向けた体制整備**など基盤形成の取組を進める。

第３期教育振興基本計画に基づくEBPMの推進

- ５つの基本的な方針ごとに、教育政策の目標並びに各目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標を設定。留意すべき視点として、客観的な根拠を重視した教育政策の推進を盛り込む。

地方自治体におけるPDCAサイクルの確立

- 地方自治体における教育振興基本計画の策定（※）とともに、それぞれの実情に応じた地域の発意による指標の設定や全国レベルの調査結果との比較による適切な指標の設定、PDCAサイクルの構築等を促す。

※ 教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画

【参考】計画の策定状況（令和6年9月時点）
都道府県:97.9%　政令指定都市:100%　市区町:91.6%

地方自治体や学校現場の現状と課題

- 教職員の経験知に頼ってきた部分が多く、エビデンス・データを活用して取組を改善・充実する環境が必ずしも十分でない。
- ＥＢＰＭに向けて取り組むべき内容について共通理解が必ずしも十分図れていない。

地方自治体におけるEBPMに関する共通理解を図りつつ、先進事例の共有やデータ収集・活用の体制整備を促進することが必要。

地方自治体の教育政策におけるEBPMの強化に資する具体的な取組内容

■地方自治体における取組状況の現状把握

・都道府県・指定都市・市区町村教育委員会における教育振興基本計画の策定状況やＰＤＣＡサイクル構築に向けた取組状況に関する調査を実施

→ エビデンスを重視した**PDCAサイクルの確立に向けた具体的な取り組みを実施している割合は、全体で89.6%**（2024年9月時点）となっている。

■地方自治体や研究機関等のコンソーシアム構築

・コンソーシアムを立ち上げ、教育政策のＥＢＰＭ推進に向けた好事例などの共有・意見交換

→ **全都道府県・指定都市及び多数の市町村が参画するコンソーシアムを立ち上げ**、この場を通じて先進自治体の取組事例や、文部科学省における調査研究の状況について情報共有を行うほか、意見交換を実施。

■データの収集・活用の改善に向けた体制整備

・「学校コード」の公開

→ 令和2年12月に**様々な調査で活用可能な各学校固有の「学校コード」**を公開し、自治体等におけるデータ活用の改善に資する環境を整備。

・統計法に基づく二次利用促進

→ 改正された統計法に基づき二次利用を促進。

・全国学力・学習状況調査のデータ貸与制度の改善

→ **ガイドライン改定**により、匿名データの利用が簡素化。また、利用者の範囲を広げ、貸与期間を１年から２年に延ばすなど、研究への活用を促進。自治体における調査結果等の貸与についても取り扱いを明確化し周知。

国におけるＥＢＰＭに関する取組の情報提供を行い、教育の質の向上に向け、国のみならず、地方自治体の教育政策におけるＥＢＰＭの強化を総合的に支援・推進していく。

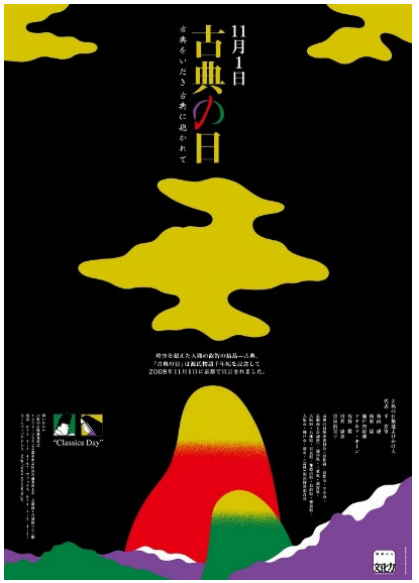
古典の日について

経　緯

◆　平成20年11月1日、「源氏物語千年紀委員会」（京都府や京都市をはじめ近畿の各府県、諸団体などで構成）が開催した記念式典（現上皇上皇皇后両陛下ご臨席）において、11月1日を「古典の日」とする宣言を行う。
※11月1日は、「紫式部日記」によって源氏物語の存在が確認される最古の日付が寛弘5年（1008）年11月1日であることに由来。
◆　平成24年3月、超党派の国会議員により『「古典の日」推進議員連盟』（会長：福田康夫元内閣総理大臣）が発足。平成24年9月、議員立法により、「古典の日に関する法律」が成立。

古典の日推進委員会

◆　源氏物語千年紀委員会を承継し、平成20年11月1日に宣言された古典の日について、その宣言の趣旨に沿った事業を展開するため、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー内に平成21年4月1日に設置。
◆　会長：村田純一　京都文化コンベンションビューロー理事長／村田機械(株)会長、特別顧問：文化庁長官



古典の日に関する法律の概要

（１）「古典」を、「文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、生活文化その他の文化芸術、学術又は思想の分野における古来の文化的所産であって、我が国において創造され、又は継承され、国民に多くの恵沢をもたらすものとして、優れた価値を有すると認められるに至ったもの」と定義
（２）11月1日を古典の日として制定
（３）国及び地方公共団体は、以下について努力することを規定
　○　古典の日における行事の実施
　○　古典の日を契機とした、学習及び教育の機会の整備、調査研究の推進及びその成果の普及
（４）公布の日（平成24年9月5日）から施行

国の取組

古典の日フォーラム（古典の日推進委員会主催、文化庁共催）

・平成21年より毎年開催。
・約1500人規模で開催され、古典に関する講演や対談、公演等のほか、国民文化祭との連携などを実施。
・令和7年は、江戸時代の文化として講演と人形浄瑠璃文楽を上演。



「教育・文化週間」における周知活動の実施

・教育・文化への関心と理解を深めることを目的として、11月１日～７日を教育・文化週間と位置づけ、様々な取組を実施。
・各自治体・関係機関への通知やSNS等の発信により、古典の日に関する法律の趣旨の広報・ 周知活動を実施。



社会人の学びを応援するポータルサイト『マナパス』



マナパス
社会人の大学等での学びを応援するサイト

『マナパス』について…

大学・専門学校の社会人向けプログラムを掲載！

「いつでも・どこでも・誰でも」学べる社会の実現に向けて、社会人の学びの情報を届けることを目的に開設された**文部科学省**が運営するサイトです！

（令和２年４月より本格運営開始、令和７年２月にリニューアル！）

（参考）リニューアル前のセッション数（令和6年4月～令和7年1月）224,092

1 ニーズに合わせた 講座検索



- ✓ 好きなことや興味のあることから探す「ジャンル別」のほか、「取得資格別」「金額別」「ランキング別」など様々な視点で自分に合った学びを探せる！
- ✓ 「場所」「方法」「費用支援有無」など希望に沿った検索も可能！

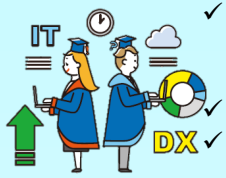
2 自分だけの学びの記録 マイページ・いいね機能

- ✓ 会員登録することで、お気に入り講座に「いいね♡」
- ✓ 興味のありそうな講座を自動オススメ！
- ✓ 最新講座情報も随時発信！
- ✓ デジタルバッジ登録など学習履歴の記録も可能！



※マイページ登録者数は**1458人**（令和7年2月時点）

3 社会人の学びに役立つ コラム・特集ページ



- ✓ 「リカレント教育」「経済的支援」「DX」など今注目されている情報を掲載！
- ✓ ホットテーマ×学びの情報を発信
- ✓ 最新の開発プログラムに関する情報も随時更新！

4 学びのロールモデルを探す 修了生インタビュー



- ✓ 実際に社会人で学んだ方の体験談を掲載！
- ✓ 社会人での学びがイメージしやすくなるはず！

5 人気の講座を見つける ランキング機能



- ✓ ビジネスや教養、情報といった分野別、正規課程や公開講座といった課程別のアクセスランキングを更新中！
- ✓ 人気講座から気になる講座が見つかる！

6 学習事例を確認できる 動画紹介

- ✓ 社会人の学びに対する教育界・産業界からのメッセージを掲載！
- ✓ 大学・専門学校等の学習事例も確認可能！



<他省庁システムとの連携>

「job tag（じょぶたぐ）」、「マナビDX（デラックス）」、「マイジョブ・カード」等、社会人に有益な情報を発信するサイトとも相互リンク等により連携！

マナビィ・メールマガジンをチェック！！



マナビィ
故石ノ森章太郎氏デザインの
生涯学習のマスコットです。
「学び」とミツバチの「Bee」を合わせ
「マナビィ」と名づけられました。
学ぶことが好きな「マナビィ」には
「学」という字のように触角が３本あります。

●マナビィ・メールマガジンとは？

生涯学習、社会教育をメインテーマに、文部科学省関連のイベントやお知らせなど、毎月２回（８日、24日）配信中
登録者数は、約15,500件

●主な配信コンテンツ

今月のニュース・お知らせ
全国の生涯学習の取組
総合教育政策局の施策紹介
月刊「社会教育」の記事掲載
国立青少年教育振興機構の取組
社会教育実践研究センターの活動
デジタル公民館 霞が関ナレッジスクエア
編集後記　など

登録・バックナンバーはコチラ↑

●登録方法

二次元コードを読み込むか、
下記アドレスもしくは「マナビィ・メルマガ」で検索！
→ http://www.mext.go.jp/magazine/#002

お問い合わせ

地域学習推進課 地域学習推進係
☎ 03-6734-2974
✉ manaby@mext.go.jp

ご清聴ありがとうございました

◎　図書館に関する法令、取組や様々な事例等を掲載しています

図書館の振興　検索